

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎市自殺対策の推進に関する年次報告及び第3次川崎市自殺対策総合推進計画（案）の策定について

**資料1** 川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成31（令和元）年度版）  
について（概要版）

**資料2** 川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成31（令和元）年度版）

**資料3** 第3次川崎市自殺対策総合推進計画（案）概要版

**資料4** 第3次川崎市自殺対策総合推進計画（案）

**資料5** 第3次川崎市自殺対策総合推進計画（案）の意見募集について

**参考資料** 第2次川崎市自殺対策総合推進計画

令和2年11月19日

健康福祉局

## 1 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書」について

- (1) 川崎市自殺対策の推進に関する条例第11条第1項に基づき、毎年度作成と議会への提出が定められた報告書
- (2) 作成に関しては、条例第11条第2項に基づき川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くこととしている

## 2 報告書の作成経過

- 平成25年12月 川崎市自殺対策の推進に関する条例（以下、「条例」）制定（平成26年4月施行）
- 平成27年3月 第1次川崎市自殺対策総合推進計画策定（実施年度：平成27年度～平成29年度）
- 平成28年11月 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成27年度版）」の公表
- 平成29年11月 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成28年度版）」の公表
- 平成30年3月 第2次川崎市自殺対策総合推進計画策定（実施年度：平成30年度～令和2年度）
- 平成30年11月 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成29年度版）」の公表
- 令和元年11月 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成30年度版）」の公表
- 令和2年9月 川崎市自殺対策評価委員会へ報告書について意見具申
- 令和2年10月 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議開催
- 令和2年10月 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議開催
- 令和2年11月 川崎市議会へ「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成31（令和元）年度版）」を提出及び公表

## 3 川崎市自殺対策評価委員会からの意見

令和2年9月28日開催 川崎市自殺対策評価委員会  
（条例第11条第2項に基づく意見）

- (1) 川崎市の定量的な目標の設定について、他の政令指定都市と比べ、設定の仕方に特徴があるため、その特徴についての記載があると良い。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容の変更等があったものもあるかと思われるが、その変更や事業推移について、今後の報告書での記載を検討すべき。

## 4 報告書の概要

### 第1章 川崎市における自殺の概要

- (1) 自殺死亡者数は199人（厚生労働省人口動態統計）

【表1 人口動態統計における自殺死亡者数及び自殺死亡率の推移】

|     |        | H26     | H27     | H28     | H29     | H30     | H31/R1  |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 川崎市 | 自殺死亡者数 | 246人    | 239人    | 178人    | 232人    | 214人    | 199人    |
|     | 自殺死亡率  | 16.8    | 16.2    | 12.0    | 15.4    | 14.1    | 13.0    |
| 全国  | 自殺死亡者数 | 24,417人 | 23,152人 | 21,017人 | 20,465人 | 20,031人 | 19,425人 |
|     | 自殺死亡率  | 19.5    | 18.5    | 16.8    | 16.4    | 16.1    | 15.7    |

※自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数

- (2) 年齢階級別の自殺者数では50歳代が最も多い（警察統計）

【表2 年齢階級別自殺死亡者数と割合（%）】

|        |    | ～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70～79歳 | 80歳  | 不詳   | 総数   |
|--------|----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|------|------|
| H31/R1 | 人数 | 9人   | 34人    | 30人    | 29人    | 40人    | 28人    | 17人    | 4人   | 0人   | 191人 |
|        | 割合 | 4.7% | 17.8%  | 15.7%  | 15.2%  | 20.9%  | 14.7%  | 8.9%   | 2.1% | 0.0% |      |

※割合（%）は総数に占める数字

- (3) 性別では概ね7対3で男性が多い（警察統計）

【表3 男女別自殺死亡者数と割合（%）】

|    | H26  |       | H27  |       | H28  |       | H29  |       | H30  |       | H31/R1 |       |
|----|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|--------|-------|
|    | 人数   | 割合    | 人数   | 割合    | 人数   | 割合    | 人数   | 割合    | 人数   | 割合    | 人数     | 割合    |
| 男性 | 134人 | 62.0% | 147人 | 69.3% | 119人 | 70.8% | 142人 | 68.9% | 115人 | 62.5% | 127人   | 66.5% |
| 女性 | 82人  | 38.0% | 65人  | 30.7% | 49人  | 29.2% | 64人  | 31.1% | 69人  | 37.5% | 64人    | 33.5% |
| 総数 | 216人 |       | 212人 |       | 168人 |       | 206人 |       | 184人 |       | 191人   |       |

※割合（%）は総数に占める数字

- (4) 自殺の原因・動機は多岐に渡るが健康問題が多い（警察統計）

【表4 自殺死亡者数における自殺の原因・動機の割合（%）】

|        | 家庭問題 | 健康問題  | 経済・生活問題 | 勤務問題 | 男女問題 | 学校問題 | その他   | 不詳    |
|--------|------|-------|---------|------|------|------|-------|-------|
| H31/R1 | 8.9% | 28.8% | 12.6%   | 9.4% | 5.2% | 1.6% | 11.0% | 39.8% |

※割合（%）は総数に占める数字

※警察統計において、原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としている

- (5) 自殺死亡者の約25%に自殺未遂歴がある（警察庁自殺統計）

【表5 自殺未遂歴の状況】

|        |    | 自殺未遂歴あり | 自殺未遂歴なし | 不詳    | 総数   |
|--------|----|---------|---------|-------|------|
| H31/R1 | 人数 | 47人     | 118人    | 26人   | 191人 |
|        | 割合 | 24.6%   | 61.8%   | 13.6% |      |

※割合（%）は総数に占める数字

## 第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

### (1) 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議

副市長が議長を務め、庁内の全局・室・部・区長で構成されており、自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定、自殺対策に関する情報交換及び調査、分析や庁内の関係課等による自殺対策に係る調整又は連携に関すること等を所管しており、課長級の幹事会も設けている。

### (2) 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議

自殺予防に関わる学識者や、司法、医療、労働、経済、福祉、教育といった15の関係機関や民間団体、行政機関で構成され、自殺対策に係る総合推進計画や関係機関等の情報交換、自殺対策に関する連絡調整、自殺対策事業に関する調査、研究及び情報交換に関することを所管している。

### (3) 川崎市自殺対策評価委員会

学識経験者3名、医師1名、市職員1名の計5名で構成されており、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに自殺対策に係る重要事項について調査・審議している。

## 第3章 平成31(令和元)年度の自殺対策の実施状況

条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとに26の部署が全78の取組みを実施。  
(下記は一部抜粋。詳細は報告書本編を参照。)

#### <1 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供>

自殺対策に関する調査研究(健康福祉局)、自殺未遂者実態把握(健康福祉局)

#### <2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進>

「いのち、こころの教育」の推進(教育委員会事務局)、自殺予防に関する普及啓発事業(健康福祉局)、産業保健分野への普及啓発(経済労働局)

#### <3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上>

市職員の人材育成、ゲートキーパー講習の実施(健康福祉局)、母子保健事業における人材育成研修(こども未来局)、自殺未遂者支援についての研修(健康福祉局)

#### <4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備>

川崎市職員メンタルヘルス対策(総務企画局)、アルコール関連問題への対策(健康福祉局)、心のバリアフリーに向けた取組(市民文化局)、がん患者やその家族への支援(病院局)

#### <5 自殺の発生を回避するための相談その他適切な対処を行う体制の整備及び充実>

ホームドア等の設置支援(まちづくり局)、子ども・子育て支援(こども未来局)、キャリアサポートかわさき(経済労働局)、男女共同参画センターにおける総合相談(市民文化局)、多重債務を含む消費生活相談(経済労働局)、児童支援活動の推進(教育委員会事務局)、生活困窮者への支援(健康福祉局)

#### <6 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援>

市民向け講演会の共催(健康福祉局)、かながわ自殺対策会議の設置(健康福祉局)

#### <7 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備>

精神科医療体制の整備(健康福祉局)、DPA T体制整備事業(健康福祉局)

#### <8 自殺未遂者に対する支援>

自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布(健康福祉局)、自殺未遂者及びその家族への支援(健康福祉局)

#### <9 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援>

遺児支援における連携(教育委員会事務局・こども未来局)、自死遺族の集いの開催(健康福祉局)、自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施(健康福祉局)

## 第4章 平成31(令和元)年度における目標の達成状況と評価

### (1) 自殺対策総合推進計画の定量的な目標について

第2次計画では、平成26年から平成28年の厚生労働省の人口動態統計における自殺死亡率の平均15.0を基準として、平成30年から令和2年の自殺死亡率の平均を5%以上減少(14.2以下)することを目指すとしている。

### (2) 定量的目標の達成状況と評価について

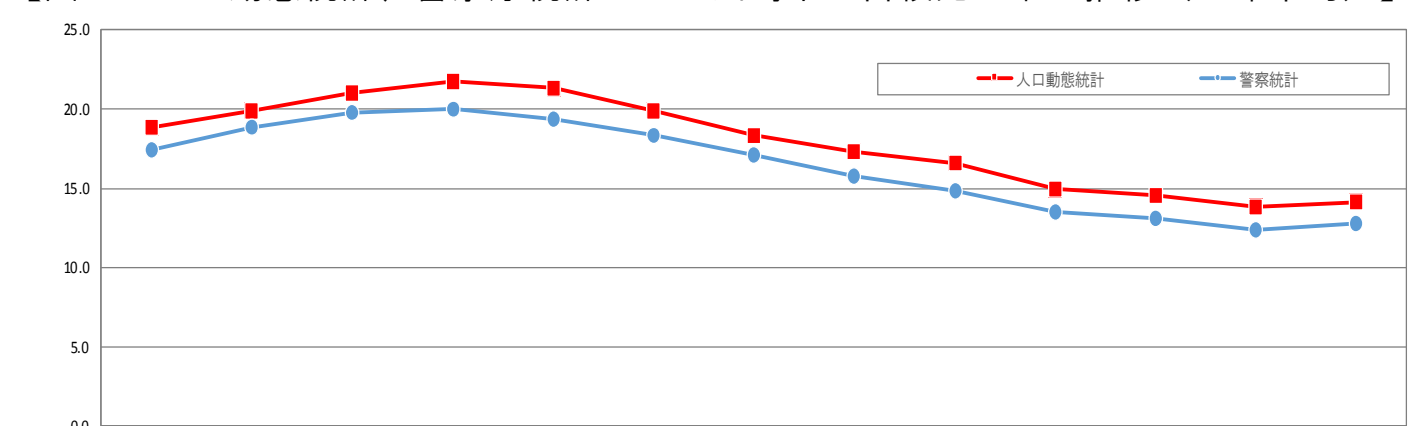
人口動態統計によると、平成31(令和元)年の自殺死亡率は13.0(自殺死者数199人)となっており、平成31(令和元)年は、計画に定める定量的目標を達成している。

【表6 人口動態統計及び警察庁自殺統計における自殺者数及び自殺死亡率の推移】

|        |       | H20  | H21  | H22  | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | H31/R1 |
|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 人口動態統計 | 自殺死者数 | 293人 | 317人 | 308人 | 284人 | 265人 | 243人 | 246人 | 239人 | 178人 | 232人 | 214人 | 199人   |
|        | 自殺死亡率 | 21.1 | 22.5 | 21.6 | 19.8 | 18.4 | 16.8 | 16.8 | 16.2 | 12.0 | 15.4 | 14.1 | 13.0   |
| 警察統計   | 自殺死者数 | 285人 | 289人 | 270人 | 269人 | 249人 | 221人 | 216人 | 212人 | 168人 | 206人 | 184人 | 191人   |
|        | 自殺死亡率 | 21.1 | 20.4 | 18.7 | 18.7 | 17.3 | 15.2 | 14.8 | 14.4 | 11.3 | 13.7 | 12.1 | 12.5   |

※自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数

【図1 人口動態統計、警察庁統計による川崎市の自殺死亡率の推移(3年平均)】



|        | H17-19 | H18-20 | H19-21 | H20-22 | H21-23 | H22-24 | H23-25 | H24-26 | H25-27 | H26-28 | H27-29 | H28-30 | H29-H31/R1 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 人口動態統計 | 18.8   | 19.9   | 21.0   | 21.7   | 21.3   | 19.9   | 18.3   | 17.3   | 16.6   | 15.0   | 14.5   | 13.8   | 14.2       |
| 警察統計   | 17.5   | 18.9   | 19.8   | 20.0   | 19.4   | 18.3   | 17.1   | 15.8   | 14.8   | 13.5   | 13.1   | 12.4   | 12.8       |

※自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数

### (3) 自殺対策総合推進計画の定性的な目標について

第2次計画からは定性的な目標として、自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図るとしている。

### (4) 定性的な目標の達成状況と評価について

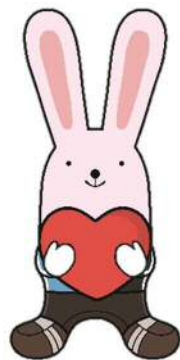
自殺対策においては、自殺に関連する要因が複雑であることを踏まえ、人々が抱える困難な状況を解決するために、各分野の相談機関だけでなく地域での支えあい等も含めた総合的な対策の推進が必要である。

この点は、本報告書の第3章及び参考資料に記載のとおり、精神保健福祉センターを中心に、庁内各局そして庁外の関係機関・団体の多岐にわたる取組を実施していることから、第1次計画から引き続き、自殺の実態分析や取組状況のより詳細な分析を踏まえて、地域に応じた総合的な対策の推進が図られている。



# 川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(平成 3 1 (令和元) 年度版)



令和 2 年 1 1 月

川崎市健康福祉局



## はじめに

全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続して、年間3万人を超える状況が続いておりました。平成24年以降は年間3万人を下回りましたが、依然として深刻な事態は続いています。

川崎市においても、近年は減少傾向に転じていますが、平成31（令和元）年においては約200人の方が亡くなられており、深刻な状況が続いております。

平成25年12月に川崎市議会において、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」が議員提案により制定され、同条例に基づき、平成27年3月に自殺対策総合推進計画を策定いたしました。

平成30年度からは第2次計画を推進し、「学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働しながら、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指します。」という基本理念のもと、総合的な自殺対策に取り組んでいます。

この自殺対策の推進に関する報告書は、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき、毎年度作成するもので、今般、平成31（令和元）年度の自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに本市の自殺の概要についてとりまとめました。

今年度、次の3年間を計画期間とする次期自殺対策総合推進計画の策定も併せて進めており、新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえ、自殺対策のより一層の総合的な推進を図るため、地域包括ケアシステムを推進するとともに、今後も「ひとりでも多くのいのちを守る」ために積極的に対策を進めてまいります。

本書を御覧いただきまして、本市の自殺総合対策の現状や取組について御理解いただければ幸いです。

令和2年11月

川崎市長 福田 紀彦



# 目 次

## 第 1 章 川崎市における自殺の概要

- 1 自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第 2 章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

- 1 川崎市における自殺対策の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 自殺対策総合推進計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 自殺対策総合推進計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について・・・・ 15

## 第 3 章 平成 31（令和元）年度の自殺対策の実施状況

- 1 3つの会議体の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 条例第 9 条第 1 項に規定された 9 つの事項ごとの実施状況について・・・・ 16
- 方針 1 自殺の実情を知る
  - (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供・・・・ 16
  - (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 方針 2 自殺防止のためにつながる
  - (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上・・・・・・・・・・ 17
  - (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に関する体制の整備・・・・ 18
  - (5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実・・・・ 19
  - (6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援・・・・・・・・・・ 21
- 方針 3 自殺防止のために支える
  - (7) 自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備・・・・ 21
  - (8) 自殺未遂者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - (9) 自殺者及び自殺未遂者の親族に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 第 2 次川崎市自殺対策総合推進計画における主要な課題に対する取組の経過報告・・・・ 23

## 第 4 章 平成 31（令和元）年度における目標の達成状況と評価

- 1 自殺対策総合推進計画の定量的目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 定量的目標の達成状況と評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 自殺対策総合推進計画の定性的な目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 定性的な目標の達成状況と評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26



## 参考

- 1 計画の取組項目の平成31（令和元）年度における実施状況について・・・28
- 2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見・・・・・・・・・・72

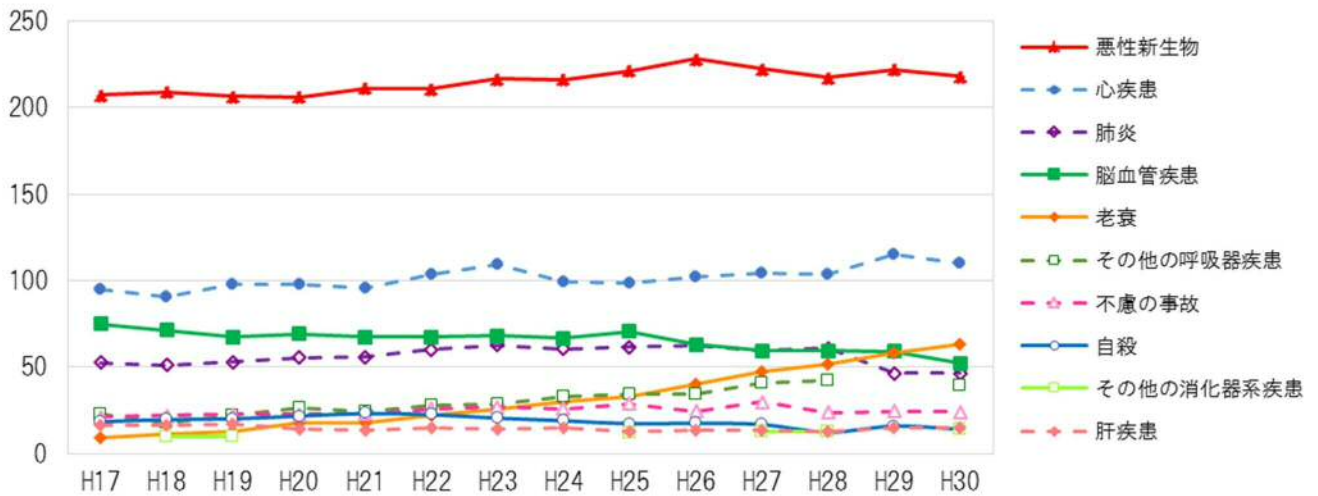
## 資料

- 1 川崎市自殺対策の推進に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
- 2 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱・・・・・・・・・・78
- 3 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱・・・・・・・・・・80
- 4 川崎市自殺対策評価委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

# 第1章 川崎市における自殺の概要

## 1 自殺の現状

図1 川崎市における死因別死亡率の推移（人口動態統計）

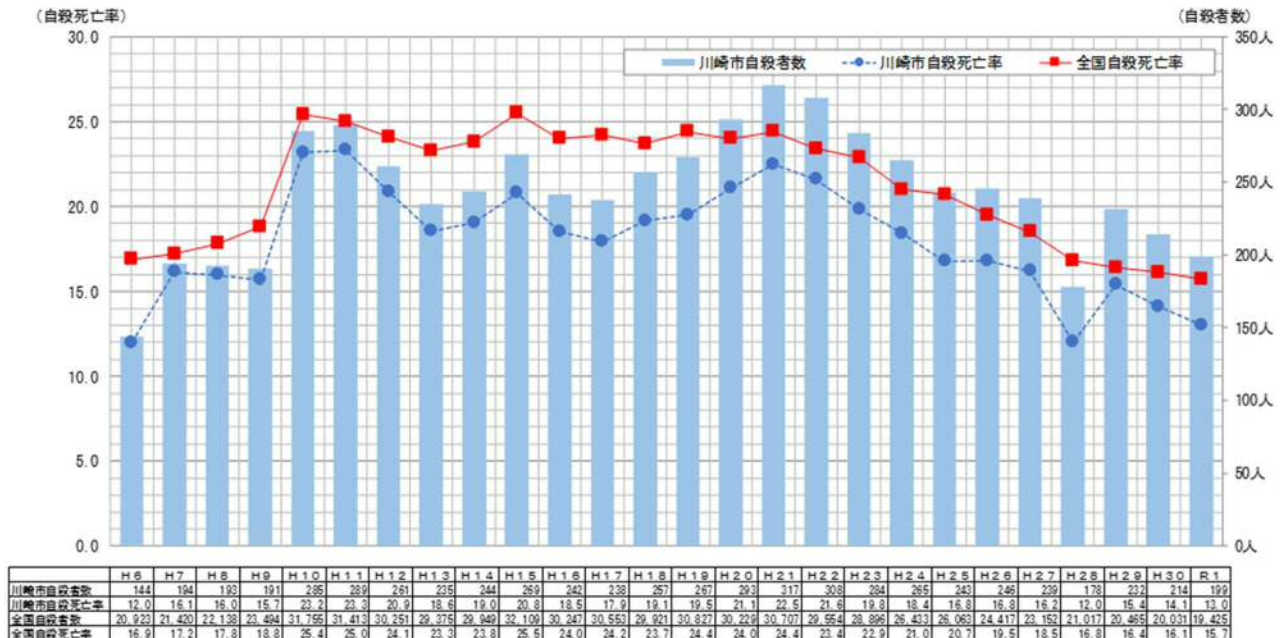


※ 死亡率は人口10万人あたりの死者数

出典：川崎市総務企画局統計情報課推計人口及び厚生労働省人口動態統計より川崎市精神保健福祉センター作成

川崎市における死因別死亡率の年次推移では、自殺は、平成17年以降6位または7位で推移し、平成23年から27年は8位、平成28年は10位、平成29年は8位、平成30年は10位であった。

図2 川崎市と全国の自殺死亡率の推移（人口動態統計）

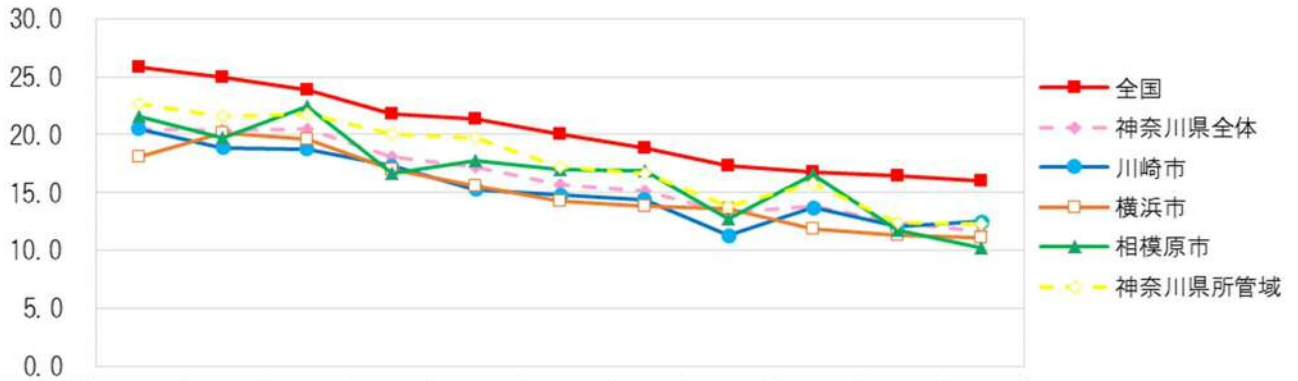


※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数 ※2 人口動態統計は確定値を使用

出典：川崎市総務企画局統計情報課推計人口及び厚生労働省人口動態統計より川崎市精神保健福祉センター作成

川崎市の自殺死亡率は、平成10年の自殺死亡率の急増以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあったが、平成17年を下げ止まりとして一旦上昇に転じた。その後、平成21年をピークに再度減少が続いた。平成27年から29年にかけては大きな減少と増加があり、その後は減少している。

図3 全国・神奈川県・川崎市の自殺死亡率の推移（警察統計）



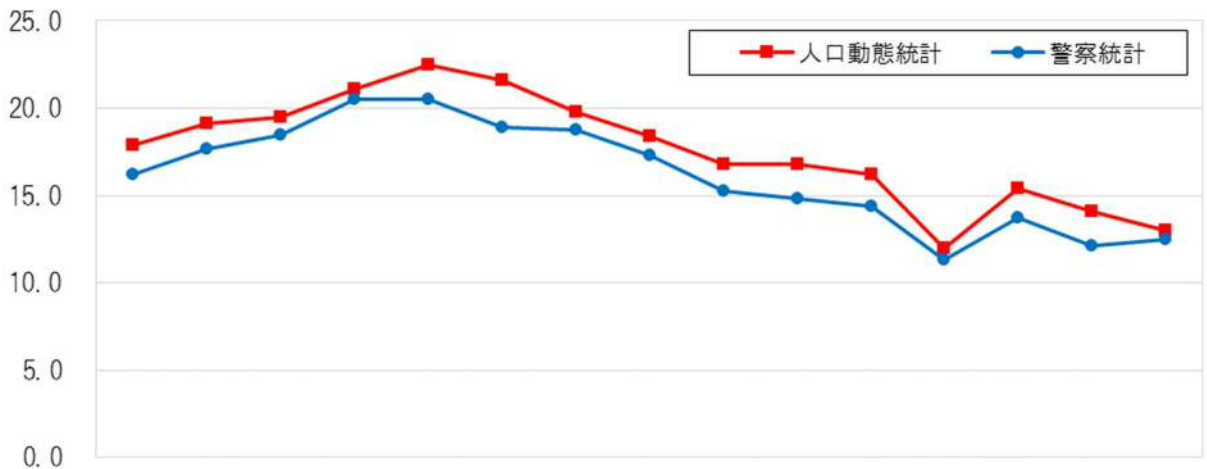
|         | H21  | H22  | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全国      | 25.8 | 24.9 | 23.9 | 21.8 | 21.4 | 20.0 | 18.9 | 17.3 | 16.8 | 16.5 | 16.0 |
| 神奈川県全体  | 20.5 | 20.4 | 20.5 | 18.1 | 17.2 | 15.7 | 15.2 | 13.3 | 13.9 | 12.4 | 11.7 |
| 川崎市     | 20.5 | 18.9 | 18.8 | 17.3 | 15.3 | 14.8 | 14.4 | 11.3 | 13.7 | 12.1 | 12.5 |
| 横浜市     | 18.1 | 20.2 | 19.6 | 17.0 | 15.6 | 14.3 | 13.9 | 13.6 | 11.9 | 11.3 | 11.1 |
| 相模原市    | 21.6 | 19.7 | 22.4 | 16.7 | 17.8 | 17.0 | 16.9 | 12.8 | 16.6 | 11.8 | 10.3 |
| 神奈川県所管域 | 22.7 | 21.6 | 21.8 | 20.1 | 19.7 | 17.2 | 16.7 | 13.9 | 15.8 | 12.4 | 12.3 |

※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数

出典：警察庁自殺統計より川崎市精神保健福祉センター作成

自殺死亡率は、平成21年以降、全国、神奈川県、川崎市とも減少傾向にある。川崎、相模原、県所管域では、平成27年から29年にかけては大きな減少と増加があったが、横浜にはそれはなく、単調に減少している。

図4 川崎市における自殺者数・自殺死亡率の年次推移



|        | H17   | H18  | H19  | H20  | H21  | H22  | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   |      |
|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 人口動態統計 | 自殺者数  | 238人 | 257人 | 267人 | 293人 | 317人 | 308人 | 284人 | 265人 | 243人 | 246人 | 239人 | 178人 | 232人 | 214人 | 199人 |
|        | 自殺死亡率 | 17.9 | 19.1 | 19.5 | 21.1 | 22.5 | 21.6 | 19.8 | 18.4 | 16.8 | 16.8 | 16.2 | 12.0 | 15.4 | 14.1 | 13.0 |
| 警察統計   | 自殺者数  | 215人 | 237人 | 254人 | 285人 | 289人 | 270人 | 269人 | 249人 | 221人 | 216人 | 212人 | 168人 | 206人 | 184人 | 191人 |
|        | 自殺死亡率 | 16.2 | 17.7 | 18.5 | 20.5 | 20.5 | 18.9 | 18.8 | 17.3 | 15.3 | 14.8 | 14.4 | 11.3 | 13.7 | 12.1 | 12.5 |

※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数

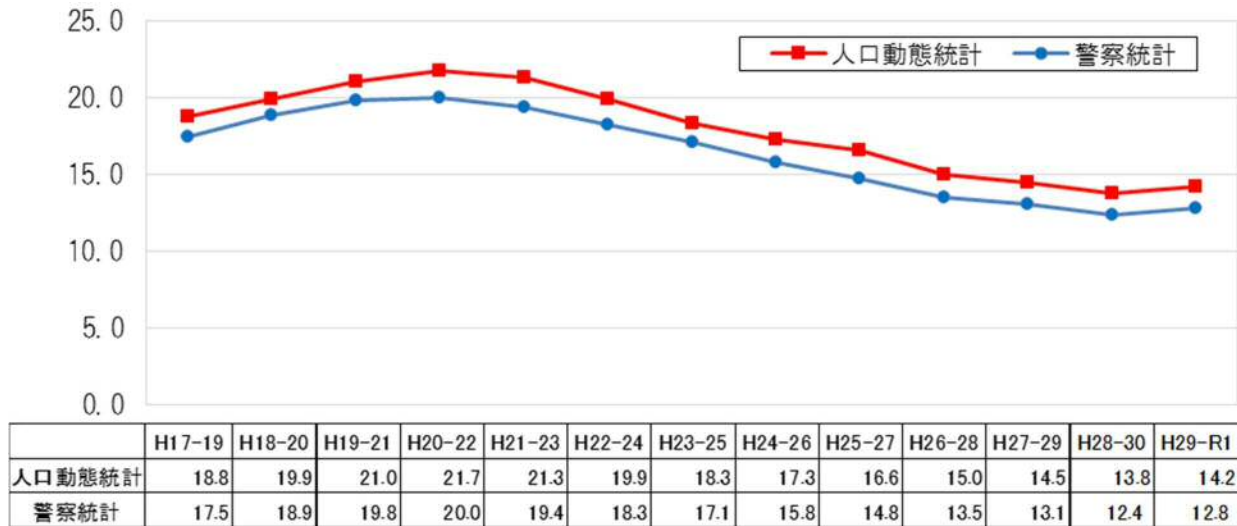
※2 人口動態統計は確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計及び警察庁自殺統計より川崎市精神保健福祉センター作成

警察統計、人口動態統計とも、自殺死亡率は平成21年以降減少傾向にあるものの、両者とも平成27年から29年にかけて大きな減少と増加があり、その後はおおむね減少傾向にある。

なお、人口動態統計の自殺者数が警察統計の自殺者数を上回る原因については、「川崎市の住民票を持っていて川崎市外で自殺する人の数」が「川崎市の住民票を持たずに川崎市内で自殺する人の数」に比べ大きいことなどによると考えられる。

図5 人口動態統計、警察庁自殺統計による川崎市の自殺死亡率の推移（3年平均）



※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数 ※2 人口動態統計は確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計及び警察庁自殺統計より川崎市精神保健福祉センター作成

第2次川崎市自殺対策総合推進計画では、定量的目標として、人口動態統計における過去3年間（平成26（2014）年～平成28（2016）年）の自殺死亡率の平均15.0を基準として、次の3年間の平均を5%以上減少（14.2以下）することとした。3年平均の自殺死亡率は警察統計、人口動態統計ともに平成20～22年以降減少が続いていたが、平成29年～令和元年はやや増加し、人口動態統計の数値は第2次計画の目標値14.2であった。

表1 年齢階級別自殺者数と割合（%）の推移（警察統計）

|        | H21  |        | H22  |        | H23  |        | H24  |        | H25  |        | H26  |        | H27  |        | H28  |        | H29  |        | H30  |        | R1   |        |
|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
|        | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     |
| ～19歳   | 5人   | 1.7%   | 6人   | 2.2%   | 10人  | 3.7%   | 6人   | 2.4%   | 4人   | 1.8%   | 3人   | 1.4%   | 7人   | 3.3%   | 4人   | 2.4%   | 6人   | 2.9%   | 5人   | 2.7%   | 9人   | 4.7%   |
| 20～29歳 | 38人  | 13.1%  | 28人  | 10.4%  | 39人  | 14.5%  | 48人  | 19.3%  | 28人  | 12.7%  | 31人  | 14.4%  | 30人  | 14.2%  | 27人  | 16.1%  | 29人  | 14.1%  | 25人  | 13.6%  | 34人  | 17.8%  |
| 30～39歳 | 53人  | 18.3%  | 37人  | 13.7%  | 51人  | 19.0%  | 35人  | 14.1%  | 45人  | 20.4%  | 37人  | 17.1%  | 36人  | 17.0%  | 25人  | 14.9%  | 34人  | 16.5%  | 33人  | 17.9%  | 30人  | 15.7%  |
| 40～49歳 | 58人  | 20.1%  | 56人  | 20.7%  | 51人  | 19.0%  | 50人  | 20.1%  | 47人  | 21.3%  | 42人  | 19.4%  | 35人  | 16.5%  | 29人  | 17.3%  | 27人  | 13.1%  | 37人  | 20.1%  | 29人  | 15.2%  |
| 50～59歳 | 45人  | 15.6%  | 50人  | 18.5%  | 40人  | 14.9%  | 30人  | 12.0%  | 28人  | 12.7%  | 38人  | 17.6%  | 40人  | 18.9%  | 30人  | 17.9%  | 30人  | 14.6%  | 25人  | 13.6%  | 40人  | 20.9%  |
| 60～69歳 | 49人  | 17.0%  | 48人  | 17.8%  | 40人  | 14.9%  | 40人  | 16.1%  | 36人  | 16.3%  | 30人  | 13.9%  | 23人  | 10.8%  | 27人  | 16.1%  | 34人  | 16.5%  | 23人  | 12.5%  | 28人  | 14.7%  |
| 70～79歳 | 28人  | 9.7%   | 26人  | 9.6%   | 25人  | 9.3%   | 31人  | 12.4%  | 19人  | 8.6%   | 20人  | 9.3%   | 27人  | 12.7%  | 17人  | 10.1%  | 30人  | 14.6%  | 24人  | 13.0%  | 17人  | 8.9%   |
| 80歳以上  | 13人  | 4.5%   | 18人  | 6.7%   | 13人  | 4.8%   | 9人   | 3.6%   | 13人  | 5.9%   | 14人  | 6.5%   | 13人  | 6.1%   | 8人   | 4.8%   | 16人  | 7.8%   | 12人  | 6.5%   | 4人   | 2.1%   |
| 不詳     | 0人   | 0.0%   | 1人   | 0.4%   | 0人   | 0.0%   | 0人   | 0.0%   | 1人   | 0.5%   | 1人   | 0.5%   | 1人   | 0.5%   | 1人   | 0.6%   | 0人   | 0.0%   | 0人   | 0.0%   | 0人   | 0.0%   |
| 総数     | 289人 | 100.0% | 270人 | 100.0% | 269人 | 100.0% | 249人 | 100.0% | 221人 | 100.0% | 216人 | 100.0% | 212人 | 100.0% | 168人 | 100.0% | 206人 | 100.0% | 184人 | 100.0% | 191人 | 100.0% |

※ 割合は総数に占める割合（%）

出典：警察庁自殺統計より川崎市精神保健福祉センター作成

年齢階級別では、それぞれの年で変動はあるものの、40歳未満、40歳～59歳、60歳以上がそれぞれ3分の1程度を占めている。平成27年から28年の減少には、30～39歳、50～59歳、70～79歳の減少の影響が大きく、平成28年から29年の増加には、30～39歳、60～69歳、70～79歳、80歳以上の増加の影響が大きかった。平成30年は40～49歳で増加、50歳以上の各年齢階級で減少した。令和元年は、20～29歳、50～59歳などで増加、40～49歳などで減少した。

表2 男女別自殺者数と割合（%）の推移（警察統計）

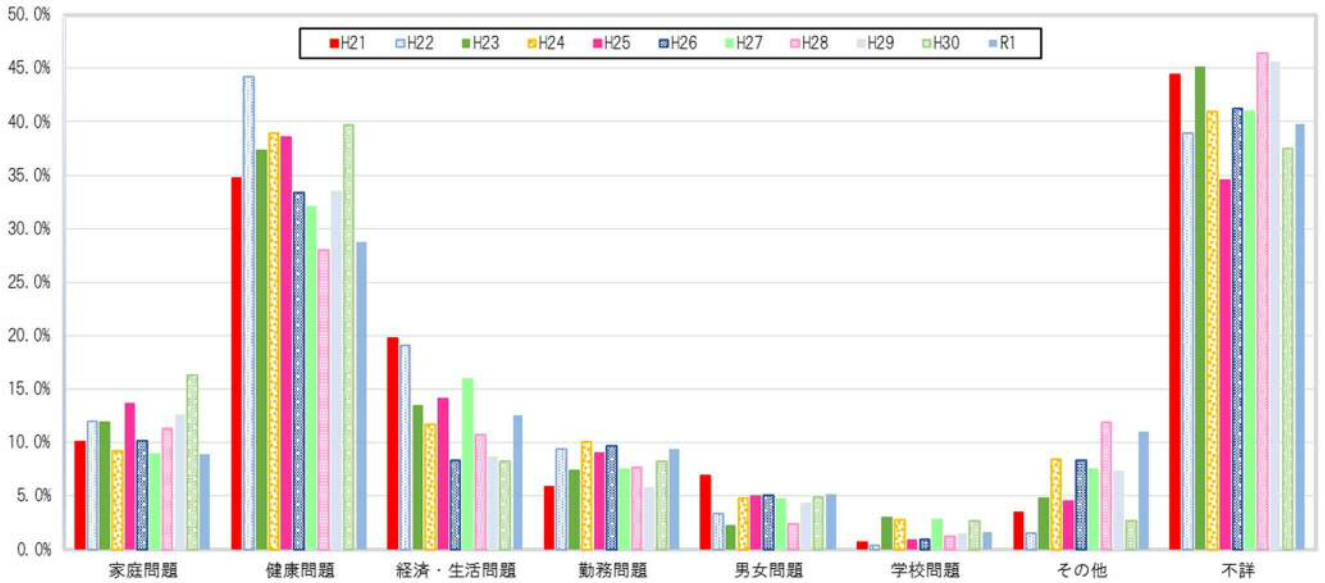
|    | H21  |        | H22  |        | H23  |        | H24  |        | H25  |        | H26  |        | H27  |        | H28  |        | H29  |        | H30  |        | R1   |        |
|----|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
|    | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     |
| 男  | 200人 | 69.2%  | 181人 | 67.0%  | 185人 | 68.8%  | 177人 | 71.1%  | 166人 | 75.1%  | 134人 | 62.0%  | 147人 | 69.3%  | 119人 | 70.8%  | 142人 | 68.9%  | 115人 | 62.5%  | 127人 | 66.5%  |
| 女  | 89人  | 30.8%  | 89人  | 33.0%  | 84人  | 31.2%  | 72人  | 28.9%  | 55人  | 24.9%  | 82人  | 38.0%  | 65人  | 30.7%  | 49人  | 29.2%  | 64人  | 31.1%  | 69人  | 37.5%  | 64人  | 33.5%  |
| 総計 | 289人 | 100.0% | 270人 | 100.0% | 269人 | 100.0% | 249人 | 100.0% | 221人 | 100.0% | 216人 | 100.0% | 212人 | 100.0% | 168人 | 100.0% | 206人 | 100.0% | 184人 | 100.0% | 191人 | 100.0% |

※ 割合は総数に占める割合（%）

出典：警察庁自殺統計より川崎市精神保健福祉センター作成

男女比は7対3であった。

図6 自殺者数における原因・動機別の割合の推移（警察統計）



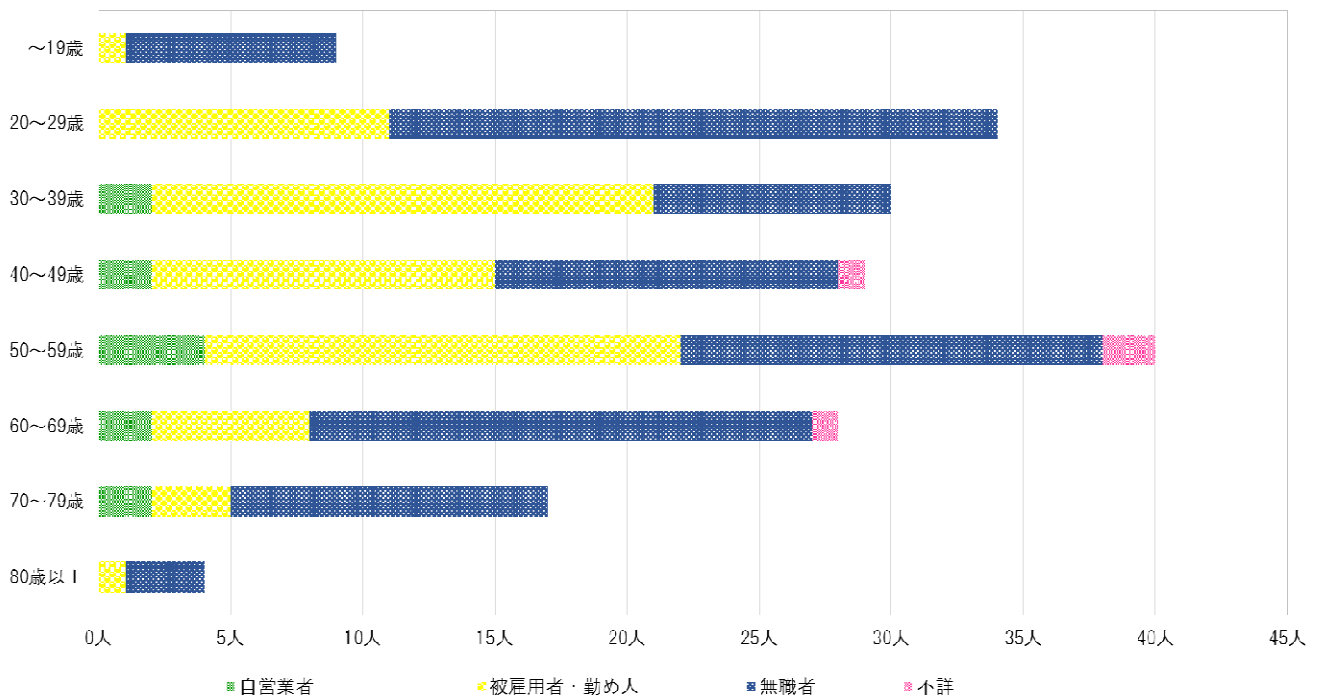
※ 割合は総数に占める割合（％）

※ 警察統計において、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としている

出典：警察庁自殺統計より川崎市精神保健福祉センター作成

自殺の原因・動機は、不詳を除くと、最も多いのは「健康問題」で、約3割を占め、「経済・生活問題」「その他」「勤務問題」などと続く。不詳は約4割を占めている。

図7 年齢階級別、職業別の自殺者数（警察統計）



出典：警察庁自殺統計より川崎市精神保健福祉センター作成

30～39歳、40～49歳、50～59歳では、「被雇用者・勤め人」または「自営業者」の有職者の割合が高く、半数以上を占める。その他の年齢階級では、無職者の割合が高い。

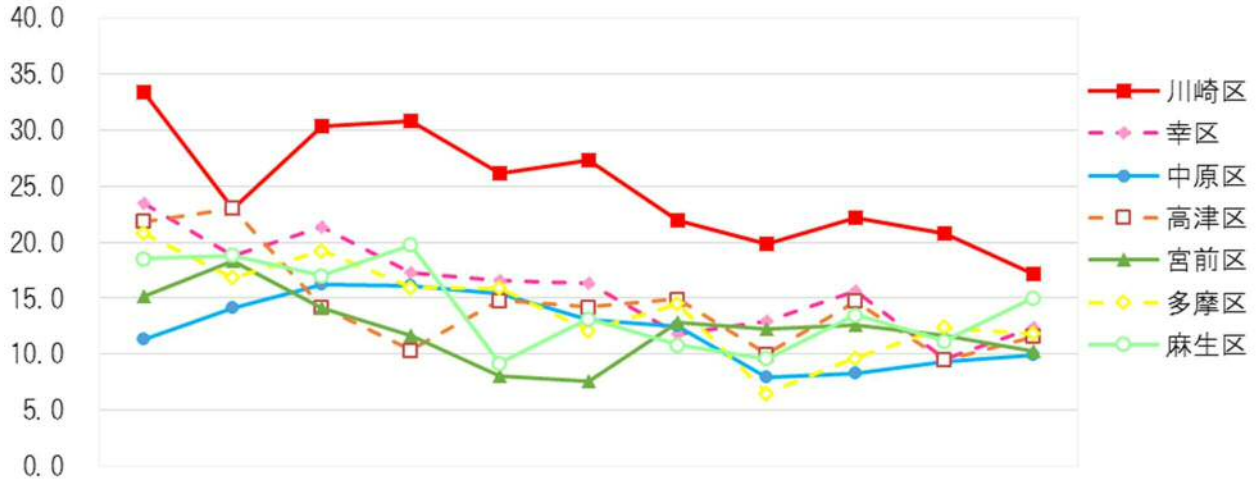
表3 自殺未遂歴の状況（警察統計）

| 自殺未遂歴の有無 | H21  |      | H22  |      | H23  |      | H24  |      | H25  |      | H26  |      | H27  |      | H28  |      | H29  |      | H30  |      | R1   |      |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|          | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   |
| 未遂歴あり    | 54人  | 18.7 | 49人  | 18.1 | 54人  | 20.1 | 55人  | 22.1 | 53人  | 24.0 | 53人  | 24.5 | 53人  | 25.0 | 31人  | 18.5 | 43人  | 20.9 | 43人  | 23.4 | 47人  | 24.6 |
| 未遂歴なし    | 166人 | 57.4 | 148人 | 54.8 | 154人 | 57.2 | 138人 | 55.4 | 133人 | 60.2 | 129人 | 59.7 | 128人 | 60.4 | 101人 | 60.1 | 132人 | 64.1 | 116人 | 63.0 | 118人 | 61.8 |
| 不詳       | 69人  | 23.9 | 73人  | 27.0 | 61人  | 22.7 | 56人  | 22.5 | 35人  | 15.8 | 34人  | 15.7 | 31人  | 14.6 | 36人  | 21.4 | 31人  | 15.0 | 25人  | 13.6 | 26人  | 13.6 |

出典：警察庁自殺統計より川崎市精神保健福祉センター作成

自殺者のうち、自殺未遂歴のある者は4－5人に1人程度である。

図8 自殺死亡率の区別年次推移（警察統計）



|     | H21  | H22  | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 川崎区 | 33.3 | 23.0 | 30.4 | 30.8 | 26.1 | 27.3 | 21.9 | 19.9 | 22.2 | 20.7 | 17.2 |
| 幸区  | 23.5 | 18.8 | 21.3 | 17.3 | 16.5 | 16.4 | 11.8 | 12.9 | 15.7 | 9.6  | 12.3 |
| 中原区 | 11.3 | 14.1 | 16.2 | 16.1 | 15.4 | 13.1 | 12.5 | 8.0  | 8.3  | 9.3  | 9.9  |
| 高津区 | 21.8 | 23.0 | 14.2 | 10.4 | 14.8 | 14.2 | 14.9 | 10.0 | 14.8 | 9.5  | 11.6 |
| 宮前区 | 15.2 | 18.3 | 14.2 | 11.7 | 8.1  | 7.6  | 12.9 | 12.3 | 12.6 | 11.7 | 10.3 |
| 多摩区 | 20.8 | 16.8 | 19.2 | 15.9 | 15.9 | 12.1 | 14.5 | 6.5  | 9.7  | 12.4 | 11.8 |
| 麻生区 | 18.5 | 18.8 | 17.0 | 19.7 | 9.2  | 13.2 | 10.8 | 9.6  | 13.5 | 11.2 | 15.0 |
| 全市  | 20.5 | 18.9 | 18.8 | 17.3 | 15.3 | 14.8 | 14.4 | 11.3 | 13.7 | 12.1 | 12.5 |

※ 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数

出典：警察庁自殺統計より川崎市精神保健福祉センター作成

区別の自殺死亡率は、平成21年から令和元年の全ての年で、川崎区が最も高い（平成22年は高津区と同率）。平成27年から平成29年については、平成28年に幸区を除く6区で減少し、平成29年には全ての区で増加し、その中でも高津区と多摩区における減少と増加が大きかった。平成30年は、中原区と多摩区を除く5区で減少した。令和元年は、川崎区、宮前区、多摩区で減少し、他4区では増加した。

## 第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

### 1 川崎市における自殺対策の経緯

全国と同様、川崎市においても平成10年に自殺死亡率は急増した。川崎市においては平成14年の精神保健福祉センター設置以降、うつ病の相談並びに家族セミナー等を実施し、平成17年度には市民意識実態調査にこころの健康というテーマで自殺に関する設問を設けた。

平成18年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法等の理解を促進することを目的に、市民を対象とする「こころの健康セミナー」を開始した。

平成19年度には、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討を行うことを目的に、司法・医療・福祉・民間・行政関係機関等から構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県内3県市共同<sup>\*1</sup>により設置した。また、首都圏内8都県市共同<sup>\*2</sup>による自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置した。この会議は、平成22年に政令指定都市に移行した相模原市が加わり、神奈川県内4県市共同、首都圏内9都県市共同となった。さらに、市内の自殺総合対策に係る関係課等の密接な連携と協力を図るため、川崎市自殺総合対策市内連絡会議を設置した。その他に、自殺の事後対応に関わる事業として、神奈川県と合同で自死遺族の相談支援を目的とする自死遺族の集いを開始した。

平成20年度には、自殺総合対策の推進を図るため、川崎市の自殺に関する統計分析を多角的に行い、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、自殺総合対策の基礎資料を作成することを目的とする川崎市自殺対策統計分析を開始した。また、自殺の事前予防に関わる事業として、うつ病について診断や治療技術の向上を図り、うつ病の早期発見・早期治療につなぐことを目的に、身体科医師を対象とする「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業」を開始したほか、自殺問題の知識や自殺念慮者、自死遺族への支援に関する理解の促進を目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援基礎研修を開始した。さらに、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、自殺対策に係る普及啓発に関する情報の共有並びに協議、連携することを目的とするかながわ自殺対策会議普及啓発部会を神奈川県・横浜市と共同で設置した。

平成21年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺予防の取り組みを周知することを目的とする自殺予防街頭キャンペーンを「かながわ自殺対策会議」の普及啓発活動の一環として開始するとともに、支援の実際を学び、自殺関連相談技術を向上させることを目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援技術研修を開始した。また、危機介入に関わる事業として、川崎区をモデル地区とし、高齢者を対象としたうつ病のスクリーニングや民生委員等を対象とした普及啓発事業を開始した。さらに、自殺の事後対応に関わる事業として、孤立しがちな自死遺族の相談を受け、適切な支援につなげることを目的とする川崎市自死遺族ホットラインを設置し、平成19年度から神奈川県と合同で開催していた自死遺族の集いを川崎市単独の開催とした。また、これらの事業を効率的に進めるため、精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置した。

平成22年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺関連相談技術の向上やゲートキーパー<sup>\*3</sup>という役割への理解の促進を目的に、保健、医療、福祉等機関の従事者を対象とする自殺予防セミナーの実施や、自殺予防の考え方を中心とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を目的とする市内学校の教職員を主な対象とする自殺対策に関する学校出前講座を開始した。また、自殺発生の危機介入に関わる事業として、自殺未遂者への適切な対応が自殺企図防止に有効となるため、今後の効果的な自殺未遂者対策の推進及び自殺未遂者対策を行う上での基礎資料の作成を目的とする川崎市にお

ける自殺企図患者・自傷行為患者に関する対応事業を開始した。

平成23年度には、川崎市自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」を誕生させ、普及啓発資材を作成するなど、自殺対策に係る普及啓発活動を進めた。

このように平成19年度に庁内外との連携のための3つの会議体を設置して以降、平成23年度までに自殺総合対策を推進する事業を主に他州市との協調や委託により整備した。

平成25年度には、健康福祉委員会から発議の提案がなされたことをきっかけに、条例を制定し、平成26年4月に施行した。また、それぞれの地域の実情に応じた対策を講じていく必要性の高まりから、平成20年度より設置していた神奈川県内4州市共同の「かながわ自殺対策会議」の普及啓発部会を解消し、各州市に地域部会を設置した。

平成26年度には、条例を踏まえ、平成20年度より設置していた川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、新たに庁内体制として川崎市自殺対策総合推進会議を設置した。また、条例に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議を中心に、川崎市自殺対策総合推進計画（以下「計画」という。）を平成27年3月に策定した。

平成27年度には、この計画に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議に加えて、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議と川崎市自殺対策評価委員会を設置し、現在の推進体制となった。（P11図9参照）また、評価委員会委員の協力を得て、帝京大学医学部附属溝口病院への委託事業と連携して実施している自殺及び防止対策の実態把握の一つとして、川崎市消防局の協力のもと、「自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査」を行い、報告書を取りまとめた。

平成28年度には、条例及び計画に示された課題の中で未着手であった自殺未遂者に対する支援に対応するため、前年度に実施した実態調査の結果をもとに、自損救急搬送データと三次救急を担う川崎市内3病院の医療記録のリンケージによる分析を行う自損事故救急搬送事例調査を開始した。また、自損事故救急搬送事例調査を進める一方で、川崎市中部地区の医療機関及び行政機関の関係者に有識者を交えて、自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始した。さらに、地域包括ケアシステムに関係する行政・団体職員等を対象に地域包括ケアシステムの中で自殺対策の一層の推進を図ることを目的とし、「地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修」を開始した。

平成29年度には、これまでの取組と自殺対策評価委員会等の3つの会議体における意見等を踏まえ、川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、平成30年3月に第2次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

平成30年度には、第2次川崎市自殺対策総合推進計画が開始となり、推進体制において、より有機的に相互の会議体が連携できるよう一部名称変更を行うとともに、庁内体制については、全庁体制に移行した。また、自殺未遂者支援については、川崎市中部地区での意見交換会を発展させ、連携支援のモデル構築と事業の実現可能性の検討を行うため、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始した。

平成31（令和元）年度は、第2次川崎市自殺対策総合推進計画における各取組項目の取組状況を的確に把握するため、川崎市自殺対策評価委員会からの意見をもとに川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書に、構成事務事業や主要指標、課題やそれに対する改善の方向性の項目を追加し、成果と課題の把握をさらに進めた。また、平成30年度に引き続き、自殺未遂者支援に取組みながら、自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証のためのアンケート調査や、ゲートキーパー研修におけるヒアリング調査等を実施した。

このように、川崎市の自殺の実態を踏まえ、自殺対策の推進に取り組んでおり、今後も計画に基づき、必要な施策を講じていく。



※1 神奈川県・横浜市・川崎市

※2 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

※3 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守り、自殺につながりそうなことにストップをかける「命の門番」となる人のこと

表4 川崎市における自殺対策の経緯

| 年             | 取組  |
|---------------|---|
| 平成14年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉センター設置</li> <li>・うつ病の相談並びに家族セミナーの開催を開始</li> </ul>   |
| 平成17年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識実態調査(現市民アンケート)を実施</li> </ul>  |
| 平成18年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回こころの健康セミナーを開催</li> </ul>   |
| 平成19年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県と合同で自死遺族の集いの開催を開始</li> <li>・神奈川県・横浜市と共同でかながわ自殺対策会議を設置</li> <li>・8都県市*1共同で八都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置</li> <li>・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を設置</li> </ul>  |
| 平成20年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を設置</li> <li>・かかりつけ医うつ病対応力向上研修会を開始(委託先:公益社団法人川崎市医師会)</li> <li>・自殺対策相談支援基礎研修を開始</li> <li>・統計分析業務を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> </ul>  |
| 平成21年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防街頭キャンペーンを開始</li> <li>・自殺対策相談支援技術研修を開始</li> <li>・川崎区をモデル地区とした川崎市地域自殺対策ハイリスク者への対応事業を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> <li>・川崎市自死遺族ホットラインを設置(委託先:社会福祉法人川崎いのちの電話)</li> <li>・自死遺族の集いの開催を市単独での開催に変更</li> <li>・精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置</li> </ul> |
| 平成22年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策に関する学校出前講座を開始</li> <li>・従事者支援向けの自殺予防セミナーを開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> <li>・自殺未遂者支援事業委託を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> </ul>   |
| 平成23年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市自殺対策キャラクターうさびー誕生</li> </ul>  |
| 平成24年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市フロンターレ市政記念試合にうさびー登場</li> </ul>   |
| 平成25年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を解消</li> <li>・川崎市自殺対策の推進に関する条例を制定</li> </ul>  |
| 平成26年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、川崎市自殺対策総合推進会議を設置</li> <li>・川崎市自殺対策総合推進計画策定</li> </ul>   |
| 平成27年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議設置</li> <li>・川崎市自殺対策評価委員会設置</li> <li>・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を実施(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> </ul>  |
| 平成28年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> <li>・川崎市中部地区における自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始</li> <li>・地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修を開始</li> </ul>   |
| 平成29年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施</li> <li>・第2次川崎市自殺対策総合推進計画策定</li> </ul>  |
| 平成30年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市自殺対策総合推進会議を川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議に名称変更し、全庁体制へ移行</li> <li>・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議に名称変更</li> <li>・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> </ul>   |
| 平成31年<br>令和元年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書の改変を実施</li> <li>・自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証を実施(委託先:日本社会事業大学)</li> <li>・ゲートキーパー研修の効果検証と今後の研修資料開発を開始(委託先:武蔵野大学)</li> </ul>   |

※1 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

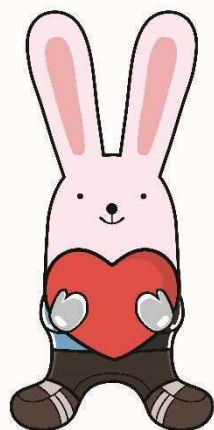
## 2 自殺対策総合推進計画の推進体制

川崎市においては、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課と精神保健福祉センターが事務局となつて、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会という3つの会議体を運営、連携させることで自殺対策を推進している。(P 11 図9参照)

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議は、平成26年4月に設置された川崎市自殺対策総合推進会議を発展させたもので、副市長が議長を務め、平成30年4月から庁内の全局・室・部・区長で構成されている。この会議は、自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定、自殺対策に関する情報交換及び調査、分析や庁内の関係課等による自殺対策に係る調整又は連携に関すること等を所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。この会議には課長級の幹事会を設けている。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議は、平成27年4月に設置された川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議平成30年4月に名称変更したもので、自殺予防に関わる学識者や、司法、医療、労働、経済、福祉、教育といった15の関係機関や民間団体、行政機関で構成されている。この会議は、自殺対策に係る総合計画や関係機関等の情報交換、自殺対策に関する連絡調整、自殺対策事業に関する調査、研究及び情報交換に関することを所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。

川崎市自殺対策評価委員会は、平成27年4月に設置され、学識経験者3名、医師1名、市職員1名の計5名で構成されており、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに自殺対策に係る重要事項について調査・審議している。

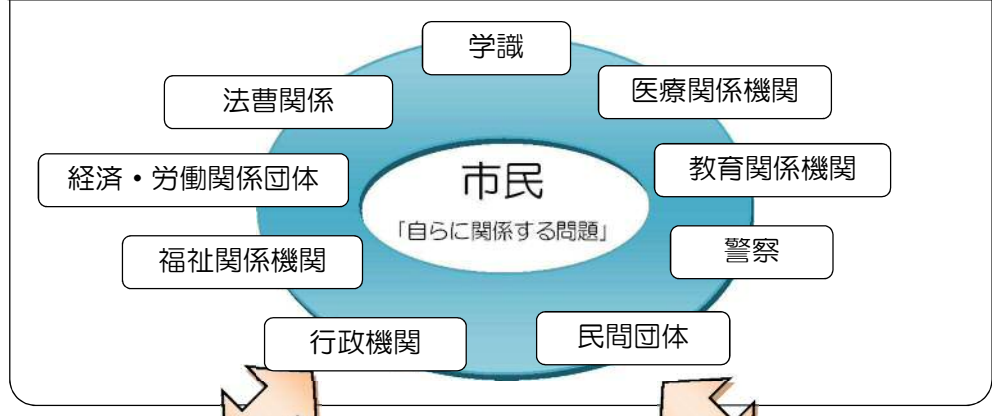


名前：うさっぴー

川崎市自殺対策推進キャラクターです。  
自殺を防ぐゲートキーパー(ゴールキーパー)でうさぎの大きな耳で、悩みをよく聴き、こころ(ハート)を受け止めます。

図9 推進体制

**川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議**  
 自殺予防に関わる法曹・医療等関係機関、民間団体等が自殺予防に関する共通認識を持ち、連携内容を検討確認し、事業実施における実務担当者間の連携促進をめざす。



副市長を議長とした関係局・区長会議、課長級の幹事会を設置。必要に応じて部会を設置。

学識経験者と、医療、保健福祉などの各分野の委員により構成。  
**川崎市自殺対策評価委員会**  
 自殺対策（事業、施策）の評価を行う。

**川崎市自殺対策総合推進計画**  
 ・**市内連携会議**  
 各部署における実施体制を整備。  
 地域に応じた自殺対策を総合的、多角的に推進する。

健康福祉局精神保健課・精神保健福祉センターが、事務局として対策を推進する。

### 3 自殺対策総合推進計画の概要

計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を参考に、自殺を個人的な問題のみではなく社会全体で取り組む問題としてとらえ、市民一人ひとりが自らと無関係ではない事として意識すること、また、身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現をめざして、第1次計画を平成27年3月に策定した。第1次計画は平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間として、自殺対策を推進した。

この間、国では、平成28年に自殺対策基本法の改正、平成29年には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、地域レベルの実践的な取組の支援の強化や適切な精神保健医療福祉サービスを提供するための体制の整備、相談の多様な手段の確保やアウトリーチの強化、居場所づくりの推進といった様々な分野のサポートによる社会全体の自殺リスクの低下、子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策の更なる推進が重点施策に追加された。

本市の計画を推進する中でも、地域における未遂者支援の体制の構築や自殺や精神保健に関する啓発及び周知の多層的な実施、地域精神医療体制の確保、多様性を認め、社会の中に個々人の居場所があるという感覚を持つことができる社会環境作りなどの重要性が高まり、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、更なる対策の推進を図るため、第2次計画を平成30年3月に策定した。

計画では、第1次計画に引き続き、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念、「ひとりでも多くのいのちを守る」という計画の目標を実現するために、

方針1「自殺の実情を知る」

方針2「自殺防止のためにつながる」

方針3「自殺防止のために支える」

という3つの基本方針を掲げている。

また、条例第9条第1項に規定された

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に関する体制の整備
- (5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- (7) 自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (8) 自殺未遂者に対する支援
- (9) 自殺者及び自殺未遂者の親族に対する支援

という9つの事項に関して必要な取組を進めることとしている。

## 4 自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識

自殺は、多くの場合、自殺リスクを増加させるような出来事や病気（危険因子）が重なり、それを減少させるもの（保護因子）が乏しい中で発生する。

自殺の危険因子には、個人的な因子（過去の自殺企図、精神疾患、アルコールや薬物の乱用、慢性的な病気、社会的な支援の不足、攻撃的・衝動的な性格、トラウマの経験など）、社会文化的因子（支援を求めることへのスティグマ、自殺情報への曝露など）、状況的因子（失業や経済的損失、親しい人の喪失、自殺手段の入手、自殺の群発、ストレスの大きな出来事など）がある。自殺の保護因子には、家族やコミュニティとの良好な結びつき、問題をうまく解決する方法を身につけていること、自殺を妨げるような信条、自殺手段が容易に手に入らないようにすること、SOSが出せることなどがある。

自殺を予防するためには、危険因子を少なくして、保護因子を増やす取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めていく必要がある。自殺の危険因子や保護因子はライフステージによって異なるため、第2次計画の策定にあたって、これまで使用してきた「自殺プロセス図」を「自殺予防プロセス図」に改め、ライフステージ別の取組をわかりやすく示すこととした。「自殺予防プロセス図」については、第1次計画の「自殺プロセス図」（張賢徳先生（帝京大学医学部附属溝口病院）による）をもとに、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議にて検討し、作成したものである。

「自殺予防プロセス図」は、自殺の発生を増加させるような出来事や病気が重なり、自殺の危険が高まる過程において、サポートを得ることによって孤立を回避して、生きる方向に進むことを目指すものである。

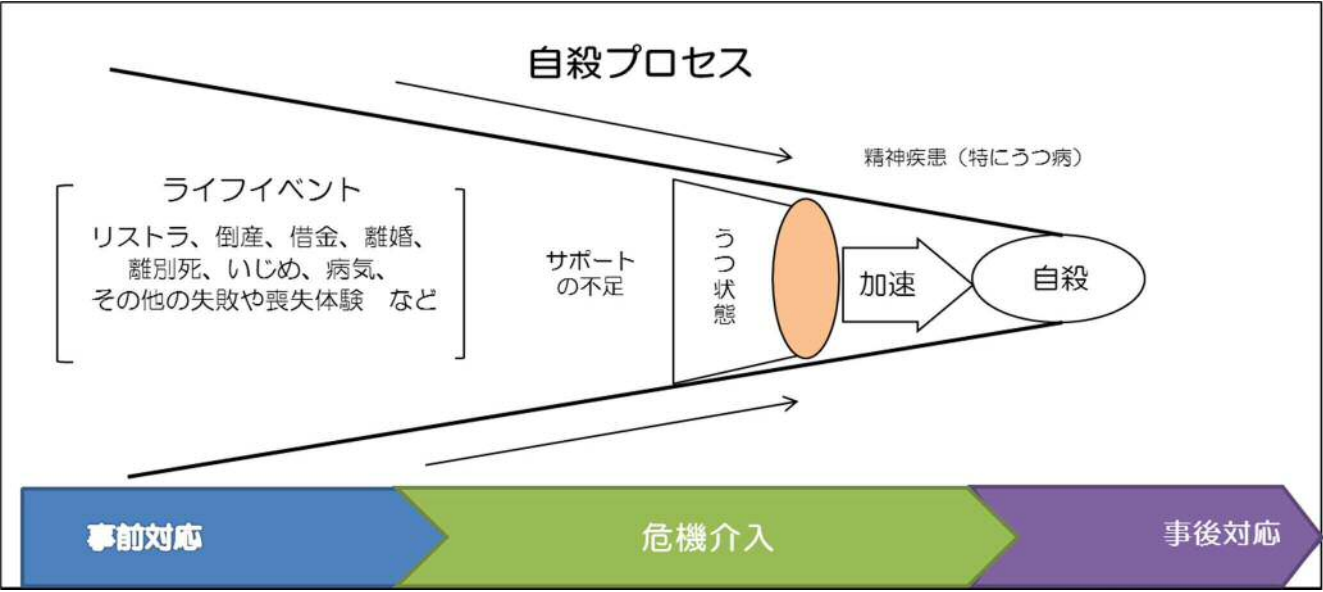
### 自殺の危険因子と保護因子について（自殺予防プロセス図参照）

自殺リスクを増加させるような状況や病気などを「危険因子」といい、逆に自殺を防ぐことに役立つと考えられているもの、危険因子を減少させるものを「保護因子」という。下記にそれぞれの一例を示す。

|      |         |   |
|------|---------|---|
| 危険因子 | 状況的因子   | <ul style="list-style-type: none"><li>・死別、離別、失職、経済破綻、孤立など</li><li>・ストレスの大きいライフイベント</li><li>・自殺手段への容易なアクセス</li></ul>                                       |
|      | 社会文化的因子 | <ul style="list-style-type: none"><li>・支援を求めることへの偏見や差別意識</li><li>・特定の文化的・宗教的な信条</li><li>・自殺行動や自殺者の影響への曝露</li></ul>  |
|      | 個人的因子   | <ul style="list-style-type: none"><li>・自殺企図歴、希死念慮</li><li>・精神疾患（アルコールや薬物の乱用含む）、身体的あるいは慢性的な疾患</li><li>・絶望感、孤立感、社会的支援の欠如</li></ul>                          |
| 保護因子 |         | <ul style="list-style-type: none"><li>・社会や人とのつながり、帰属感</li><li>・良好な家族関係、対人関係、学業、仕事、余暇など</li><li>・様々な疾患に対するケアや支援体制</li><li>・自殺予防に関する情報へのアクセスのしやすさ</li></ul> |

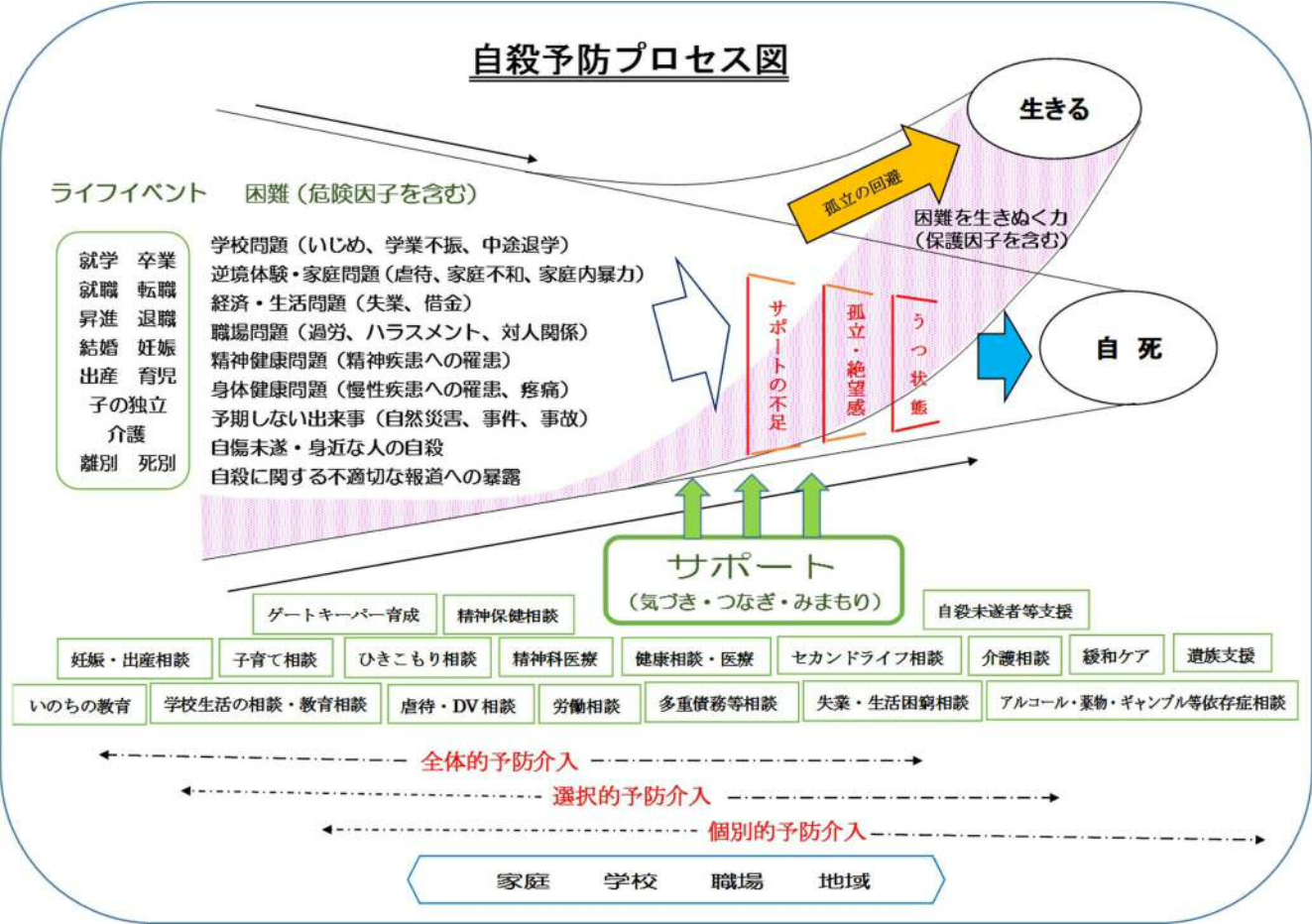
参考：日本精神神経学会「日常臨床における自殺予防の手引き」

図10 自殺プロセス図



作成：帝京大学医学部附属溝口病院  
精神神経科教授 張 賢徳 先生

図11 自殺予防プロセス図



## 5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について

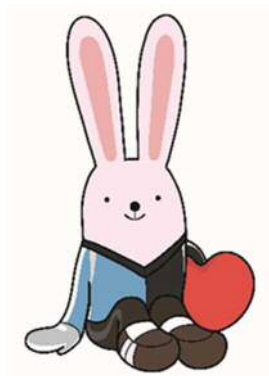
川崎市では、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(以下「推進ビジョン」という。)を策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども・子育て世帯などに加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象として、「地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしている。

また、推進ビジョンにおいては、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」という基本理念を掲げ、これを達成するための基本的な視点等を設定している。

川崎市自殺対策総合推進計画では、この推進ビジョンを上位概念として、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念を掲げている。この基本理念を達成するため、「自殺や精神疾患に関する啓発、地域や各組織における互助意識の醸成による、相談への抵抗軽減と孤立の防止」、「支援者間、および組織の連携強化による相談のアクセシビリティ向上と支援の包括的提供」により、市民が安心して生活し、その結果として、自殺者数および自殺死亡率が減少することを目指すとしている。

また計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、推進ビジョンの概念に同調し、「かわさきノーマライゼーションプラン」をはじめとする計画と連携を図り、また本市の新たな総合計画策定において整合性を図ることとしている。

このように、計画における取組の進捗が、自殺者の減少のみならず、「地域包括ケアシステム」の構築につながるよう進めている。





## 第3章 平成31（令和元）年度の自殺対策の実施状況

### 1 3つの会議体の開催状況

#### （1）川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議

平成31（令和元）年度は、第1回を令和元年11月に開催し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成30年度版）」の確認及び第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向けたスケジュール等の報告を行った。

第2回は令和2年3月に開催し、第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向け、川崎市の自殺対策の経過報告を行うとともに、計画骨子案の報告を行った。

#### （2）川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議

平成31（令和元）年度は、第1回を令和元年9月に開催した。SNS・ICTを活用した自殺予防というテーマで、和光大学現代人間学部心理教育学科 末木 新准教授による講演を受け、意見交換を行った。また、今後のゲートキーパー養成研修について、意見交換を行った。

第2回は令和2年2月に開催し、自殺予防街頭キャンペーン及びこころの健康セミナー、職場の安全・安心セミナーについて報告を行った。また、川崎市の実態に即したゲートキーパー研修の構築を目的に実施したヒアリング等の結果や第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向けた骨子案について、意見交換を行った。

#### （3）川崎市自殺対策評価委員会

平成31（令和元）年度は、第1回を令和元年9月に開催し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成30年度版）」について説明し、主に自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価等について審議した。また、第2次川崎市自殺対策総合推進計画における重点取組項目である自殺未遂者支援および人材育成について、報告を行い、審議した。

第2回は令和2年3月に開催し、第1回に引き続き、第2次川崎市自殺対策総合推進計画における重点取組項目である自殺未遂者支援および人材育成について、進捗報告を行った。また、第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向けた骨子案や、令和2年4月に実施する市民意識調査の調査項目等について、審議した。

### 2 条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について

（取組の所管等詳細については、P27以降参照）

#### 方針1 自殺の実情を知る

##### （1）自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

- 自殺の防止等に関する情報の分析として、神奈川県警察本部より提供された自殺統計及び厚生労働省の人口動態調査のうち、死亡要因が自殺によるものについて、基本集計を行った。（取組番号1）
- 自殺の防止等に関する情報の提供として、神奈川県警察本部より提供された自殺統計の基本集計などを記載した「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成30年度版）」について、報道への提供等を行った。また、ホームページに相談に関する案内を掲載した。（取組番号2）
- かわさき市民アンケートに、こころの健康や自殺についての調査項目を組み込むべく検討を行っ

た。また、第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向けた市民意識調査の実施に向け、調査項目の検討を行った。(取組番号3)

- 三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を継続的に支援し、地域の資源につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行うため、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業に引き続き取り組んだ。(取組番号4)

## (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

- 子どもの自尊感情や豊かな人間関係を育むため、各学校において「かわさき共生\*共育プログラム」を実施するとともに、学校の取組を支援する研修会等を行った。(取組番号5)
- 市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用、街頭キャンペーンや一般イベントにおける普及啓発グッズの配布等を行った。(取組番号6)
- 第2期かわさき健康づくり21に基づき、心身の健康に関する講話等を各区役所保健福祉センターにて実施するとともに、年代を特定しない衛生教育や主に40～64歳を対象とした健康づくり事業実施した。(取組番号7)
- 毎月1回、3,600部発行の冊子「かわさき労働情報」(市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康やストレスマネジメント等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。(取組番号8)
- 川崎市内でも往来の多いJR川崎駅東口駅前広場にて相談先一覧を記載したリーフレット等を配布した。また、自殺対策に関連するポスター掲示をアゼリア地下通路にて行った。(取組番号9)

## 方針2 自殺防止のためにつながる

### (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

- 教職員の資質向上として、ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修を行った。(取組番号10)
- 教職員向け心の健康相談支援事業として、心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の面接相談や相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行い、心の健康問題への啓発を実施した。(取組番号11)
- 児童精神科医によるスーパーバイズを伴う事例検討会を行い、支援者のスキルアップおよび多機関、多職種連携の強化した。(取組番号12)
- 川崎市内の中学校や高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。(取組番号13)
- 自殺対策に関する市職員の人材育成として、自殺対策研修新任課長研修や各種専門職向け研修で行政における自殺対策の必要性に関する講義・報告を行った。(取組番号14)
- 一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割について講座を行った。(取組番号15)
- 早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。(取組番号16)
- 母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、従事者のスキルアップを図るための研修を実施した。(取組番号17)
- 自殺対策の相談支援の中核となる人材の育成を目的に地域包括ケアシステムにおける自殺対策研

修や自死遺族電話相談員研修を実施した。(取組番号18)

- 医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした自殺予防セミナーにおいて、希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。(取組番号19)
- 企業や産業保健等を中心に、働く人を取り巻く職場環境やメンタルヘルス対策として、川崎商工会議所との共催による職場の安全・安心セミナーを開催した。(取組番号20)
- 全ての住民に対応した地域包括システムの考え方が自殺対策と密接につながることや川崎市の自殺対策の実態と対策の全体像を理解することを目的に研修を実施した。(取組番号21)
- 困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材の養成を目的に緩和ケア研修会を実施した。(取組番号22)
- 三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を継続的に支援し、地域の資源につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行うことを目的に、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を継続し、事例検討を通して、支援者の育成を図った。(取組番号23)
- 児童相談所や各区役所みまもり支援センターの職員を対象に、自死遺族の支援全般や精神疾患や精神的不調のある方の社会・心理・医学的知識を学び、相談支援に活かすために研修を実施した。(取組番号24)
- 自殺未遂者および自死遺族の方の支援をする際に支援者が活用できる手引きとして、「ワンストップ支援における留意点ー複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引きー」を研修にて配布した。(取組番号25)
- 自殺に至るリスクが最も高い状況にあるとされている自殺未遂者に対し、再度の自殺企図を防ぐための支援にあたる人材を養成することを目的に、自殺予防セミナーや川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会を実施した。(取組番号26)

#### **(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備**

- 市内の中学校・高等学校にて、学校からの依頼に応じ、児童生徒自身がこころの健康保持や薬物依存の実態を学習できる出前講座を実施した。(取組番号27)
- 市職員のメンタルヘルス対策として各種研修やストレスチェックを実施するとともに、市職員の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう相談支援を実施した。(取組番号28)
- アルコール関連問題についての相談支援に応じるとともに、認知行動療法的プログラム「だるま〜ぷ」やアルコール問題に悩む家族のためのセミナーを開催した。(取組番号29)
- 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防教室等実施事業や地域介護予防活動支援事業に取り組んだ。(取組番号30)
- 障害者スポーツの体験やパラアスリートによるトークショーなどによる「かわパラ2019」の開催、市民が主体となったプロジェクト推進の支援、発達障害の子どもを対象とした「サッカー&ユニバーサルツーリズム」や「商業施設におけるクワイエットアワー」などを実施した。(取組番号31)
- 川崎商工会議所とともに「職場の安全・安心セミナー」を開催するとともに、全国健康保険協会神奈川支部・保健委員研修におけるメンタルヘルス対策の講演や「かわさき労働情報」へのメンタルヘルス関連の記事の掲載を行った。(取組番号32)
- がん患者とその家族を対象に診断前・治療中・治療後にかかわらず病気の症状や副作用や日常生活

活の困りごとなどについて、参加者同士が語り合える場としてがんサロンを実施した。(取組番号 33)

- うつ病患者の家族を対象とし、うつ病の基礎知識や療養中の対応方法について学ぶセミナーを開催した。(取組番号 34)
- スクールソーシャルワーカーが、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけや関係機関等とのネットワークを活用し、課題を抱える児童生徒の支援を行った。(取組番号 35)
- スクールカウンセラー配置や派遣を行い、児童生徒、保護者、教職員に対する相談や教職員に対するコンサルテーション、心理に関する校内研修等を実施した。(取組番号 36)
- 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師・心理職の専門職による精神保健福祉に関する幅広い相談を窓口及び電話、訪問等で受け、必要に応じて利用可能な制度や社会資源の案内を行った。(取組番号 37)
- こころの電話相談として、こころの健康や病気の悩みに関する相談について、匿名で利用できる電話相談を実施した。(取組番号 38)
- 社会的ひきこもり当事者およびその家族へ相談、家庭訪問を行うとともに、当事者や家族グループ活動、市民講演会開催等による普及啓発、スーパーバイズや従事者研修会開催による支援者の育成を行った。(取組番号 39)
- 心神喪失者等医療観察法への対応として、裁判所による入院・通院の決定により、法の下、保護観察所や保健福祉センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的に面接や訪問、ケア会議等を実施した。(取組番号 40)

#### **(5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実**

- プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保を目的とし、鉄道駅舎におけるホームドア等の設置支援を行った。(取組番号 41)
- 障害を理由とする差別解消の推進に向け、普及啓発・周知、相談等の体制整備、情報の収集、整理等を行うとともに、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を通して、課題解決に取り組んだ。(取組番号 42)
- 母子保健相談支援事業にて育児支援等を必要とする妊産婦を対象に、ニーズに応じた支援につながるため、電話相談に応じた。また、妊婦とパートナーを対象に両親学級を開催し育児知識の普及や情報提供を行った。(取組番号 43)
- 各児童相談所や各区役所地域みまもり支援センターにおいて、各専門職が子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談支援を実施し、内容により、関係機関等と密に連携して対応した。(取組番号 44)
- 子どもの悩みや困難が解消されるよう、電話相談(教育一般)や子ども専用電話相談、24時間子供SOS電話相談を実施した。(取組番号 45)
- ネット、携帯端末等を使ったインターネット問題に関する子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施した。(取組番号 46)
- おおむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩み事や困り事の電話相談を実施した。(取組番号 47)
- 若年無業者等の職業的自立に向けて、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んだ。(取組番号

48)

- 市民生活・市政等相談として、日常生活での困り事などの相談に応じたり、特別相談として、弁護士、司法書士、専門相談員等が、専門知識が必要な相談に応じた。(取組番号49)
- 子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図った。(取組番号50)
- 女性のための総合相談として、ハローウィメンズ110番や面接相談、法律相談を実施するとともに、男性のための電話相談を実施した。(取組番号51)
- 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であっせん等の処理に当たった。(取組番号52)
- 市役所及び中原区役所に労働に関する相談窓口の設置や、神奈川県との共催により、月1回の弁護士労働相談と年7回の街頭労働相談会を開催した。(取組番号53)
- 就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施した。(取組番号54)
- 経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、中小企業信用保険法「セーフティーネット保証制度」の申請を受け、認定を行った。(取組番号55)
- 区役所や他の地域包括支援センターと協力しながら、地域住民に対して認知症の理解の啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催した。(取組番号56)
- 外出や運動等の習慣を身につけるとともに、仲間づくりや地域で行われている様々な活動にも継続して取り組めることを目指し、そのきっかけ作りとするための通いの場として、いこいの元気広場事業を実施した。(取組番号57)
- 障害のある方の在宅生活や日中活動の場を充実させるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々なサービスを提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行った。(取組番号58)
- 精神障害者の地域移行・地域定着支援について、「支援のすそ野を広げる」ことを目的として、専門部会を設け、ワーキンググループによる取り組みを進めた。(取組番号59)
- 地域自立支援協議会を開催し、教育と福祉の連携に関する課題についての協議等を行った。(取組番号60)
- 地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援等を実施するとともに、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎南部・中部・北部の地区別に就労支援ネットワーク会議を開催した。(取組番号61)
- 全小学校への児童支援コーディネーター配置を継続するとともに、スキルアップに向けた研修を実施した。(取組番号62)
- 川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を開催した。(取組番号63)
- 生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、早期に本人の状態に応じた包括的な相談支援を生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)にて実施した。(取組番号64)
- 市内の福祉事務所において、生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々人の相談内容に応じた適切な助言を行い、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言した。(取組番号65)
- 地域住民と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、日ごろから周囲を気にかけるとともに、要援護者を早期に発見し、必要な支援を行うため地域見守りネットワークの構築に

取り組んだ。(取組番号66)

- ボランティアによる電話相談事業を行っている「社会福祉法人川崎いのちの電話」に対し、運営費の補助および、講演やフリーダイヤル事業等の広報協力を行った。(取組番号67)

## **(6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援**

- 自殺やこころの健康、病気についての知識を広く普及、理解を目的にこころの健康セミナーを開催した。(取組番号68)
- 神奈川県内の自殺対策に係る情報の共有に関する事、自殺対策に係る協議及び連携に関する事と等を目的に、神奈川県および横浜市、相模原市とともにかながわ自殺対策会議を開催した。(取組番号69)

## **方針3 自殺防止のために支える**

### **(7) 自殺の防止等に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備**

- 精神科医療体制の整備として、外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て、24時間体制で実施した。(取組番号70)
- DPAT(災害精神医療チーム)の支援活動に必要な専門知識の研修・訓練を、神奈川県、横浜市、相模原市と共催で実施した。(取組番号71)
- 自殺未遂者を迅速かつ適切に救急医療搬送するための体制として、市内全救急事案に対して、28隊の救急隊で救急搬送体制を整備した。(取組番号72)

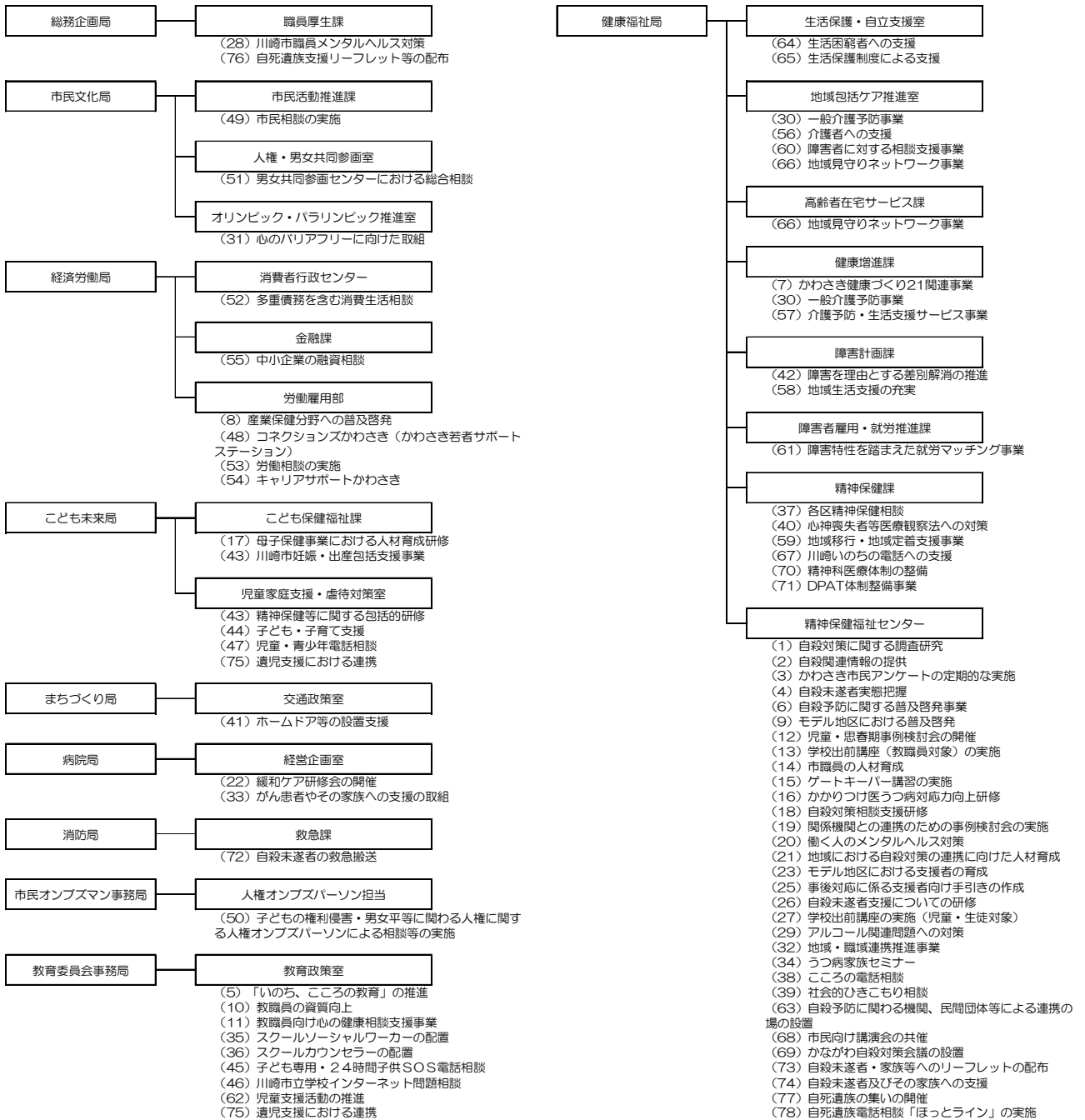
### **(8) 自殺未遂者に対する支援**

- 川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・連携会議を隔月で開催し、救急搬送を受け入れた医療機関で活用できるリーフレットについて必要性を検討するとともに、神奈川県、横浜市、相模原市と作成しているリーフレット「あなたに知ってほしい」を配布した。(取組番号73)
- 三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を継続的に支援し、地域の資源につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行うことを目的に川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業に引き続き取り組み、自殺未遂者の救急搬送後のフォローアップを実施した。(取組番号74)

### **(9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援**

- スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを派遣し、遺児やその親族等の心のケアにあたるとともに、教職員と情報共有しながら支援をすすめ、必要に応じて区・教育担当、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携して支援を実施する体制を整えた。(取組番号75)
- 遺児について、児童養護施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行った。(取組番号75)
- 自死遺族の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、自死遺族に遺族支援のリーフレットやチラシ等を配布した。(取組番号76)
- 大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語れる場を提供することを目的に、自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等を行った。(取組番号77)
- 自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会の確保を目的に自死遺族電話相談を実施した。(取組番号78)

# 図12 第2次川崎市自殺対策総合推進計画取組項目一覧



※ ( ) 取組番号

### 3 第2次川崎市自殺対策総合推進計画における主要な課題に対する取組の経過報告

川崎市自殺対策評価委員会に報告している主要な課題に対する取組について、川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成30年度版）から掲載している。今年度においても、下記の事業の取組について報告する。

#### (1) 対応する主要な課題

自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実

#### (2) 事業名称

川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業

#### (3) 事業目的

自殺未遂患者等を継続的に支援し、地域の資源につなぎ、QOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行うことを目的とした。

#### (4) 方法

本事業の対象者は、川崎市中部の三次救急医療機関である日本医科大学武蔵小杉病院を救急受診して入院となった中原区、高津区、宮前区に居住する自殺未遂患者等のうち、その入院中に書面による本調査の説明を受け、書面にて参加に同意したものとした。なお、20歳未満、中等度以上の認知症の診断を受けている方、日本医科大学武蔵小杉病院の担当医師が本事業の説明を行った際に十分に理解していないと判断された方は、対象外とした。

事業実施体制として、帝京大学医学部附属溝口病院が主管施設となり、川崎市精神保健福祉センター、日本医科大学武蔵小杉病院、井田障害者センター、中原区役所地域みまもり支援センター、高津区役所地域みまもり支援センター、宮前区役所地域みまもり支援センターに所属する精神科医、臨床心理士、職員等で「川崎市中部ケアチーム」を構成した。

また、対象者に対する支援を下記に沿って実施した。(図13)

- ① 日本医科大学武蔵小杉病院の担当者による本事業の説明および同意取得
- ② 対象者より同意が得られた場合、日本医科大学武蔵小杉病院の担当者から「川崎市中部ケアチーム」支援担当者への対象者の情報提供の実施
- ③ 対象者に関する情報提供を受けた「川崎市中部ケアチーム」支援担当者による、チーム内ケースカンファレンスの開催
- ④ 「川崎市中部ケアチーム」による初回面接の日時等に関する調整
- ⑤ 初回面接での本事業の説明の実施および同意取得
- ⑥ 初回面接以降、最低6か月間をフォローアップ期間として定め、原則として1か月毎にフォローアップ面接の実施
- ⑦ フォローアップ期間中、原則として月1回の「川崎市中部ケアチーム」による定期ケースカンファレンスの実施

#### (5) 事業経過

平成30年9月から同年12月までの10事例を目標とした事例登録を行い、そのフォローアップを第1期とし、令和元年9月から10月までの5事例を目標とした事例登録を行い、そのフォローア



ップを第2期とした。第1期の経過について、令和元年度（平成30年度版）で経過報告しており、今回はその追加報告である。

前回の報告では、第1期として成30年12月までに事例登録された方で、初回面接以降フォローアップ面接を実施した6人について経過を報告した。この6人については、令和元年11月末までに全員のフォローアップが終了している。終了時の感想として6人ともフォローアップ面接を肯定的に受け止めており、その理由としては、「定期的に話しを聞いてもらえたこと」、「自分を振り返る機会になったこと」、「具体的なアドバイスや社会資源の情報を得られたこと」、「自分の病気に対する理解が深まったこと」、「主治医に病状を知らせてもらえたこと」、「話して気持ちを吐き出すと楽になった。生きていてもいいと思えるようになったこと」等である。

第2期として令和元年8月から10月の間で事業の対象者に該当した方は11人であり、「中部ケアチーム」への紹介に同意を得た方は7人であった。性別は7人全員が女性で、平均年齢は34.4歳であった。職業は勤務者3人、無職者3人、学生・生徒1人であった。これまでの自傷・自殺企図「あり」は5人、「なし」は2人であった。全ての方に精神科既往歴があった。自傷・自殺企図の手段は、医師処方薬物（向精神薬・その他）6人、刃器（刺創）1人であった。事業の対象者に該当したが、同意が得られなかったのは4人で、2人がかかりつけでのフォローを希望、2人が必要ない、という理由であった。

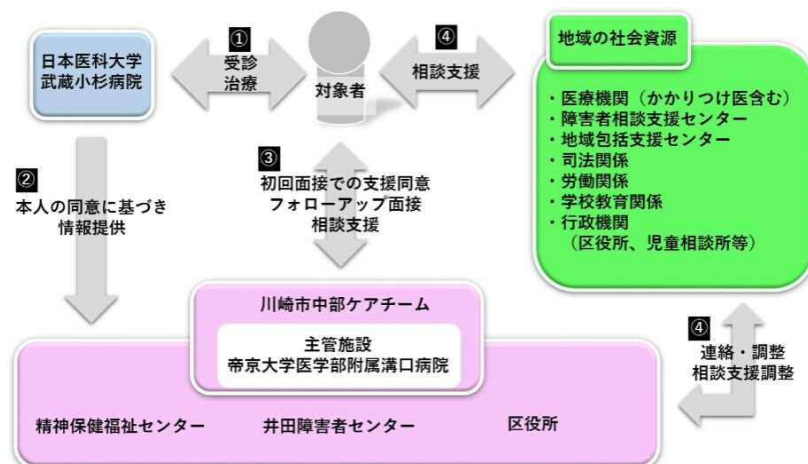
「川崎市中部ケアチーム」への紹介に同意した7人のうち、初回面接が実施できたのは4人（57.1%）であった。3人は初回面接が実施できず、その理由は2人は連絡が取れなくなったこと、1人は他院へ通院するということであった。

初回面接につながった4人の日本医科大学武蔵小杉病院からの連絡受診から初回面接までの日数の中央値18日（最小12日、最大27日）、平均値18.8日であった。

4人の初回面接実施者のうち、令和2年9月16日の時点で1人が初回面接以降仕事に戻ったという理由でそれ以降の面接につながらず、2人が5回までの面接を終了し、1人が6回の面接を終了している。フォローアップを終了した方の感想として、「この間に自分を振り返るようにできるようになった。」と話している。また、最寄りの区役所地域みまもり支援センターが相談窓口となることとなった。

第2期では地域の支援者として、区役所地域みまもり支援センターの職員がフォローアップ面接に同席し、身近な相談者として相談を受けたり、必要と思われる地域資源につなぐ役割を担う支援を実施している。現在1期と2期の検証を進めており、事業報告は別途行う。

図13 事業フロー図



## 効果的な研修を実施するための取組

川崎市では、外部の教育研究機関の協力を得て、自殺対策に係る人材育成について、より良い研修のあり方を検討するため、令和元年7月に実施した「地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修」において、効果測定を実施しました。

「地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修」は、地域包括ケアシステムの構築が、自殺のリスクが高いと言われる複雑・困難な課題を有する人の支援につながる（自殺対策と密接に関連する）ことを理解すること、参加者が複雑・困難な課題を有する人に出会ったときに取り組めるようになることを目的とし、実施しました。

研修に参加した保健・医療・福祉関係機関の職員72名を対象として、研修会前、研修会后、研修会6か月後の3回のアンケートを実施し、研修効果の測定と分析を行いました。

研修内容は、「川崎市の自殺対策」と「複雑・困難な背景を有する人々を支援するために」の2本の講義に加え、演習として事例を用いたグループワークを実施しました。

アンケートは、自殺対策の知識、川崎市の自殺対策の取組の認知度、自殺リスクの高い人への関わりに対する態度、自殺対策の取組への関心、研修会の満足度、複雑・困難な課題を有する事例への対応の状況についての内容とし、全3回全てのアンケートにおいて回答が得られた47名について、それぞれの問いに対する回答の変化をまとめました。

その結果、研修により自殺対策に関する知識や態度において、期待される変化が認められました。また、複雑・困難な課題を有する人に対して他機関と連携をしながら対応している実態も示されました。その一方で、研修会6か月後の時点でもこれらの変化が一部で維持されているものの、自殺のリスクの高い人（複雑・困難な課題を有する人）に対して連携をしながら対応していく具体的な方法に関するサポートが必要となる可能性も示唆されました。

今回のアンケートの結果を川崎市における自殺対策に係る人材育成研修に反映し、効果的な研修となるように取組を進めます。

図14 自殺に関する俗説（6項目）に「そう思わない」と回答した者の割合

※「そう思わない」の回答が正しい認識を表す

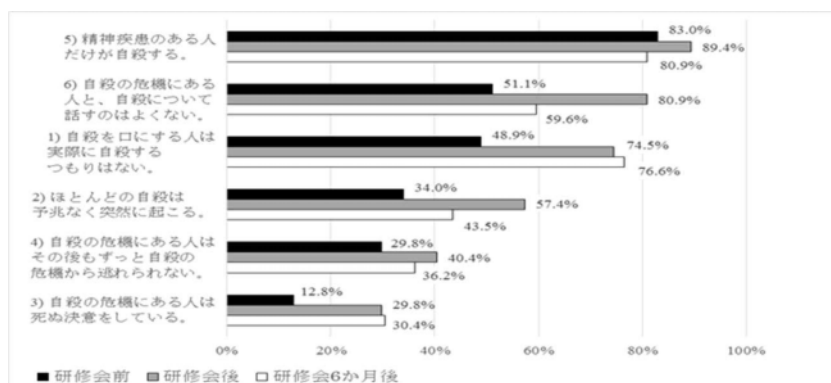
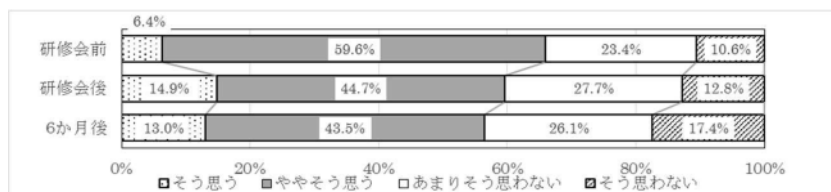


図15 「自殺の可能性がある人と関わることは、自分には難しいと思う」の回答



## 第4章 平成31（令和元）年度における目標の達成状況と評価

### 1 自殺対策総合推進計画の定量的な目標について

計画では、平成26年から平成28年の厚生労働省の人口動態統計における自殺死亡率の平均15.0を基準として、平成30年から令和2年の自殺死亡率の平均を5%以上減少（14.2以下）することを目指すとしている。

本市の自殺者数は平成10年の自殺者激増後は減少傾向にあった。しかし、平成17年を下げ止まりとして反転し、平成21年まで上昇の傾向が見られていたが、平成22年からは減少傾向であった。

このような経過を勘案し、平成22年からの減少傾向を維持させることを目標としている。

なお、定量的目標の設定において、川崎市の人口が増加している中では、自殺死亡者数の実数よりも、自殺死亡率を目標に採用することが望ましく、また、自殺死亡率の単年における変動の大きさを考慮すると、3年平均の自殺死亡率を指標としている。

### 2 定量的目標の達成状況と評価について

人口動態統計によると、平成31（令和元）年の自殺者数は199人<sup>※1</sup>（自殺死亡率13.0<sup>※1</sup>）となっており、平成31（令和元）年は、計画に定める定量的目標を達成している。

今後も減少傾向を維持し、自殺者を一人でも少なくすることを目指して、「ひとりでも多くのいのちを守る」ために総合的な対策を推進していく。

※1 「令和元年人口動態統計（確定数）」による。

### 3 自殺対策総合推進計画の定性的な目標について

第1次計画では、定性的な目標は定められていないが、「ひとりでも多くのいのちを守る」という考え方にに基づき対策を進め、川崎市自殺対策評価委員会における提案を踏まえ、定性的な評価も行ってきた。第2次計画からは定性的な目標として、自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図るとしている。

### 4 定性的な目標の達成状況と評価について

自殺対策においては、自殺に関連する要因が複雑であることを踏まえ、人々が抱える困難な状況を解決するために、各分野の相談機関だけでなく地域での支えあい等も含めた総合的な対策の推進が必要である。

この点は、本報告書の第3章及び参考資料に記載のとおり、精神保健福祉センターを中心に、庁内各局そして庁外の関係機関・団体の多岐にわたる取組を実施していることから、第1次計画から引き続き、自殺の実態分析や取組状況のより詳細な分析を踏まえて、地域に応じた総合的な対策の推進が図られている。

# 参 考

## 計画の取組項目の平成31（令和元）年度における実施状況について

| 取組<br>番号 | 名称                    | 所管課                               | ページ            |
|----------|-----------------------|-----------------------------------|----------------|
| 1        | 自殺対策に関する調査研究          | 健康福祉局精神保健福祉センター                   | 31             |
| 2        | 自殺関連情報の提供             |                                   | 31             |
| 3        | かわさき市民アンケートの定期的な実施    |                                   | 32             |
| 4        | 自殺未遂者実態把握             |                                   | 32             |
| 5        | 「いのち、こころの教育」の推進       | 教育委員会事務局教育政策室<br>教育委員会事務局総合教育センター | 33             |
| 6        | 自殺予防に関する普及啓発事業        | 健康福祉局精神保健福祉センター                   | 33             |
| 7        | かわさき健康づくり21関連事業       | 健康福祉局健康増進課                        | 34             |
| 8        | 産業保健分野への普及啓発          | 経済労働局労働雇用部                        | 34             |
| 9        | モデル地区における普及啓発         | 健康福祉局精神保健福祉センター                   | 35             |
| 10       | 教職員の資質向上              | 教育委員会事務局総合教育センター                  | 35             |
| 11       | 教職員向け心の健康相談支援事業       | 教育委員会事務局健康教育課                     | 36             |
| 12       | 児童・思春期事例検討会の開催        | 健康福祉局精神保健福祉センター                   | 36             |
| 13       | 学校出前講座（教職員対象）の実施      |                                   | 37             |
| 14       | 市職員の人材育成              |                                   | 37             |
| 15       | ゲートキーパー講習の実施          |                                   | 38             |
| 16       | かかりつけ医うつ病対応力向上研修      |                                   | 38             |
| 17       | 母子保健事業における人材育成研修      |                                   | こども未来局こども保健福祉課 |
| 18       | 自殺対策相談支援研修            | 健康福祉局精神保健福祉センター                   | 39             |
| 19       | 関係機関との連携のための事例検討会の実施  |                                   | 40             |
| 20       | 働く人のメンタルヘルス対策         |                                   | 40             |
| 21       | 地域における自殺対策の連携に向けた人材育成 |                                   | 41             |
| 22       | 緩和ケア研修会の開催            | 病院局経営企画室                          | 41             |
| 23       | モデル地区における支援者の育成       | 健康福祉局精神保健福祉センター                   | 42             |
| 24       | 精神保健等に関する包括的研修        | こども未来局児童家庭支援・虐待対策室                | 42             |
| 25       | 事後対応に係る支援者向け手引きの作成    | 健康福祉局精神保健福祉センター                   | 43             |
| 26       | 自殺未遂者支援についての研修        |                                   | 43             |
| 27       | 学校出前講座の実施（児童・生徒対象）    |                                   | 44             |

| 取組番号 | 名称   | 所管課                          | ページ |
|------|--|------------------------------|-----|
| 28   | 川崎市職員メンタルヘルス対策                             | 総務企画局職員厚生課                   | 44  |
| 29   | アルコール関連問題への対策                              | 健康福祉局精神保健福祉センター              | 45  |
| 30   | 一般介護予防事業                                   | 健康福祉局健康増進課<br>健康福祉局地域包括ケア推進室 | 45  |
| 31   | 心のバリアフリーに向けた取組                             | 市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室       | 46  |
| 32   | 地域・職域連携推進事業                                | 健康福祉局精神保健福祉センター              | 46  |
| 33   | がん患者やその家族への支援の取組                           | 病院局経営企画室                     | 47  |
| 34   | うつ病家族セミナー                                  | 健康福祉局精神保健福祉センター              | 47  |
| 35   | スクールソーシャルワーカーの配置                           | 教育委員会事務局教育政策室<br>教育委員会事務局指導課 | 48  |
| 36   | スクールカウンセラーの配置                              | 教育委員会事務局総合教育センター             | 48  |
| 37   | 各区精神保健相談                                   | 健康福祉局精神保健課                   | 49  |
| 38   | こころの電話相談                                   | 健康福祉局精神保健福祉センター              | 49  |
| 39   | 社会的ひきこもり相談                                 |                              | 50  |
| 40   | 心神喪失者等医療観察法への対策                            | 健康福祉局精神保健課                   | 50  |
| 41   | ホームドア等の設置支援                                | まちづくり局交通政策室                  | 51  |
| 42   | 障害を理由とする差別解消の推進                            | 健康福祉局障害計画課                   | 51  |
| 43   | 川崎市妊娠・出産包括支援事業                             | こども未来局こども保健福祉課               | 52  |
| 44   | 子ども・子育て支援                                  | こども未来局児童家庭支援・虐待対策室           | 52  |
| 45   | 子ども専用・24時間子供SOS電話相談                        | 教育委員会事務局総合教育センター             | 53  |
| 46   | 川崎市立学校インターネット問題相談                          |                              | 53  |
| 47   | 児童・青少年電話相談                                 | こども未来局児童家庭支援・虐待対策室           | 54  |
| 48   | コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)              | 経済労働局労働雇用部                   | 54  |
| 49   | 市民相談の実施                                    | 市民文化局市民活動推進課                 | 55  |
| 50   | 子どもの権利侵害・男女平等に関わる人権に関する人権オンブズパーソンによる相談等の実施 | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当      | 55  |
| 51   | 男女共同参画センターにおける総合相談                         | 市民文化局人権・男女共同参画室              | 56  |
| 52   | 多重債務を含む消費生活相談                              | 経済労働局消費者行政センター               | 56  |
| 53   | 労働相談の実施                                    | 経済労働局労働雇用部                   | 57  |
| 54   | キャリアサポートかわさき                               |                              | 57  |
| 55   | 中小企業の融資相談                                  | 経済労働局金融課                     | 58  |

| 取組番号 | 名称                         | 所管課                               | ページ |
|------|----------------------------|-----------------------------------|-----|
| 56   | 介護者への支援                    | 健康福祉局地域包括ケア推進室                    | 58  |
| 57   | 介護予防・生活支援サービス事業            | 健康福祉局健康増進課                        | 59  |
| 58   | 地域生活支援の充実                  | 健康福祉局障害計画課                        | 59  |
| 59   | 地域移行・地域定着支援事業              | 健康福祉局精神保健課                        | 60  |
| 60   | 障害者に対する相談支援事業              | 健康福祉局地域包括ケア推進室                    | 60  |
| 61   | 障害特性を踏まえた就労マッチング事業         | 健康福祉局障害者雇用・就労推進課                  | 61  |
| 62   | 児童支援活動の推進                  | 教育委員会事務局指導課                       | 61  |
| 63   | 自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置 | 健康福祉局精神保健福祉センター                   | 62  |
| 64   | 生活困窮者への支援                  | 健康福祉局生活保護・自立支援室                   | 62  |
| 65   | 生活保護制度による支援                |                                   | 63  |
| 66   | 地域見守りネットワーク事業              | 健康福祉局高齢者在宅サービス課<br>健康福祉局地域包括ケア推進室 | 63  |
| 67   | 川崎いのちの電話への支援               | 健康福祉局精神保健課                        | 64  |
| 68   | 市民向け講演会の共催                 | 健康福祉局精神保健福祉センター                   | 64  |
| 69   | かながわ自殺対策会議の設置              |                                   | 65  |
| 70   | 精神科医療体制の整備                 | 健康福祉局精神保健課                        | 65  |
| 71   | D P A T 体制整備事業             |                                   | 66  |
| 72   | 自殺未遂者の救急搬送                 | 消防局救急課                            | 66  |
| 73   | 自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布       | 健康福祉局精神保健福祉センター                   | 67  |
| 74   | 自殺未遂者及びその家族への支援            |                                   | 67  |
| 75   | 遺児支援における連携                 | こども未来局児童家庭支援・虐待対策室                | 68  |
| 75   | 遺児支援における連携                 | 教育委員会事務局教育政策室                     | 68  |
| 76   | 自死遺族支援リーフレット等の配布           | 総務企画局職員厚生課                        | 69  |
| 77   | 自死遺族の集いの開催                 | 健康福祉局精神保健福祉センター                   | 69  |
| 78   | 自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施        |                                   | 70  |

## 平成31（令和元）年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書への記載内容について

報告書様式の各項目の記載内容については、下記のとおり、各取組所管課より記載を受けた。

| 平成31（令和元）年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書  |   |                 |        |     |         |          |
|--|---|-----------------|--------|-----|---------|----------|
| ①  |   | 項目              |        |     |         |          |
| 取組番号   | ③ | 取組名称            |        |     |         |          |
| 取組目的   | ⑤ |                 |        |     |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額             | うち補助金等 | 決算額 | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | ⑥ |                 | ⑦      |     | ⑧       | ⑨        |
| 2  |   |                 |        |     |         |          |
| 3  |   |                 |        |     |         |          |
| 取組実績   |   |                 |        |     |         |          |
| <small>（取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等）</small> |   |                 |        |     |         |          |
| ⑩  |   |                 |        |     |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |   | 指標の説明（概要及びポイント） |        | 目標  | 実績      |          |
| 1  | ⑪ | ⑫               |        |     | ⑬       |          |
| 2  |   |                 |        |     |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                 |        |     |         |          |
| ⑭  |   |                 |        |     |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                 |        |     |         |          |
| ⑮  |   |                 |        |     |         |          |
| 所管課  |   |                 |        |     |         |          |
| ⑯  |   |                 |        |     |         |          |

- ① 該当する基本方針
- ② 川崎市自殺対策の推進の推進に関する条例第9条第1項に規定された該当する事項（項目）
- ③ 取組番号
- ④ 取組項目の名称
- ⑤ 取組項目の目的
- ⑥ 川崎市総合計画第2期実施計画における構成事務事業名称
- ⑦ 川崎市総合計画第2期実施計画・令和元年度事務事業評価結果より抜粋した予算額及び決算額
  - ※ 予算額におけるうち補助金等については、一般財源以外（国庫支出金や事業収入等）の金額の合計
- ⑧ 取組実績に記載の事業の外部委託の有無
- ⑨ 取組実績に記載の事業の次年度以降の事業変更の可能性の有無
- ⑩ 取組における実績等
- ⑪ 取組の中で重視している主要な評価指標
- ⑫ ⑪の説明
- ⑬ ⑪における目標と実績
- ⑭ ⑪に掲げた目標に対する実績から見た課題等
- ⑮ 今後の取組項目の内容の方向性
- ⑯ 取組項目所管課



| 方針1<br>自殺の実情を知る  |  | 項目                         | 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供 |          |         |          |
|--|--|----------------------------|-------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 1  | 取組名称                       | 自殺対策に関する調査研究                        |          |         |          |
| 取組目的   | 川崎市における自殺の現状を把握するため、人口動態統計や警察庁の自殺統計等を用いた分析を行う。 |                            |                                     |          |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額                        | うち補助金等                              | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業                             | 17,762千円                   | 11,643千円                            | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2  |  |                            |                                     |          |         |          |
| 3  |  |                            |                                     |          |         |          |
| 取組実績   |  |                            |                                     |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。  |  |                            |                                     |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |  |                            |                                     |          |         |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺統計の分析<br/>「かながわ自殺対策会議」を通して、神奈川県警本部から自殺統計原票に基づく神奈川県警本部集計データの提供を受け、令和元年の自殺統計の基本集計を行った。</li> <li>○川崎市の自殺状況<br/>平成31(令和元)年中の川崎市の自殺者数は191人、自殺死亡率は12.5である。<br/>※詳細は、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(平成31/令和元年度版)」第1章を参照。</li> <li>●分析結果の公表<br/>「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(令和元年度版)」の中で、「川崎市における自殺の概要」として掲載し、公表した。</li> </ul> |  |                            |                                     |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)            |                                     |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 警察庁自殺統計を用いた分析の実施                               | 警察庁自殺統計を用いて、本市の自殺の実態分析を行う。 |                                     |          | 実施する    | 実施した     |
| 2  | 人口動態統計を用いた分析の実施                                | 人口動態統計を用いて、本市の自殺の実態分析を行う。  |                                     |          | 実施する    | 実施した     |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                            |                                     |          |         |          |
| 川崎市の自殺統計および関連情報の分析を行うことで、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、その特性に合わせた支援を検討する必要がある。   |  |                            |                                     |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                            |                                     |          |         |          |
| 自殺統計及び関連情報のより詳細な分析を行うため、外部専門機関へ統計分析の一部を委託する。その上で、川崎市における人口動態統計及び警察庁自殺統計等の分析、川崎市が保有する統計や情報を活用した自殺の実態分析とハイリスク者の同定方法の検討、自殺死亡数や自殺死亡率の変動要因、背景等の分析を行い、地域特性に合わせた支援を実施するための基礎資料とする。  |  |                            |                                     |          |         |          |
| 所管課  |  |                            |                                     |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |  |                            |                                     |          |         |          |

| 方針1<br>自殺の実情を知る  |  | 項目                               | 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供 |          |         |          |
|--|--|----------------------------------|-------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 2  | 取組名称                             | 自殺関連情報の提供                           |          |         |          |
| 取組目的   | 川崎市における自殺の現状や自殺対策の取組について、自殺関連情報を専用ホームページに掲載する。 |                                  |                                     |          |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額                              | うち補助金等                              | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業                             | 17,762千円                         | 11,643千円                            | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2  |  |                                  |                                     |          |         |          |
| 3  |  |                                  |                                     |          |         |          |
| 取組実績   |  |                                  |                                     |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。  |  |                                  |                                     |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |  |                                  |                                     |          |         |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●報道資料提供<br/>「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(平成30年度版)」について、令和元年11月20日に報道発表を行った。<br/>第1章に、川崎市における自殺の概要(1.自殺の現状、2.川崎市内の7行政区の自殺の動向について)を掲載した。また、参考として取組項目について各所管課からの報告を掲載した。</li> <li>●ホームページ掲載<br/>精神保健福祉センターのホームページに、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(平成30年度版)」を掲載した。</li> </ul> |  |                                  |                                     |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)                  |                                     |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 川崎市自殺対策の推進に関する報告書の発行                           | 川崎市自殺対策の推進に関する条例に定められた報告書の発行を行う。 |                                     |          | 実施する    | 実施した     |
| 2  |  |                                  |                                     |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                                  |                                     |          |         |          |
| 自殺の現状や自殺対策の取組について、閲覧者が自殺関連情報へアクセスしやすいようにホームページの内容を随時見直す必要がある。  |  |                                  |                                     |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                                  |                                     |          |         |          |
| 閲覧者が自殺関連情報へアクセスしやすいようにホームページの内容を随時見直ししながら、必要な情報が得られるように体系的に整理を行うことで、川崎市の自殺対策について広く市民に対して周知できる環境を整えていく。   |  |                                  |                                     |          |         |          |
| 所管課  |  |                                  |                                     |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |  |                                  |                                     |          |         |          |

| 方針1<br>自殺の実情を知る  |                               | 項目                               | 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供 |          |         |          |
|--|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 3                             | 取組名称                             | かわさき市民アンケートの定期的な実施                  |          |         |          |
| 取組目的   | 市民の自殺に対する意識調査を定期的に行い、分析を行う。   |                                  |                                     |          |         |          |
| 構成事務事業   |                               | 予算額                              | うち補助金等                              | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業            | 17,762千円                         | 11,643千円                            | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2  |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| 3  |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| 取組実績   |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、以下の取り組みを行っている。  |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| <p>●かわさき市民アンケートの設問内容の検討</p> <p>かわさき市民アンケートは、市政に対する市民の意識を多面的に調査することにより、市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とすることを目的として、20歳以上の住民のうち、性別、年齢構成を考慮し、無作為抽出した3,500名を対象とした調査である。かわさき市民アンケートに、こころの健康や、自殺についての調査項目を組み込むべく検討を行った。</p> |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |                               | 指標の説明(概要及びポイント)                  |                                     |          | 目標      | 実績       |
| 1  | かわさき市民アンケートによる市民のこころの健康に関する調査 | かわさき市民アンケートへこころの健康や自殺に関する設問を設ける。 |                                     |          | 実施する    | 実施できず    |
| 2  |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| かわさき市民アンケートは、川崎市全体への市民意識調査であり、本取組項目のみのために実施していないため、設問を設けることができない状況が続いている。また、令和2年度には川崎市自殺対策総合推進計画の改定が控えるため、市民のこころの健康や自殺に関する関心を捉える機会が必要となっている。   |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| 引き続き、かわさき市民アンケートへのエントリーを行うとともに、川崎市自殺対策総合推進計画の改定に向け単独での意識調査に向け、予算を確保し令和2年度の「川崎市こころの健康に関する意識調査」実施に向け準備を行う。   |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| 所管課  |                               |                                  |                                     |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |                               |                                  |                                     |          |         |          |

| 方針1<br>自殺の実情を知る   |   | 項目                            | 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供 |          |         |          |
|---|---|-------------------------------|-------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 4   | 取組名称                          | 自殺未遂者実態把握                           |          |         |          |
| 取組目的  | 自殺に至るリスクが最も高い状況にあるとされている自殺未遂者について、自殺企図に至る状況や自殺未遂者への対応状況を把握することにより、再度の自殺企図を防ぐための支援策をはかることを目的とする。 |                               |                                     |          |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                           | うち補助金等                              | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業  | 17,762千円                      | 11,643千円                            | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 2   |   |                               |                                     |          |         |          |
| 3   |   |                               |                                     |          |         |          |
| 取組実績  |   |                               |                                     |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |   |                               |                                     |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例   |   |                               |                                     |          |         |          |
| <p>●川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業の実施</p> <p>&lt;目的&gt;<br/>川崎市中部の三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を継続的に支援し、地域の資源につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行うために実施した。</p> <p>&lt;背景&gt;<br/>川崎市における自殺未遂者の実態ならびに支援の現状を把握することで、自殺未遂者ならびにその家族をより効果的に支援するための基礎資料とすることを目的とし、平成29年に川崎市自損事故救急事例研究会が行った「川崎市における自損事故による救急搬送事例調査」において、自損の原因・動機には、「家庭問題」、「経済・生活問題」、「健康問題」、「勤務問題」などがあり、自損行為後もつらい気持ちや生きづらい状況が続いている者も少なくないことが明らかになった。その一方、自損行為をした多くの人々にとって、主要な相談相手・支援者は医療者(精神科/心療内科)と家族であり、相談機関の利用も少なかった。この調査の結果を踏まえ、自殺未遂患者等について、地域におけるフォローアップを行いつつ、必要な支援につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る地域の支援体制の構築が必要と考えられた。</p> <p>&lt;実施概要&gt;<br/>・偶数月に川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・連携会議(10月は台風の影響により中止)<br/>・奇数月に川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・運営会議(3月は新型コロナウイルスの影響により中止)<br/>・会議の中で自殺未遂者支援について検討した。</p> |   |                               |                                     |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)               |                                     |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 川崎市中部地区の三次救急医療機関における自殺未遂者への支援   | 川崎市中部地区の三次救急医療機関における自殺未遂者への支援 |                                     |          | 実施する    | 実施した     |
| 2   |   |                               |                                     |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                               |                                     |          |         |          |
| 自殺企図に至る背景は、複雑・困難であり、再企図を防ぐために継続的に自殺未遂者の特徴の把握をする必要がある。   |   |                               |                                     |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                               |                                     |          |         |          |
| 川崎市中部地区での取り組みを継続しながら、医療機関、区役所等の公的支援機関、地域の関係機関等が連携して、自殺未遂者が再企図することなく生活できるような仕組み作りを行う。  |   |                               |                                     |          |         |          |
| 所管課   |   |                               |                                     |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |   |                               |                                     |          |         |          |

| 方針1<br>自殺の実情を知る  |   | 項目   | 自殺の防止等に関する市民の理解の増進 |         |                  |          |
|--|---|--|--------------------|---------|------------------|----------|
| 取組番号   | 5   | 取組名称   | 「いのち、こころの教育」の推進    |         |                  |          |
| 取組目的   | 相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自殺予防につながることから、子どもに自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を活動を通じて伝える。 |  |                    |         |                  |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額  | うち補助金等             | 決算額     | 外部委託の有無          | 事業変更の可能性 |
| 1  | キャリア在り方生き方教育推進事業  | 3,559千円  | 0千円                | 3,925千円 | なし               | なし       |
| 2  | 道徳教育推進事業  | 501千円  | 501千円              | 255千円   | なし               | なし       |
| 3  | 人権尊重教育推進事業  | 6,933千円  | 720千円              | 6,334千円 | なし               | なし       |
| 4  | 共生・共育推進事業   | 4,594千円  | 0千円                | 4,522千円 | あり               | なし       |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |  |                    |         |                  |          |
| <p>○豊かな人間関係を育むための「かわさき共生＊共育プログラム」<br/>全ての市立小・中学校で実施。高等学校及び特別支援学校においては児童生徒の実態に応じて実施。</p> <p>○「かわさき共生＊共育プログラム」の「効果測定」を児童生徒理解に活用するための研修<br/>担当者研修の実施や、研究協力校を含む、要請校内研修等を延べ41回実施。</p> <p>○「子どもの権利学習派遣事業」の実施<br/>小学校29校、中学校4校で実施。</p> <p>○「赤ちゃん、お母さんとふれ合う学習」</p> <p>○「動物愛護センターの方々の話を聞き、動物のためにできることを話し合う学習」</p> <p>○思いやり、公德心、生命尊重等の「道徳教育」の実施<br/>◇多様な体験活動等の実施<br/>人間関係にかかわる体験活動（例）幼稚園・保育園交流会、高齢者施設交流会等<br/>地域の特色を生かした活動（例）自然体験、伝統、高齢者、外国の人々との交流等<br/>ボランティア活動や自然体験活動など（例）地域をきれいに、自然を生かした探究活動、飼育活動等<br/>◇日常生活や学習活動の中での道徳教育の充実<br/>◇学校や学級が思いやり、公德心、生命尊重等が感じられるような教育環境づくりを工夫</p> |   |  |                    |         |                  |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)  |                    |         | 目標               | 実績       |
| 1  | 自己肯定感   | 「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】<br>※目標値は、令和3年時点 |                    |         | 小学校6年<br>82.0%以上 | 83.1%    |
|  |   |  |                    |         | 中学校3年<br>74.0%以上 | 75.0%    |
| 2  | 自己有用感   | 「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】<br>※目標値は、令和3年時点  |                    |         | 小学校6年<br>94.0%以上 | 95.4%    |
|  |   |  |                    |         | 中学校3年<br>92.0%以上 | 93.4%    |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |  |                    |         |                  |          |
| 豊かな心を育成するために、他人を思いやる心や感動する心、社会性、公共の精神などを育む必要がある。また、子どもたちの健やかな成長のため、道徳教育や人権尊重教育等の充実を図り、命の大切さを実感させる「いのち・こころの教育」を推進していく必要がある。   |   |  |                    |         |                  |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |  |                    |         |                  |          |
| 「かわさき共生＊共育プログラム」については、各学校における実践の支援のため、担当者研修とともに、当該プログラムをより効果的なものにするため、学校の実情に合わせて訪問研修の内容を工夫していく。道徳教育については、道徳教育推進教師の研修の他に、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進するための具体的な方法や実践事例を各学校に発信する工夫をしていく。  |   |  |                    |         |                  |          |
| 所管課  |   |  |                    |         |                  |          |
| 教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター  |   |  |                    |         |                  |          |

| 方針1<br>自殺の実情を知る   |  | 項目                                      | 自殺の防止等に関する市民の理解の増進 |          |         |          |
|---|--|---|--------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 6  | 取組名称                                    | 自殺予防に関する普及啓発事業     |          |         |          |
| 取組目的  | 自殺予防やこころの健康保持についての正しい認識と、相談窓口等支援情報への関心を高め、自殺につながるリスクを抱えた人への気づき、相談へのつなぎなど自殺予防活動への基盤とすることを目的とする。 |   |                    |          |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額                                     | うち補助金等             | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業   | 17,762千円                                | 11,643千円           | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |  |   |                    |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、以下の取り組みを行っている。  |  |   |                    |          |         |          |
| 根拠法令：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |  |   |                    |          |         |          |
| <p>&lt;概要&gt;<br/>市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用、街頭キャンペーンや一般イベントにおける普及啓発グッズの配布等を行った。</p> <p>&lt;実施状況&gt;<br/>●鉄道車内広告（JR東日本南武線・鶴見線車両）<br/>年間2回実施（1回目：令和元年9月1日から1か月間窓上掲出、2回目：令和2年3月1日から1か月間窓上掲出）<br/>●映画上映前広告：2カ所各1回<br/>普及啓発グッズの配布（令和2年3月6日～3月12日：先着2,000部、15秒間の普及啓発CM放映：1週間）<br/>●アゼリア街頭モニター（アゼリアビジョン）<br/>令和元年9月6日～9月12日に、相談案内CMの動画放映（15秒）を行った。<br/>●アゼリア展示コーナー（自由通路）2回<br/>令和元年8月30日～9月13日、令和2年3月6日～3月19日<br/>●世界自殺予防デー街頭キャンペーン<br/>令和元年9月10日（自殺予防週間）に、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、かながわ女性会議、川崎いのちの電話、消費者行政センター、川崎フロンターレ等の関係機関の協力を得て、普及啓発グッズ、相談や講演会の案内3,000個を川崎駅前にて配布した。<br/>●ラジオ放送<br/>令和2年3月18日、FMかわさきの番組「かわさきホット☆スタジオ」（行政提供番組）にて、自殺予防やメンタルヘルス、休養・こころの健康に関する啓発、相談の呼びかけをした。<br/>●「かわさき労働情報」への記事掲載<br/>市内中小企業3,000カ所へ発送の労働関係情報誌（令和元年5、9、11月号）に、啓発記事を掲載した。<br/>●他機関での普及啓発グッズの配布<br/>区役所や関係機関からの要請に応じ普及啓発グッズを提供、イベントや研修で配布していただいた。（約7,350個）<br/>●自殺対策推進キャラクターの「うさぎっぴー」の貸出<br/>関係機関からの要請に応じ、地域のイベントにうさぎっぴーの貸出を行った。（4カ所）</p> |  |   |                    |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)                         |                    |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 自殺予防街頭キャンペーンでの普及啓発物の配布   | 世界自殺予防デーに合わせ、神奈川県及び横浜市、相模原市とともに普及啓発を行う。 |                    |          | 3,000個  | 3,000個   |
| 2   | 広く市民に対する広報活動機会の確保  | 本市の自殺の実態や相談先についての広報活動を行う。               |                    |          | 5回      | 7回       |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |   |                    |          |         |          |
| 街頭キャンペーンや各種イベント、展示等を活用し、自殺予防について普及啓発する機会を得ることができた。そのため、今後も継続して幅広い世代に対して、自殺の実態と自殺予防について普及啓発が必要である。   |  |   |                    |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |   |                    |          |         |          |
| より多くの人が自殺予防の取組と相談先に関する情報について知る機会を設けるため、映像等の媒体を積極的に活用したり、関係機関と協力しながら普及啓発の機会を広げていく。   |  |   |                    |          |         |          |
| 所管課   |  |   |                    |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |  |   |                    |          |         |          |

| 方針1<br>自殺の実情を知る   |   | 項目                   | 自殺の防止等に関する市民の理解の増進 |           |         |                  |
|---|---|----------------------|--------------------|-----------|---------|------------------|
| 取組番号  | 7   | 取組名称                 | かわさき健康づくり21関連事業    |           |         |                  |
| 取組目的  | 積極的に休養し、ストレスを上手に解消することを目標に掲げ、十分な睡眠の確保やストレスの解消、適量飲酒等について推進し、休養・こころの健康について普及啓発する。 |                      |                    |           |         |                  |
| 構成事務事業  |   | 予算額                  | うち補助金等             | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性         |
| 1   | 健康づくり事業   | 121,383千円            | 24,075千円           | 110,436千円 | なし      | なし               |
| 2   |   |                      |                    |           |         |                  |
| 3   |   |                      |                    |           |         |                  |
| 取組実績  |   |                      |                    |           |         |                  |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中の一部で、健康づくり普及啓発事業として下記の内容に取り組んでいる。  |   |                      |                    |           |         |                  |
| <p>●事業概要</p> <p>「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話等を各区役所地域みまもり支援センターが実施した。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体健康保持について、主に市民を対象として行っている。</p> <p>3月の自殺対策強化月間に合わせて、かわさきFMで「こころの健康」をテーマにラジオ放送を実施するなど普及啓発の取組を実施した。</p> <p>年代を特定しない衛生教育を1,234回、28,451名に実施(テーマ:がん、健康増進、栄養、歯科等)した。</p> <p>主に40～64歳を対象とした健康づくり事業を152回、1,309名を対象に実施(テーマ:栄養、運動、こころの健康づくり、歯科、糖尿病、循環器疾患、がん等)した。</p> |   |                      |                    |           |         |                  |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)      |                    |           | 目標      | 実績               |
| 1   | よく眠れない人の減少  | 川崎市健康意識実態調査による評価(成人) |                    |           | 減少      | 17.5%<br>(平成28年) |
| 2   | ストレス対処方法がある人の増加   | 川崎市健康意識実態調査による評価(成人) |                    |           | 増加      | 87.4%<br>(平成28年) |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                      |                    |           |         |                  |
| 平成29年度に行った第2期かわさき健康づくり21の中間評価では、目標に達していないため取組を継続する。休養やこころの健康は心身の健康と関連があるため、様々な取組と連携をしながら取組を進める必要がある。<br>飲酒が過剰である場合は健康に影響を及ぼすことから、適度な飲酒量や他の方法でのストレス対処を併発するなどの必要がある。  |   |                      |                    |           |         |                  |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                      |                    |           |         |                  |
| 質の良い睡眠についての普及啓発の強化<br>ライフサイクルに対応したストレス対処への支援  |   |                      |                    |           |         |                  |
| 所管課   |   |                      |                    |           |         |                  |
| 健康福祉局 健康増進課   |   |                      |                    |           |         |                  |

| 方針1<br>自殺の実情を知る   |   | 項目                                       | 自殺の防止等に関する市民の理解の増進 |          |         |          |
|---|---|--|--------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 8   | 取組名称                                     | 産業保健分野への普及啓発       |          |         |          |
| 取組目的  | 各個人が抱えるこころの悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市内企業の労働者にこころの健康に関する正しい知識を伝える。 |  |                    |          |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                                      | うち補助金等             | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 労働資料の調査及び刊行業務   | 14,731千円                                 | 1,180千円            | 14,546千円 | あり      | なし       |
| 2   |   |  |                    |          |         |          |
| 3   |   |  |                    |          |         |          |
| 取組実績  |   |  |                    |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。  |   |  |                    |          |         |          |
| 毎月1回、3,600部発行の冊子「かわさき労働情報」(市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康に関する不調サインの発見やその回復方法等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。   |   |  |                    |          |         |          |
| 【記事のタイトルと主な内容】  |   |  |                    |          |         |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康について(休息やリフレッシュの大切さについて伝えるとともに、「こころの電話相談」窓口を紹介)</li> <li>・第13次労働災害防止計画がスタートしました(計画の概要や、重点業種・目標の紹介)</li> <li>・9月10日は世界自殺予防デー(飲酒や依存症等の説明、相談窓口、及びセミナーの紹介)</li> <li>・平成30年「全国労働安全週間」が実施されます(全国労働安全週間の概要、メンタルヘルスに係る事業や助成金についての紹介)</li> <li>・「ストレスとの上手な付き合い方」の開催について(ストレスマネジメント講座の案内)</li> <li>・今、企業に求められている安全衛生(労働災害防止推進計画の紹介や、具体的な取り組み方法の紹介など)</li> <li>・11月は「過労死防止啓発月間です」(過労死等の説明、過労死等防止のための取り組み、及び相談窓口の紹介)</li> <li>・健康経営について(健康経営を実現させるための具体的な取り組みの紹介)</li> <li>・労働相談Q&amp;A(労働に関する各種相談とその回答を掲載。)</li> <li>・労働相談会の案内(市内各地で開催される労働相談会等の案内。)</li> </ul> |   |  |                    |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)                          |                    |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 「かわさき労働情報」へのこころの健康に関する記事の掲載   | 月1回発行の「かわさき労働情報」へ年2回以上、こころの健康に関する記事を掲載する |                    |          | 2回      | 6回       |
| 2   |   |  |                    |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |  |                    |          |         |          |
|   |   |  |                    |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |  |                    |          |         |          |
| 引き続き「かわさき労働情報」の紙面にメンタルヘルス対策関連の記事を積極的に掲載し、自殺防止対策について啓発を行う。   |   |  |                    |          |         |          |
| 所管課   |   |  |                    |          |         |          |
| 経済労働局 労働雇用部   |   |  |                    |          |         |          |

| 方針1<br>自殺の実情を知る  |                                      | 項目                                      | 自殺の防止等に関する市民の理解の増進 |          |         |          |
|--|--------------------------------------|---|--------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 9                                    | 取組名称                                    | モデル地区における普及啓発      |          |         |          |
| 取組目的   | モデル地区において自殺対策講座や地域課題に応じた自殺対策事業を実施する。 |   |                    |          |         |          |
| 構成事務事業   |                                      | 予算額                                     | うち補助金等             | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業                   | 17,762千円                                | 11,643千円           | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 2  |                                      |   |                    |          |         |          |
| 3  |                                      |   |                    |          |         |          |
| 取組実績   |                                      |   |                    |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |                                      |   |                    |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |                                      |   |                    |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法  |                                      |   |                    |          |         |          |
| <p>●川崎市川崎区における普及啓発</p> <p>○世界自殺予防デー街頭キャンペーン<br/>令和元年9月10日(火)(自殺予防週間)に、川崎市市内でも往来の多い川崎駅東西自由通路東口側、東口駅前広場にて神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、かながわ女性会議、川崎いのちの電話、消費者行政センター、川崎フロンターレ等の関係機関の協力を得て、普及啓発グッズ、相談や講演会の案内を3,000個を配布した。配付にあたっては、相談先一覧を記載したリーフレット「あなたに知ってほしい」を作成し、同封した。</p> <p>○自殺対策に関連するポスター掲示<br/>アゼリア地下通路(令和元年8月30日～9月13日)と(令和2年3月6日～3月19日)にて、ポスター掲示等を行った。</p> <p>●川崎市中部地区(中原区・高津区・宮前区)における自殺未遂者支援<br/>川崎市中部の三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を継続的に支援し、地域の資源につなぎ、退院後のQOLの向上と再発の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行うために実施した。</p> |                                      |   |                    |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |                                      | 指標の説明(概要及びポイント)                         |                    |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 自殺予防街頭キャンペーンでの普及啓発物の配布               | 世界自殺予防デーに合わせ、神奈川県及び横浜市、相模原市とともに普及啓発を行う。 |                    |          | 3,000個  | 3,000個   |
| 2  | 広報コーナーや市庁舎内等における広報活動機会の確保            | 本市の自殺の実態や相談先についての広報活動を行う。               |                    |          | 5回      | 7回       |
| 3  | 自殺未遂者支援における関係機関との会議の開催               | 川崎市中部地区における自殺未遂者支援における連携を目的に会議を開催する。    |                    |          | 12回     | 10回      |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |                                      |   |                    |          |         |          |
| 川崎市の行政区のうち、川崎区が比較的自己死亡率が高い傾向にあるため、自殺予防に関する関係機関の相談先を周知するため、等普及啓発の取組を継続していく必要がある。<br>自殺未遂者支援については、過去に実施した「川崎市における自損事故による救急搬送事例調査」をもとに、現在川崎市中部地区で行っている自殺未遂者支援を、中部地区以外でも展開できるよう関係機関への働きかけと実支援の稼働に向けた検討が必要である。  |                                      |   |                    |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |                                      |   |                    |          |         |          |
| 川崎区における普及啓発の機会を継続して確保しつつ、自殺予防について広く市民に周知するため他区の駅での普及啓発についても検討する。<br>自殺未遂者支援については、川崎市内の関係機関へ赴き、実際に自殺未遂者支援の実施が可能かどうか意見交換を行い、川崎市中部地区以外での展開の可能性を探る。  |                                      |   |                    |          |         |          |
| 所管課  |                                      |   |                    |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |                                      |   |                    |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目              | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|--|---|-----------------|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 10  | 取組名称            | 教職員の資質向上                  |          |         |          |
| 取組目的   | 相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自殺予防につながることから、自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を指導する人材を養成し、その資質を向上させる。 |                 |                           |          |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額             | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 教職員研修事業   | 25,412千円        | 0千円                       | 20,250千円 | あり      | なし       |
| 2  |   |                 |                           |          |         |          |
| 3  |   |                 |                           |          |         |          |
| 取組実績   |   |                 |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |                 |                           |          |         |          |
| ●ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修の内容   |   |                 |                           |          |         |          |
| ○ライフステージに応じた研修   |   |                 |                           |          |         |          |
| 初任者研修、2校目異動者研修、中堅教諭等資質向上研修、15年経験者研修、教頭研修、校長研修において、人権尊重教育に係る講演等を実施した。互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を行った。   |   |                 |                           |          |         |          |
| ○人権尊重教育推進担当者研修   |   |                 |                           |          |         |          |
| 各校の人権尊重教育推進担当者を対象に、生命尊重をテーマとした講演、人権尊重教育研究推進校の研究報告会への参加等の研修を行った。また、各校の担当者に対して人権尊重教育の全体計画、推進計画の作成及び計画の遂行を支援した。   |   |                 |                           |          |         |          |
| ●回数及び延べ参加人数  |   |                 |                           |          |         |          |
| ライフステージに応じた研修：延べ13,897名  |   |                 |                           |          |         |          |
| 人権尊重教育推進担当者研修：4回、延べ670名  |   |                 |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント) |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1  |   |                 |                           |          |         |          |
| 2  |   |                 |                           |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                 |                           |          |         |          |
| 川崎市教員育成指標に基づき、ライフステージに応じた研修の中で、人権尊重教育に係る講演等を実施し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する校外研修を行った。より多くの教員の資質・能力の向上を目指すために、校内でのOJTを意識し研修内容を工夫した。今後は、校外研修を伝達するのみではなく、校内研修と効果的に関連付けることが課題である。 |   |                 |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                 |                           |          |         |          |
| 互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を引き続き行う。その際、校外研修で学んだことをもとに、学校現場で実践することができる研修内容をさらに工夫し実施する。  |   |                 |                           |          |         |          |
| 所管課  |   |                 |                           |          |         |          |
| 教育委員会事務局 総合教育センター  |   |                 |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目              | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |           |         |          |
|--|---|-----------------|---------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号   | 11  | 取組名称            | 教職員向け心の健康相談支援事業           |           |         |          |
| 取組目的   | 児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助などを通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実に資する。 |                 |                           |           |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額             | うち補助金等                    | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 健康教育推進事業  | 614,760千円       | 48,621千円                  | 608,735千円 | なし      | なし       |
| 2  |   |                 |                           |           |         |          |
| 3  |   |                 |                           |           |         |          |
| 取組実績   |   |                 |                           |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |                 |                           |           |         |          |
| 上記構成事務事業の一部で、心の健康相談支援事業として、下記の取り組みを実施している。   |   |                 |                           |           |         |          |
| <p>●支援及び啓発活動の内容</p> <p>(1) 心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の面接相談を実施する。</p> <p>(2) 心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じて精神科医等を派遣し、面接相談を実施する。</p> <p>(3) 相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行い、心の健康問題への啓発を実施する。</p> <p>(4) その他、本事業の目的達成のために必要な事業を実施する。</p> <p>●専門家等の援助回数<br/>専門医による学校訪問: 25校</p> <p>●研修会等開催回数及び延べ参加人数<br/>○川崎市心の健康相談支援事業講演会<br/>平成31(令和元)年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。</p> <p>●心の健康相談支援事業検討委員会<br/>日 時: 令和2年2月20日(木) 13:30~14:30<br/>会 場: 川崎市医師会館 研修室1</p> |   |                 |                           |           |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント) |                           |           | 目標      | 実績       |
| 1  |   |                 |                           |           |         |          |
| 2  |   |                 |                           |           |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                 |                           |           |         |          |
| 今後も児童生徒の心の健康問題に対処するために、引き続き取組を行う必要がある。   |   |                 |                           |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                 |                           |           |         |          |
| 検討委員会を年度末に開催し、事業の報告、検証等を行い、次年度の事業の円滑な実施を図っていく。   |   |                 |                           |           |         |          |
| 所管課  |   |                 |                           |           |         |          |
| 教育委員会事務局 健康教育課   |   |                 |                           |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目  | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|---|---|---|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 12  | 取組名称  | 児童・思春期事例検討会の開催            |          |         |          |
| 取組目的  | 教職員や児童相談機関職員を対象とした児童・思春期のメンタルヘルスに関する事例検討会を定期的に開催する。 |   |                           |          |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額   | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 精神保健福祉センターに関する業務                                    | 43,350千円  | 22,497千円                  | 37,701千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |   |                           |          |         |          |
| 3   |   |   |                           |          |         |          |
| 取組実績  |   |   |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |   |                           |          |         |          |
| 上記構成事務事業において、児童精神科医によるスーパーバイズ事業として下記の取り組みを行っている。  |   |   |                           |          |         |          |
| <p>●事業概要<br/>児童精神科医によるスーパーバイズを組み込んだ児童・思春期年代の事例検討会</p> <p>●結果及び実績<br/>開催回数 5回<br/>参加人数 延べ57人</p> <p>●参加機関<br/>区役所(地域みまもり支援センター)、児童相談所、児童家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、障害者センター(南部地域支援室含む)等</p> |   |   |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)   |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 児童・思春期事例検討会の参加人数                                    | 児童精神科医によるスーパーバイズを組み込む事例検討会を行うことにより、職員の資質向上および機関連携強化を目的に実施 |                           |          | 54人     | 57人      |
| 2   |   |   |                           |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |   |                           |          |         |          |
| 安定した参加が行われている一方、同様の支援機関から多く参加しているとも解釈できる参加状況。   |   |   |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |   |                           |          |         |          |
| 新規の参加機関の開拓。具体的には、思春期年代を対象とする相談機関、教育機関等の会議、研修会等への参加や支援の連携を行った際に当該事業の周知を行う。   |   |   |                           |          |         |          |
| 所管課   |   |   |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |   |   |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目                         | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
|--|---|----------------------------|---------------------------|----------|---------|----------|-----|-----|----|----|--------|------------------------|------|-------|--------|---------|-----|-------|---------|-----------|-----|--|
| 取組番号   | 13  | 取組名称                       | 学校出前講座(教職員対象)の実施          |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 取組目的   | 児童生徒のこころの健康や、困難を抱えた際の対応方法について、教職員が学ぶことにより、児童生徒の自殺予防をはかり、またこころ健康教育をはかることで児童生徒の将来の自殺予防の一助とすることを目的とする。 |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 構成事務事業   |   | 予算額                        | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業  | 17,762千円                   | 11,643千円                  | 15,377千円 | なし      | なし       |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 2  |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 3  |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 取組実績   |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 根拠法令等: 自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例   |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業概要<br/>川崎市内の小中高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校側のニーズに基づき、依頼する講師を検討・調整した。</li> <li>●実施校数及び実施回数<br/>実施校数: 4校(実数)<br/>実施回数: 5回(延べ数)</li> <li>●実施内容(テーマ)等</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>開催月</th> <th>テーマ</th> <th>人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年6月</td> <td>薬物乱用、依存症とは～正しい理解とその対応～</td> <td>320名</td> <td>生徒も対象</td> </tr> <tr> <td>令和元年6月</td> <td>薬物依存の実態</td> <td>97名</td> <td>生徒も対象</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月</td> <td>性の多様性について</td> <td>33名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> |   |                            |                           |          |         |          | 開催月 | テーマ | 人数 | 備考 | 令和元年6月 | 薬物乱用、依存症とは～正しい理解とその対応～ | 320名 | 生徒も対象 | 令和元年6月 | 薬物依存の実態 | 97名 | 生徒も対象 | 令和元年12月 | 性の多様性について | 33名 |  |
| 開催月  | テーマ   | 人数                         | 備考                        |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 令和元年6月   | 薬物乱用、依存症とは～正しい理解とその対応～  | 320名                       | 生徒も対象                     |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 令和元年6月   | 薬物依存の実態   | 97名                        | 生徒も対象                     |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 令和元年12月  | 性の多様性について   | 33名                        |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 取組の中で重視している主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)            |                           |          | 目標      | 実績       |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 1  | 出前講座(教職員対象)の実施校数  | 教職員を対象とする自殺対策に係る出前講座の実施校数。 |                           |          | 5校      | 4校       |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 2  |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 令和元年度は出前講座の依頼が4校(5件)であったため概ね目標は達成できたが、今後も事業の周知が必要である。  |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 各校長会や養護教諭が参加する会議にて出前講座の周知を行い、活用してもらえよう促していく。   |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 所管課  |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |   |                            |                           |          |         |          |     |     |    |    |        |                        |      |       |        |         |     |       |         |           |     |  |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目                       | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|--|--|--------------------------|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 14   | 取組名称                     | 市職員の人材育成                  |          |         |          |
| 取組目的   | 各市民サービスの中に自殺対策の視点を含めることにより、市民サービスの様々な場面において、自殺のリスクにつながる要因に気づき、必要な支援につなぐことで、自殺予防をはかることを目的とする。 |                          |                           |          |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額                      | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業   | 17,762千円                 | 11,643千円                  | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2  |  |                          |                           |          |         |          |
| 3  |  |                          |                           |          |         |          |
| 取組実績   |  |                          |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |  |                          |                           |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |  |                          |                           |          |         |          |
| 根拠法令等: 自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例   |  |                          |                           |          |         |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●庁内全体の取組<br/>新任課長研修において、行政における自殺対策の必要性についての講義を行った。また、その他の自殺対策関係研修等においても自殺予防につながる人材育成を行った。</li> <li>●各研修・会議における参加者数<br/>新任課長研修: 80人<br/>地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修(※1): 33人(※2)<br/>自殺予防セミナー: 22人(※2)<br/>※1 南部、中部、北部にて全3回実施<br/>※2 市職員参加者数</li> </ul> |  |                          |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)          |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 市職員に対する自殺対策関係研修等への参加者数   | 市職員に対するゲートキーパー研修等への参加者数。 |                           |          | 500人    | 135人     |
| 2  |  |                          |                           |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                          |                           |          |         |          |
| 市職員への研修機会が少なかつたため、新規採用職員へのゲートキーパーに関する説明や教育の機会を作る必要がある。また、様々な職位や部署への普及啓発も必要である。   |  |                          |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                          |                           |          |         |          |
| 庁内連携会議が全庁拡大したことにより、より多くの市職員の人材育成が可能となっている。自殺予防の取組は決して特別なことではなく、普段の支援の中で十分に行えることであるため、市民と直接接する機会のある職員へ研修を行えるよう働きかけていく。  |  |                          |                           |          |         |          |
| 所管課  |  |                          |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |  |                          |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目              | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|--|--|-----------------|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 15   | 取組名称            | ゲートキーパー講習の実施              |          |         |          |
| 取組目的   | 自殺に至る要因は多岐にわたるため、日常生活の様々な場面において、自殺につながる要因に気づき、必要な支援につながることを増やし、また、異なる立場や役割について理解し連携することで、自殺予防をはかることを目的とする。 |                 |                           |          |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額             | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業   | 17,762千円        | 11,643千円                  | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2  |  |                 |                           |          |         |          |
| 3  |  |                 |                           |          |         |          |
| 取組実績   |  |                 |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |  |                 |                           |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |  |                 |                           |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |  |                 |                           |          |         |          |
| <p>●事業概要</p> <p>一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。単独の講座だけでなく、様々な研修、講演に併せて実施した。</p> <p>○一般市民(身近な人のゲートキーパー)：1,089人<br/>                     ○職域・サービス業対象(職務上関わる人のゲートキーパー)：461人<br/>                     ○教育、医療、保健、福祉相談従業者：478人<br/>                     合計：2,026人(23回)</p> |  |                 |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント) |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1  | ゲートキーパー養成数   | 年間のゲートキーパー養成数。  |                           |          | 1,000人  | 2,026人   |
| 2  |  |                 |                           |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                 |                           |          |         |          |
| ゲートキーパー養成数については目標を達成できた。講座等で配布する現在のゲートキーパー手帳は平成26年3月に作成されたものであるため、最近の市の実情を踏まえたゲートキーパーを養成するために手帳の情報の更新や、内容の見直しが必要である。   |  |                 |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                 |                           |          |         |          |
| ゲートキーパー手帳の内容については、外部有識者の協力を得ながら、川崎市の実情に合わせた内容で且つゲートキーパーとしての役割が把握でき活用しやすいゲートキーパー手帳の作成を目指す。また、研修についても川崎市の実情に合わせた支援ができるゲートキーパーの養成ができるように内容を組み立てる。   |  |                 |                           |          |         |          |
| 所管課  |  |                 |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |  |                 |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目              | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|--|---|-----------------|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 16  | 取組名称            | かかりつけ医うつ病対応力向上研修          |          |         |          |
| 取組目的   | 精神疾患の初期段階に接する可能性の高いかかりつけ医等の、うつ病や自殺に関する知識や対応技術を高め、より適切に対応することにより、自殺予防をはかることを目的とする。 |                 |                           |          |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額             | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業  | 17,762千円        | 11,643千円                  | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 2  |   |                 |                           |          |         |          |
| 3  |   |                 |                           |          |         |          |
| 取組実績   |   |                 |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |                 |                           |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |   |                 |                           |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |   |                 |                           |          |         |          |
| <p>●事業概要</p> <p>精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすく、また精神的な不調を自覚しても初期の段階で精神科や心療内科を受診する人は少ない。早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。</p> <p>研修については、神奈川県、横浜市、相模原市とともに、カリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれの会場にも参加を可能とした。</p> <p>●開催回数及び参加者数</p> <p>開催回数：1回(県内全5回)<br/>                     参加者数(川崎会場)：53人(うち、川崎市内在職者34人)<br/>                     県内5会場参加者総数：261人</p> <p>●研修資料の作成</p> <p>他県市と協力し、研修講師及び受講者用の資料の作成や準備を行った。</p> <p>●活用状況調査</p> <p>平成29年度研修受講者及び精神科紹介受入れ協力医療機関あてにアンケート調査(研修の有効性、精神科への紹介システムの活用状況など)を行い、結果を集計した。</p> |   |                 |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント) |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 参加者数  | 神奈川県内全体の参加者数    |                           |          | —       | 261名     |
| 2  |   |                 |                           |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                 |                           |          |         |          |
| 参加者数の増加に関しては、本研修を内科専門医及び産業医の更新ポイントを取得できる研修とすることで、参加者の申し込み意欲が高まるようにしている。また、事業実施に向けて、神奈川県医師会および神奈川県精神科診療所協会の協力を得てカリキュラムの構成をより実践的な内容として整理し、参加者自身の実践につながるよう今後も工夫する。精神科への紹介システム等の活用については、現在目標値を下回っており、研修での周知の不足や、システムの仕組みに対する意見の反映の遅れ等が課題になっている。  |   |                 |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                 |                           |          |         |          |
| 精神科への紹介システム等の活用については、現在目標値を下回っているが、参加者への研修受講後半年経過後を目途に実施するアンケートによって、神奈川県および横浜市、相模原市とともに活用上の課題等を整理し、システムの改善を目指す。  |   |                 |                           |          |         |          |
| 所管課  |   |                 |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |   |                 |                           |          |         |          |



| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目                | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |           |         |          |
|---|---|-------------------|---------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 17  | 取組名称              | 母子保健事業における人材育成研修          |           |         |          |
| 取組目的  | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、産後うつ等の困難を抱えた周産期の母親の相談に対応するための人材を養成し、その資質を向上させる。 |                   |                           |           |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額               | うち補助金等                    | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 母子保健指導・相談事業   | 198,399千円         | 86,617千円                  | 176,097千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |                   |                           |           |         |          |
| 3   |   |                   |                           |           |         |          |
| 取組実績  |   |                   |                           |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |                   |                           |           |         |          |
| 上記の構成事務事業の一部として、下記の研修を実施している。   |   |                   |                           |           |         |          |
| <p>●研修内容<br/>母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、従事者のスキルアップを図るための母子保健指導者研修会を実施した。</p> <p>●実績<br/>母子保健指導者研修会の開催回数及び延べ参加人数<br/>開催回数:2回<br/>延べ参加人数:37人</p>                                   |   |                   |                           |           |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)   |                           |           | 目標      | 実績       |
| 1   | 研修参加者の増加  | 母子保健指導者研修会の延べ参加者数 |                           |           | 100人    | 229人     |
| 2   |   |                   |                           |           |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                   |                           |           |         |          |
| 一定水準のスキルの習得を目指すために、母子保健事業に携わる各区地域まもり支援センター地域支援課の職員が多く参加できる日時の設定を行う必要がある。また年間を通じて定期的に研修会を開催することで、職員が対人支援について定期的に振り返る機会とする。<br>精神疾患を持った妊産婦の支援は、緊急度及び重症度の高いケースが多く、予防的な関わりだけでなく早期の把握が求められる。 |   |                   |                           |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                   |                           |           |         |          |
| 周産期におけるメンタルヘルスの不調をより早期に把握し、適切な支援に繋げるために、市内及び県内の精神科医療機関の情報を収集し、円滑に治療等の支援に繋げられるように連携の構築と課題の周知を行う。   |   |                   |                           |           |         |          |
| 所管課   |   |                   |                           |           |         |          |
| こども未来局 こども保健福祉課   |   |                   |                           |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目  | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|---|---|---|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 18  | 取組名称                                      | 自殺対策相談支援研修                |          |         |          |
| 取組目的  | 自殺予防の知識や、リスクを抱えた人への対応について学ぶとともに、対応における連携を深め、またこの相談支援の中核となりうる人材を確保することにより、相談支援体制の充実をはかる。 |   |                           |          |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                                       | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業  | 17,762千円                                  | 11,643千円                  | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |   |                           |          |         |          |
| 3   |   |   |                           |          |         |          |
| 取組実績  |   |   |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |   |                           |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。  |   |   |                           |          |         |          |
| 根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例   |   |   |                           |          |         |          |
| <p>●地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修</p> <p>○目的<br/>全ての住民に対応した地域包括システムの考え方が自殺対策と密接につながることで、川崎市の自殺対策の実態と対策の全体像を理解するために、また、川崎市における自殺対策の一層の推進を図ること。</p> <p>○開催概要<br/>第1回:令和元年7月3日 北部リハビリテーションセンター 参加者数14人<br/>第2回:令和元年7月10日 川崎市産業振興会館10階第4会議室 参加者数18人<br/>第3回:令和元年7月31日 川崎市医師会館3階ホール 参加者数45人</p> <p>○内容<br/>講義1「川崎市の自殺対策」<br/>講義2「複雑・困難な背景を有する人々を支援するために」<br/>事例を用いたグループワーク</p> <p>●自死遺族電話相談員研修</p> <p>○目的<br/>自死遺族電話相談「まっとライン」の相談員等対象に、自殺遺族支援の知識や自死遺族の置かれている現状についての理解を深め、相談技術の向上を図ること。</p> <p>○開催概要<br/>令和2年2月1日 参加者数:19人</p> <p>○内容<br/>1 川崎市の自殺対策について<br/>2 自死遺族の方のお話し<br/>3 話し合い・まとめ</p> |   |   |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)                           |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修参加者数  | 地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修における参加者数              |                           |          | 100人    | 77人      |
| 2   | 自死遺族電話相談員研修参加者数   | 社会福祉法人川崎いのちの電話に委託している自死遺族電話相談の相談員研修への参加者数 |                           |          | 20人     | 19人      |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |   |                           |          |         |          |
| 地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修受講者に対してアンケートを実施した結果、自殺対策に関する知識や態度において期待された変化が多く認められた一方で、自殺リスクの高い人と関わることに対し不安や困難感を抱えていることがうかがえた。そのため、支援者の不安や困難感を軽減するために必要なことについて、さらにアンケート結果を分析していく必要がある。   |   |   |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |   |                           |          |         |          |
| 地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修については、外部有識者の協力を得て、研修の効果を明らかにするとともに、プログラムの改善と相談体制の充実を目指す。  |   |   |                           |          |         |          |
| 所管課   |   |   |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |   |   |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |  | 項目                                | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|---|--|-----------------------------------|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 19   | 取組名称                              | 関係機関との連携のための事例検討会の実施      |          |         |          |
| 取組目的  | 希死念慮や自殺念慮の高い人を支援する可能性が高い医療保健福祉従事者が、希死念慮・自殺念慮に対する基本的対応を学ぶとともに、関係機関と連携することにより自殺予防をはかることを目的とする。 |                                   |                           |          |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額                               | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業   | 17,762千円                          | 11,643千円                  | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 2   |  |                                   |                           |          |         |          |
| 取組実績  |  |                                   |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |  |                                   |                           |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。  |  |                                   |                           |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例   |  |                                   |                           |          |         |          |
| <p>●自殺予防セミナーにおける事例検討</p> <p>医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、事例検討を行った。希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。</p> <p>○開催回数及び参加者数</p> <p>開催回数：2回</p> <p>参加人数：110人(延べ人数)</p> <p>○内容</p> <p>【第1回】</p> <p>令和元年7月9日 参加者数：65人</p> <p>「自殺予防ゲートキーパーという役割」～身近にある『死にたい』に気づいて向きあう～</p> <p>【第2回】</p> <p>令和元年11月22日 参加者数：45人</p> <p>「自殺予防ゲートキーパーという役割」～いつきく？ 何きく？ どうつなぐ？～</p> <p>【第3回は新型コロナウイルスの影響により中止】</p> <p>●川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会</p> <p>○開催回数及び参加者数</p> <p>開催回数：4回</p> <p>参加人数：29人(延べ人数)</p> <p>○内容</p> <p>個別相談支援において、自殺関連行動や疾患、自殺未遂に関する事例を構成機関参加者が報告し、支援内容や支援経過を振り返ることで、支援技術の向上と、参加者が共に同じ課題を共有することを通して、顔の見える関係性の構築を図る。</p> <p>○構成機関</p> <p>主に川崎区、幸区の医療機関、地域包括支援センター、障害者更生相談所南部支援室等</p> |  |                                   |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)                   |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 自殺予防セミナーへの参加者数   | 年間3回開催する自殺予防セミナーへの参加者数            |                           |          | 150人    | 110人     |
| 2   | 川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会への参加者数  | 年間6回開催する川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会への参加者数 |                           |          | 50人     | 29人      |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |                                   |                           |          |         |          |
| 自殺予防セミナーについては参加者の満足度が高いため今後も継続して、研修および事例検討会を開催していきたい。川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会については、新規参加者が少ない。  |  |                                   |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |                                   |                           |          |         |          |
| 川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会は、開始当初は関係機関の顔つなぎの意味もあった。現在、関係機関の連携は取れてきており、事例検討会や関係者の会議等の機会も確保できているため、開催の必要性について参加者と意見交換していく。  |  |                                   |                           |          |         |          |
| 所管課   |  |                                   |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |  |                                   |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目              | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|--|--|-----------------|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 20   | 取組名称            | 働く人のメンタルヘルス対策             |          |         |          |
| 取組目的   | 企業や産業保健等を中心に、働く人を取り巻く職場環境やメンタルヘルス対策として、関係機関と連携し研修会を開催する。 |                 |                           |          |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額             | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業                                       | 17,762千円        | 11,643千円                  | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2  |  |                 |                           |          |         |          |
| 3  |  |                 |                           |          |         |          |
| 取組実績   |  |                 |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |  |                 |                           |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |  |                 |                           |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |  |                 |                           |          |         |          |
| <p>●川崎商工会議所との共催による「職場の安心・安全セミナー」</p> <p>日時：令和元年11月12日(火) 14:00～17:00</p> <p>場所：川崎商工会議所会議室</p> <p>内容：「職場のメンタルヘルス」～うつと人間関係～</p> <p>「みんなで作る働きやすい職場環境」</p> <p>参加人数：61人(内訳)</p> <p>一般企業の社員・従業員：34人</p> <p>地域保健や産業保健関係職員：18人</p> <p>介護支援専門員等：1人</p> <p>行政職員：6人</p> <p>その他：2人</p> |  |                 |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント) |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 職場の安全・安心セミナーへの参加者数                                       | セミナーへの参加者数      |                           |          | 80人     | 61人      |
| 2  |  |                 |                           |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                 |                           |          |         |          |
| 参加者数実績は目標を下回ったが、アンケートから参加者の満足度は高かった。商工会議所と共催で開催しており、テーマについても情報交換しながら職場環境を巡る状況を注視し、状況に合わせたセミナー内容の検討を行う。   |  |                 |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                 |                           |          |         |          |
| 川崎商工会議所とともに働き方や職場環境を巡る社会情勢を整理しつつ、参加者の関心に即したセミナーを企画していく。  |  |                 |                           |          |         |          |
| 所管課  |  |                 |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |  |                 |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目                       | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|--|---|--------------------------|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 21  | 取組名称                     | 地域における自殺対策の連携に向けた人材育成     |          |         |          |
| 取組目的   | 地域における自殺対策事業の企画、調整、事業の推進を担う人材を育成することを目的とする。 |                          |                           |          |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額                      | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業                          | 17,762千円                 | 11,643千円                  | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2  |   |                          |                           |          |         |          |
| 3  |   |                          |                           |          |         |          |
| 取組実績   |   |                          |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。  |   |                          |                           |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |   |                          |                           |          |         |          |
| <p>●地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修<br/>「日本うつ病センター(JDC)」が作成した「複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引き」をテキストとした研修を、本市の自殺対策研修のプログラムの取り入れた。</p> <p>○目的<br/>・全ての住民に対応した地域包括システムの考え方が自殺対策と密接につながることを理解するため。<br/>・川崎市の自殺対策の実態と対策の全体像を理解するため。<br/>・川崎市における自殺対策の一層の推進を図るため。</p> <p>○開催実績<br/>・令和元年7月3日 北部リハビリテーションセンター 14人参加<br/>・令和元年7月10日 川崎市産業振興会館10階第4会議室 18人参加<br/>・令和元年7月31日 川崎市医師会館3階ホール 45人参加</p> |   |                          |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)          |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修への参加延べ人数                | 川崎市内の南部・中部・北部での研修への参加者総数 |                           |          | 100人    | 77人      |
| 2  |   |                          |                           |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                          |                           |          |         |          |
| 目標人数を下回ったものの、研修は事例検討をグループで実施したこともあり実務に沿ったもので好評だった。自殺の背景には様々な要因が複雑に絡んでいることもあり、自殺対策を効果的に進めていくためには、多機関の職員に参加してもらい、自殺対策についての理解を深めてもらう必要がある。  |   |                          |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                          |                           |          |         |          |
| 川崎市内の医療・福祉・保健関係機関に幅広く研修開催の広報するとともに、自殺予防への取り組みを具体的に理解できるよう、実務に即した研修プログラムを企画する。  |   |                          |                           |          |         |          |
| 所管課  |   |                          |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |   |                          |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目  | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |             |              |              |
|---|---|---|---------------------------|-------------|--------------|--------------|
| 取組番号  | 22  | 取組名称  | 緩和ケア研修会の開催                |             |              |              |
| 取組目的  | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材を養成し、その資質を向上させる。 |   |                           |             |              |              |
| 構成事務事業  |   | 予算額   | うち補助金等                    | 決算額         | 外部委託の有無      | 事業変更の可能性     |
| 1   | 川崎病院の運営   | 10,098,991千円                                | 9,359,371千円               | 9,849,245千円 | なし           | なし           |
| 2   | 井田病院の運営   | 4,729,336千円                                 | 4,280,144千円               | 4,865,053千円 | なし           | なし           |
| 3   |   |   |                           |             |              |              |
| 取組実績  |   |   |                           |             |              |              |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記、構成事務事業の一部として、下記の内容に取り組んでいる。   |   |   |                           |             |              |              |
| ●緩和ケア研修会の開催   |   |   |                           |             |              |              |
| <p>&lt;川崎病院&gt;<br/>地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者が緩和ケアに関する基本的知識を習得し、初期段階から緩和ケアを提供することを目的とした「緩和ケア研修会(PEACE:医師・医療従事者向け)」を11月に、同様に質の高いエンドオブライフの提供を目的とした「緩和ケア研修会(ELNEC-J:看護師向け)」を10月に開催した。</p> <p>参加者数:医師19人、看護師32人、その他3人 計54人</p> <p>&lt;井田病院&gt;<br/>地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者のための緩和ケア研修会を開催した。<br/>単位型緩和ケア研修会を、「地域緩和ケアの取り組み」「がん疼痛」「コミュニケーション」「療養場所の選択と地域連携」等の内容で1回開催した。<br/>また、緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会を「がん患者の疼痛管理」「治療期の緩和ケア」「社会心理学から医療従事者が学ぶ知見」「緩和ケアにおける緊急症とその対応」「がん患者と家族の思いを支える医療・ケア」等の内容で、5回開催した。</p> <p>参加者数:医師74人、看護師142人、その他95人 計311人</p> |   |   |                           |             |              |              |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)                             |                           |             | 目標           | 実績           |
| 1   | 緩和ケア研修会の開催回数  | 緩和ケア研修会を定期的に開催する                            |                           |             | 川崎病院<br>年2回  | 川崎病院<br>年2回  |
|   |   |   |                           |             | 井田病院<br>年1回  | 井田病院<br>年1回  |
| 2   | 緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会の開催回数  | 緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会を定期的に開催する              |                           |             | 井田病院<br>年5回  | 井田病院<br>年5回  |
| 3   | 緩和ケア研修会等への参加者数  | 緩和ケア研修会や緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会等への参加者数の増加を図る。 |                           |             | 川崎病院<br>60人  | 川崎病院<br>54人  |
|   |   |   |                           |             | 井田病院<br>428人 | 井田病院<br>311人 |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |   |                           |             |              |              |
| <p>&lt;川崎病院及び井田病院&gt;<br/>より多くの医療従事者に緩和ケア研修会あるいは緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会に参加してもらえるよう、研修会開催の案内を院内、院外に積極的に周知していく必要がある。</p>  |   |   |                           |             |              |              |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |   |                           |             |              |              |
| <p>&lt;川崎病院及び井田病院&gt;<br/>緩和ケアに理解ある医療従事者等の増加により、がん患者と家族の不安軽減や安心につながるよう、今後も緩和ケア研修会を継続して開催し、緩和ケアの普及啓発を行う。</p>   |   |   |                           |             |              |              |
| 所管課   |   |   |                           |             |              |              |
| 病院局 経営企画室   |   |   |                           |             |              |              |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目                                       | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|---|---|--|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 23  | 取組名称                                     | モデル地区における支援者の育成           |          |         |          |
| 取組目的  | 地域の実情に応じた支援者の育成を進めることにより、より適切な支援がなされ、自殺予防につながることを目的とする。 |  |                           |          |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                                      | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業                                      | 17,762千円                                 | 11,643千円                  | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 2   |   |  |                           |          |         |          |
| 3   |   |  |                           |          |         |          |
| 取組実績  |   |  |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |  |                           |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。  |   |  |                           |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例   |   |  |                           |          |         |          |
| ●川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業<br>日本医科大学武蔵小杉病院を受診した自殺企図患者の中で、中原区・高津区・宮前区に住み同意の得られた方に「川崎市中部ケアチーム」として6か月間フォローし、再企図防止につながるために情報共有し支援方針を検討した。<br>また、神奈川県司法書士会のベッドサイド法律相談について、司法書士を講師に研修会を実施した。  |   |  |                           |          |         |          |
| ○開催回数<br>川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築・連携会議：5回(うち研修同時開催1回)  |   |  |                           |          |         |          |
| ●川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会<br>内容：高齢者の自殺死亡率の高い川崎市や幸区等の川崎南部地域を中心に、支援に携わる多職種人材を対象に事例検討を行った。事例検討においては、多機関の連携を必要とする要支援者の支援について検討を進め、さらに他の支援者の相談に応じられる人材の養成も狙いとした。個別相談支援において、自殺関連行動や疾患、自殺未遂に関する事例を構成機関参加者が報告し、支援内容や支援経過を振り返ることで、支援技術の向上と、参加者が共に同じ課題を共有することを通して、顔の見える関係性の構築を図った。 |   |  |                           |          |         |          |
| ※構成機関<br>主に川崎市、幸区の医療機関、地域包括支援センター、障害者更生相談所南部支援室等  |   |  |                           |          |         |          |
| ○開催回数<br>川崎南部事例検討会：4回   |   |  |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)                          |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 支援者の育成に関わる会議及び研修会の開催                                    | 地区の課題を把握し、その課題に取り組む支援者の育成を目的とした会議や研修会の開催 |                           |          | 12回     | 9回       |
| 2   |   |  |                           |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |  |                           |          |         |          |
| 自殺実態分析により把握した地域の課題や特徴について、支援者と共有できる仕組みづくりを進めていく必要がある。   |   |  |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |  |                           |          |         |          |
| 支援者が、これまでの支援に「自殺予防」と言う視点を持ちながら今後も支援が継続できるよう、会議や研修等で情報共有と意見交換を進める。<br>川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会の開催のあり方について検討していく。  |   |  |                           |          |         |          |
| 所管課   |   |  |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |   |  |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目                             | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |           |         |          |
|---|---|--------------------------------|---------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 24  | 取組名称                           | 精神保健等に関する包括的研修            |           |         |          |
| 取組目的  | 児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修を実施して対人援助のスキルを身につけることによって、家族等の自死を経験した子どもや保護者等に対して適切な支援を行う。 |                                |                           |           |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                            | うち補助金等                    | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 児童虐待防止対策事業  | 120,905千円                      | 36,472千円                  | 114,363千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |                                |                           |           |         |          |
| 3   |   |                                |                           |           |         |          |
| 取組実績  |   |                                |                           |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |                                |                           |           |         |          |
| 上記の構成事務事業の一部として、下記の研修を実施している。   |   |                                |                           |           |         |          |
| ●取組内容<br>児童相談所の職員、区役所まもり支援センター地域支援課、高齢・障害課、保護課や障害者更生相談所の職員を対象に、児童福祉及び母子保健分野の自殺・自傷のリスク評価について学び、相談支援に活かすために研修を実施した。<br>研修参加人数：57名 |   |                                |                           |           |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)                |                           |           | 目標      | 実績       |
| 1   | 研修参加者数  | 遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修の参加者数 |                           |           | 20名     | 57名      |
| 2   | 研修開催回数  | 遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修の開催回数 |                           |           | 1回      | 1回       |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                                |                           |           |         |          |
| 引き続き、自死支援を含む精神保健に関する相談支援が充実するよう、職員のスキルアップのための研修等を実施する。  |   |                                |                           |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                                |                           |           |         |          |
| 上記内容と兼ねる。   |   |                                |                           |           |         |          |
| 所管課   |   |                                |                           |           |         |          |
| こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室   |   |                                |                           |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目   | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|---|---|--|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 25  | 取組名称   | 事後対応に係る支援者向け手引きの作成        |          |         |          |
| 取組目的  | 自殺未遂者および自死遺族の方の支援をする際に支援者が活用できる手引きを各区役所保健福祉センター職員や地域の医療機関、相談機関従事者へ配布する。 |  |                           |          |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額  | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業  | 17,762千円   | 11,643千円                  | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |  |                           |          |         |          |
| 3   |   |  |                           |          |         |          |
| 取組実績  |   |  |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |   |  |                           |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例   |   |  |                           |          |         |          |
| ●地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修でのテキストの配布<br>日本うつ病センター発行の「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引き－」を地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修にて配布した。                          |   |  |                           |          |         |          |
| ○研修概要   |   |  |                           |          |         |          |
| <目的><br>全ての住民に対応した地域包括システムの考え方が自殺対策と密接につながること、川崎市の自殺対策の実態と対策の全体像を理解するために、また、川崎市における自殺対策の一層の推進を図ること  |   |  |                           |          |         |          |
| 第1回：令和元年7月3日 北部リハビリテーションセンター 参加者数14人  |   |  |                           |          |         |          |
| 第2回：令和元年7月10日 川崎市産業振興会館10階第4会議室 参加者数18人   |   |  |                           |          |         |          |
| 第3回：令和元年7月31日 川崎市医師会館3階ホール 参加者数45人  |   |  |                           |          |         |          |
| <内容><br>講義1「川崎市の自殺対策」<br>講義2「複雑・困難な背景を有する人々を支援するために」<br>事例を用いたグループワーク   |   |  |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)  |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 支援者向け手引きの配布   | 日本うつ病センター発行の「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引き－」の配布数 |                           |          | －       | 77冊      |
| 2   |   |  |                           |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |  |                           |          |         |          |
| 自殺未遂者および自死遺族の方の支援をする際に活用可能な手引きとして日本うつ病センター発行の「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引き－」を活用し、ケースバイケースの対応や他職種連携の必要性について相談支援を実施する関係機関に周知する必要がある。 |   |  |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |  |                           |          |         |          |
| 日本うつ病センター発行の「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引き－」について、自殺に関する研修等を活用し、手引きの周知と活用の推進を図っていく。  |   |  |                           |          |         |          |
| 所管課   |   |  |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |   |  |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |  | 項目                                | 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 |          |         |          |
|---|--|-----------------------------------|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 26   | 取組名称                              | 自殺未遂者支援についての研修            |          |         |          |
| 取組目的  | 自殺に至るリスクが最も高い状況にあるとされている自殺未遂者に対し、再度の自殺企図を防ぐための支援にあたる人材を養成することを目的とする。 |                                   |                           |          |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額                               | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業   | 17,762千円                          | 11,643千円                  | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 2   |  |                                   |                           |          |         |          |
| 取組実績  |  |                                   |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |  |                                   |                           |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例   |  |                                   |                           |          |         |          |
| ●自殺予防セミナーにおける事例検討<br>医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、事例検討を行った。希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。 |  |                                   |                           |          |         |          |
| ○開催回数及び参加者数<br>開催回数：2回<br>参加人数：110人(延べ人数)   |  |                                   |                           |          |         |          |
| ○内容<br>【第1回】<br>令和元年7月9日 参加者数：65人<br>「自殺予防ゲートキーパーという役割」～身近にある「死にたい」に気づいて向きあう～   |  |                                   |                           |          |         |          |
| 【第2回】<br>令和元年11月22日 参加者数：45人<br>「自殺予防ゲートキーパーという役割」～いつきく？ 何きく？ どうつなぐ？～   |  |                                   |                           |          |         |          |
| 【第3回は新型コロナウイルスの影響により中止】   |  |                                   |                           |          |         |          |
| ●川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会  |  |                                   |                           |          |         |          |
| ○開催回数及び参加者数<br>開催回数：4回<br>参加人数：29人(延べ人数)  |  |                                   |                           |          |         |          |
| ○内容<br>個別相談支援において、自殺関連行動や疾患、自殺未遂に関する事例を構成機関参加者が報告し、支援内容や支援経過を振り返ることで、支援技術の向上と、参加者が共に同じ課題を共有することを通して、顔の見える関係性の構築を図る。   |  |                                   |                           |          |         |          |
| ○構成機関<br>主に川崎区、幸区の医療機関、地域包括支援センター、障害者更生相談所南部支援室等  |  |                                   |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)                   |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 自殺予防セミナーへの参加者数   | 年間3回開催する自殺予防セミナーへの参加者数            |                           |          | 150人    | 110人     |
| 2   | 川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会への参加者数  | 年間6回開催する川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会への参加者数 |                           |          | 50人     | 29人      |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |                                   |                           |          |         |          |
| 自殺予防セミナーは自殺予防の必要性に関する基本的な考え方や、自殺念慮のある人への対応を学ぶ貴重な機会であるため、今後も研修および事例検討会を継続開催していく。<br>川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会については、新規参加者が少なく、検討会のあり方を考え直す必要がある。                                  |  |                                   |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |                                   |                           |          |         |          |
| 自殺予防セミナーは、若い世代に関わる機関(学校関係等)へも参加を促していけるとよい。<br>川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会については、関係機関の連携や情報共有が図れる状況になってきているため、事業の見直しを行っている。   |  |                                   |                           |          |         |          |
| 所管課   |  |                                   |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |  |                                   |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目                           | 職種、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |          |         |          |
|---|---|------------------------------|---------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 27  | 取組名称                         | 学校出前講座の実施(児童・生徒対象)              |          |         |          |
| 取組目的  | 児童生徒自身がこころの健康保持や、困ったときの相談行動について学習することで、現在や将来の自殺予防につながることを目的とする。 |                              |                                 |          |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                          | うち補助金等                          | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業  | 17,762千円                     | 11,643千円                        | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |                              |                                 |          |         |          |
| 3   |   |                              |                                 |          |         |          |
| 取組実績  |   |                              |                                 |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |                              |                                 |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。  |   |                              |                                 |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例   |   |                              |                                 |          |         |          |
| ●事業概要<br>市内公立学校(県立含む)に対し、自殺予防を目的とした出前講座を実施する。<br>主な内容としては、ストレスや不安の対処、困った時の相談行動の促しについて、心理学的見地や当事者の体験を通したものである。 |   |                              |                                 |          |         |          |
| ●開催校数<br>4校(開催回数4回)   |   |                              |                                 |          |         |          |
| 開催月   |   | テーマ                          | 人数                              | 備考       |         |          |
| 令和元年6月  |   | 薬物乱用、依存症とは～正しい理解とその対応～       | 320名                            | 教職員も対象   |         |          |
| 令和元年6月  |   | 薬物依存の実態                      | 97名                             | 教職員も対象   |         |          |
| 令和元年7月  |   | 自殺の現状と思春期の心                  | 412名                            |          |         |          |
| 令和元年10月   |   | 薬物の危険性を体験談から学ぼう              | 230名                            |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)              |                                 |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 出前講座(児童・生徒対象)の実施校数  | 児童・生徒を対象とした自殺対策に係る出前講座の実施校数。 |                                 |          | 5校      | 4校       |
| 2   |   |                              |                                 |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                              |                                 |          |         |          |
| 実施回数は5回と生徒や教職員向けに出前講座を実施できた。中学生、高校生、教職員と対象が様々で、児童生徒の発達段階や理解度には個性がある。  |   |                              |                                 |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                              |                                 |          |         |          |
| 講座実施に向けては学校や講師と何度か打ち合わせを行っており、今後も必要である。また、多くの学校に出前講座を活用してもらうため、小・中学校長や養護教諭が集まる場にて広報を行う。                       |   |                              |                                 |          |         |          |
| 所管課   |   |                              |                                 |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |   |                              |                                 |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目   | 職種、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |     |         |          |
|--|--|--|---------------------------------|-----|---------|----------|
| 取組番号   | 28   | 取組名称   | 川崎市職員メンタルヘルス対策                  |     |         |          |
| 取組目的   | メンタルヘルス対策事業及び各種研修、療養支援の実施により、市職員の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。 |  |                                 |     |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額  | うち補助金等                          | 決算額 | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | ※総合計画に基づく構成事務事業はなし   |  |                                 |     | あり      | なし       |
| 取組実績   |  |  |                                 |     |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |  |  |                                 |     |         |          |
| ●研修での取組内容と件数   |  |  |                                 |     |         |          |
| 1 メンタルヘルス関係研修  |  |  |                                 |     |         |          |
| (1) 階層別研修(平成31(令和元)年度実施分)  |  |  |                                 |     |         |          |
| 新規採用職員研修   |  | 社会人としての健康管理(4月4日)  | 250名                            |     |         |          |
| 新任課長研修   |  | こころと身体の健康管理(4月22日)   | 90名                             |     |         |          |
| 新規採用職員研修   |  | 社会人としての健康管理(10月4日)   | 41名                             |     |         |          |
| 技能、業務職員研修  |  | 40歳からの心と身体の健康管理(11月19日)                                      | 23名                             |     |         |          |
| 中堅職員研修   |  | こころと身体の健康管理(8月20日)   | 228名                            |     |         |          |
| 採用2年目eラーニング  |  | こころと身体の健康管理  | 238名                            |     |         |          |
| 採用3年目eラーニング  |  | こころと身体の健康管理  | 287名                            |     |         |          |
| (2) 各局区衛生委員会等でのメンタルヘルス対策含む研修   |  | 27回開催  | 701名                            |     |         |          |
| 2 管理監督者メンタルヘルス研修(講義編)  |  |  |                                 |     |         |          |
| (1) 日程及び参加者数   |  | 令和元年6月13日(木)   | 36名                             |     |         |          |
|  |  | 令和元年10月8日(火)   | 50名                             |     |         |          |
| (2) 内容   |  | 講話「職員のメンタルヘルスと具体的な対応方法」<br>「職員健康相談室の案内と復職の仕組み」               |                                 |     |         |          |
| 3 健康づくりセミナー「働く人のアディクション研修」   |  |  |                                 |     |         |          |
| (1) 日程及び参加者数   |  | 令和元年10月24日(木)  | 41名                             |     |         |          |
| (2) 内容   |  | 講話「アディクション(嗜癖行動)の理解とその対応」                                    |                                 |     |         |          |
| 4 職場実践研修   |  |  |                                 |     |         |          |
| (1) 日程及び参加者数   |  | 部長職編 令和元年11月7日(木)  | 21名                             |     |         |          |
|  |  | 一般職編 令和元年12月26日(木)   | 108名                            |     |         |          |
|  |  | 令和2年1月23日(木)   | 64名                             |     |         |          |
| (2) 内容   |  | 講話「業務遂行上の課題を抱える職員の理解と対応」                                     |                                 |     |         |          |
| 5 セルフケア研修「レジリエンス研修」  |  |  |                                 |     |         |          |
| (1) 日程及び参加者数   |  | 令和元年11月25日(月)  | 35名(入庁5年目までの職員及び希望者対象)          |     |         |          |
| (2) 内容   |  | 講話「職場で生きる『回復力』ストレスとつきあうレジリエンスとは」                             |                                 |     |         |          |
| ●ストレスチェックの実施   |  |  |                                 |     |         |          |
| ○セルフケアの一つとして労働安全衛生法の改正に伴い、全職員を対象としたストレスチェックの受検案内や結果の活用方法を内容に取り入れた。   |  |  |                                 |     |         |          |
| 回収率89.8%   |  |  |                                 |     |         |          |
| ○職場環境改善への取り組み 全職場へは結果報告会、集団分析活用研修を実施。  |  |  |                                 |     |         |          |
| 13職場に介入(内8職場は委託業者による職場環境改善の実施)   |  |  |                                 |     |         |          |
| ●相談の件数   |  |  |                                 |     |         |          |
| 相談者実数 327件、新規118件、相談件数5,759件   |  |  |                                 |     |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)  |                                 |     | 目標      | 実績       |
| 1  | ストレスチェック受検率  | 職員数(要件を満たす非常勤嘱託員及び臨時的任用職員を含む。)に対するストレスチェック受検者の割合             |                                 |     | 90%以上   | 89.80%   |
| 2  | メンタルヘルス不調による長期療養者の割合   | 職員数(各年度の4月1日時点での市長事務部局の正規職員の数)に対する各年度の「精神及び行動の障害」による長期療養者の割合 |                                 |     | 1.61%以下 | 1.68%    |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |  |                                 |     |         |          |
| 目的・目標達成に向け、1次予防から3次予防まで多くの取組を実施しているが、メンタル不調による長期療養者は増加傾向である。仕事に起因する予防対策の推進強化が重要である。                                |  |  |                                 |     |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |  |                                 |     |         |          |
| 平成31(令和元)年度からの第2次推進計画では1次予防から3次予防までの目標と評価指標を明確にし、職員、職場(管理監督者)、産業保健スタッフ、関係部署、事業場外資源と連携し、職員と職場の利便性やニーズに合わせた取組を行っていく。 |  |  |                                 |     |         |          |
| 目標1:セルフケアの推進 目標1の指標:ストレスチェックの受検率を全ての局(本部)室区において90%以上   |  |  |                                 |     |         |          |
| 目標2:ラインによるケアを強化し、健康で働きやすい職場環境づくりの推進 目標2の指標:過重労働・ハラスメント等、職場に起因するメンタルヘルス不調を防ぎ、ストレスチェック総合健康リスク120以上の職場ゼロ              |  |  |                                 |     |         |          |
| 目標3:早期発見・早期対応のための相談体制の充実 目標3の指標:全職員に対する、メンタルヘルス不調による長期療養者割合を現状以下   |  |  |                                 |     |         |          |
| 目標4:復職支援システムの推進と再発予防の取組強化 目標4の指標:メンタルヘルス不調による長期療養者の病休・休職日数の減少  |  |  |                                 |     |         |          |
| 所管課  |  |  |                                 |     |         |          |
| 総務企画局 職員厚生課  |  |  |                                 |     |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目                           | 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |          |         |          |
|--|--|------------------------------|---------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 29   | 取組名称                         | アルコール関連問題への対策                   |          |         |          |
| 取組目的   | 自殺との関連が指摘されているアルコール関連問題についての相談を周知・実施する。アルコール依存症の早期発見、早期治療・回復のための取組を実施する。 |                              |                                 |          |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額                          | うち補助金等                          | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 精神保健福祉センターに関する業務   | 43,350千円                     | 22,497千円                        | 37,701千円 | あり      | なし       |
| 2  |  |                              |                                 |          |         |          |
| 3  |  |                              |                                 |          |         |          |
| 取組実績   |  |                              |                                 |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。  |  |                              |                                 |          |         |          |
| 根拠法令:精神保健および精神障害者福祉に関する法律、アルコール健康障害対策基本法   |  |                              |                                 |          |         |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●アルコールに関する啓発物、リーフレットの配布<br/>市民フォーラム等の機会を得ながら、家族向けの対応リーフレットや相談窓口案内カード等を配布。</li> <li>●アルコール関連問題についての相談支援(個別およびグループ)<br/>複雑困難なケースにおいては、関係部署からの相談に対応し状況に応じて連携して支援を行った。認知行動療法的プログラム「だるま〜ぶ」を実施。</li> <li>●依存症支援連携事業<br/>依存症専門医を講師に迎え、事例検討のコンサルテーションやケースの診立てが得られる医療相談を行った。事例検討及び医療相談 8回開催 延べ21人出席</li> </ul> |  |                              |                                 |          |         |          |
| ○精神保健福祉センターにおけるアルコール関連相談<br>件数:207件(実人員:153件)(内訳)電話及びメール相談:181件 面接相談:25件 訪問相談:1件   |  |                              |                                 |          |         |          |
| ○アルコール問題に悩む家族のためのセミナーの開催:年間2コース(前期6回・後期5回)開催。参加人数:延べ80人  |  |                              |                                 |          |         |          |
| ○だるま〜ぶ:10回1コースとして2コース開催。参加人数:延べ245人  |  |                              |                                 |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)              |                                 |          | 目標      | 実績       |
| 1  | アルコール関連の相談件数   | 精神保健福祉センターにおけるアルコール関連の相談延べ件数 |                                 |          | -       | 207件     |
| 2  | 認知行動療法的プログラムへの参加者数   | 認知行動療法的プログラム「だるま〜ぶ」への参加者延べ数  |                                 |          | -       | 245件     |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                              |                                 |          |         |          |
| アルコール問題家族セミナーは、1コース終了後も継続する参加者が増加。新規参加者の受け入れが難しくなる状況が予測される。区役所等においてアルコール依存症に対する相談対応が難しい現状があり、相談支援者のスキルアップが必要とされている。  |  |                              |                                 |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                              |                                 |          |         |          |
| アルコール問題家族セミナーの運営について、参加者がセミナーに留まる要因を明らかにしつつ、酒害相談員等を活用して家族会へつなげたり個別対応を行いながら適切な支援の方向性を見極めていく。依存症支援連携事業において作成したアルコールの初期相談対応マニュアルを活用し、支援者のスキルアップを図るための研修を実施する。   |  |                              |                                 |          |         |          |
| 所管課  |  |                              |                                 |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |  |                              |                                 |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目   | 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |             |           |          |
|--|--|--|---------------------------------|-------------|-----------|----------|
| 取組番号   | 30   | 取組名称   | 一般介護予防事業                        |             |           |          |
| 取組目的   | 高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、いきがいが役割をもって生活できる地域づくりを推進し、高齢者が通う住民主体の通いの場が充実することを支援するとともに、高齢者が支援の担い手として社会的な活動に参加することで、いきがいが介護予防、閉じこもり防止につながることを目的とする。 |  |                                 |             |           |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額  | うち補助金等                          | 決算額         | 外部委託の有無   | 事業変更の可能性 |
| 1  | 介護予防事業   | 2,552,450千円                                      | 2,215,407千円                     | 2,235,197千円 | あり        | なし       |
| 2  |  |  |                                 |             |           |          |
| 3  |  |  |                                 |             |           |          |
| 取組実績   |  |  |                                 |             |           |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の一部で、介護予防教室等実施事業及び地域介護予防活動支援事業として、下記の事業に取り組んでいる。  |  |  |                                 |             |           |          |
| ●取組の概要<br>高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。<br>介護予防は、「運動」「栄養」「口腔」といった身体機能の向上だけでなく、高齢者の閉じこもり予防や地域の中でのいきがいがづくりなどの活動を通じて、見守りや支え合えるような地域づくりを目指す。 |  |  |                                 |             |           |          |
| <健康福祉局健康増進課所管取組>   |  |  |                                 |             |           |          |
| ●各区が主体となる一般介護予防事業実施回数及び延べ参加者数  |  |  |                                 |             |           |          |
| ○介護予防教室等実施事業(いきいき元気広場事業を含む)<br>実施回数:2,911回/延べ参加者数:39,580人  |  |  |                                 |             |           |          |
| ○地域介護予防活動支援事業(団体支援)<br>実施回数:504回/延べ参加者数:9,613人   |  |  |                                 |             |           |          |
| ○地域介護予防活動支援事業(その他)<br>実施回数:333回/延べ参加者数:7,376人  |  |  |                                 |             |           |          |
| <健康福祉局地域包括ケア推進室所管取組>   |  |  |                                 |             |           |          |
| ●地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う「地域介護予防活動支援事業補助金」   |  |  |                                 |             |           |          |
| ○週2回の活動団体に対する補助<br>1団体   |  |  |                                 |             |           |          |
| ●住民主体による要支援者等支援事業  |  |  |                                 |             |           |          |
| ○月4回以上の活動への委託<br>7団体   |  |  |                                 |             |           |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)                                  |                                 |             | 目標        | 実績       |
| 1  | 介護予防普及啓発事業(一般介護予防事業)の参加者数  | 高齢者のいきがいがづくりと介護予防活動のきっかけの場とするため、参加者数の増加を目標としている。 |                                 |             | 26,200人以上 | 40,010人  |
| 2  |  |  |                                 |             |           |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |  |                                 |             |           |          |
| 高齢者の孤立には様々な要因があると考えられるが、孤立は心身両面にマイナスの影響を与えるだけでなく、困ったときのサポートが受けにくいなど、社会的にも不安な状況にあることが考えられる。高齢者のいきがいがづくり・健康づくりは個人々々に対する取組を支援するだけでなく、様々な活動に参加し、社会的な活動を行えるような支援、環境づくりが必要である。                   |  |  |                                 |             |           |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |  |                                 |             |           |          |
| 広報の強化<br>アンケート結果の分析による事業内容等の検討   |  |  |                                 |             |           |          |
| 所管課  |  |  |                                 |             |           |          |
| 健康福祉局 健康増進課・地域包括ケア推進室  |  |  |                                 |             |           |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目                                | 職種、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |           |         |          |
|--|--|-----------------------------------|---------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号   | 31   | 取組名称                              | 心のバリアフリーに向けた取組                  |           |         |          |
| 取組目的   | お互いを尊重しながら、共に支え合う自立と共生の地域社会を目指し、ダイバーシティと(多様性)とインクルージョン(さまざまな人が社会のなかで自分らしく混ざり合えること)の地域社会の実現に向けた全市民的な意識の醸成(心のバリアフリー)に向けた取組を推進する。 |                                   |                                 |           |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額                               | うち補助金等                          | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 東京オリンピック・パラリンピック推進事業   | 168,813千円                         | 43,199千円                        | 125,153千円 | あり      | なし       |
| 2  |  |                                   |                                 |           |         |          |
| 3  |  |                                   |                                 |           |         |          |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |  |                                   |                                 |           |         |          |
| 上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている<br>(目的)<br>東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、特にパラリンピックに重点を置き、人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくりのために「かわさきパラムーブメント」の取組を推進する。<br>(内容)<br>「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」で掲げている9つのレガシーの形成された状態の実現に向け、市民や関係団体、庁内関係部署と協議を重ね、成果指標の設定や取組内容の検討を行い、多様な主体における取組を推進している。<br>・パラムーブメントアクション(市民参加の場)における実践活動の拡散<br>「かかっておもてなし大作戦」として、かわさきパラムーブメント、英国事前キャンプなどに関する市民が企画したマイプロジェクトの実践の場として市内2か所でイベントを開催した(コロナウイルス感染拡大防止のため、2か所中止)。<br>・パラムーブメント推進イベントの開催<br>障害者スポーツの体験や音楽ライブ、アスリートによるトークショーを実施した「かわパラ2019」(約26,000人参加)や、障害の有無などに関わらず誰もが音楽を楽しめる「かわさきパラコンサート」(約1,100人参加)などを開催した。<br>・多様な主体と連携したレガシー形成<br>様々な企業や団体等との連携により、発達障害の子どもの対象とした「サッカー&ユニバーサルリズム」や「商業施設におけるクワイエットアワー」などを実施し、20組53名の方が参加した。<br>・ブリティッシュカウンシルと連携した英国交流事業<br>オペラや音楽を通してホームレス支援を行っている「ストリートワイズ・オペラ」によるフォーラム(約100名参加)や、「ドレイク・ミュージック」のメンバーによるDIY楽器づくりワークショップなどを開催した。 |  |                                   |                                 |           |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)                   |                                 |           | 目標      | 実績       |
| 1  | レガシー形成に向けた市民主体のプロジェクト実施箇所数   | 市民、事業者、関係団体などが主体的に取り組むプロジェクト実施箇所数 |                                 |           | 3       | 2        |
| 2  |  |                                   |                                 |           |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                                   |                                 |           |         |          |
| 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくりを目指しているかわさきパラムーブメントの理念を浸透させ、より大きなうねりとして市内全域に広めていく必要があることから、多様な主体と連携をしながら継続的に行政が関わっていく必要がある。   |  |                                   |                                 |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                                   |                                 |           |         |          |
| かわさきパラムーブメントで策定した9つのレガシー形成に向け、理念浸透を図り、市民がゲストではなくキャストとして主体的に取組に参加していくことで、ムーブメントがより大きなうねりとして市内全域に広まることから、市民活動を創発するための取組を拡充し、様々な主体の協働・連携によるパラムーブメントの推進を図る。一方で、平成31(令和元)年度に実施したパラムーブメントの視点による事務事業チェックの結果を活用しながら、庁内におけるレガシー形成や理念浸透に向けた取組を促進していく。  |  |                                   |                                 |           |         |          |
| 所管課  |  |                                   |                                 |           |         |          |
| 市民文化局 オリンピック・パラリンピック推進室  |  |                                   |                                 |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目                        | 職種、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |          |         |          |
|--|---|---------------------------|---------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 32  | 取組名称                      | 地域・職域連携推進事業                     |          |         |          |
| 取組目的   | 労働関係機関誌や保険者が開催する企業の保健担当者向け研修会等を通じて、心身の健康づくりに関する情報発信を行う。 |                           |                                 |          |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額                       | うち補助金等                          | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業                                      | 17,762千円                  | 11,643千円                        | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2  |   |                           |                                 |          |         |          |
| 3  |   |                           |                                 |          |         |          |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |                           |                                 |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。<br>根拠法令等: 自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例<br>●事業概要: 関係機関・部署との連携により壮年期の対象へ働きかける機会を得ている。<br>○職域との連携を目的にH28年度から商工会議所とともにセミナーを開催している。<br>川崎商工会議所との共催による「職場の安心・安全セミナー」<br>日時: 令和元年11月12日(火) 14:00~17:00<br>場所: 川崎商工会議所会議室<br>内容: 「職場のメンタルヘルス」〜うつと人間関係〜<br>「みんなでつくる働きやすい職場環境」<br>参加人数: 61人<br>(内訳)<br>一般企業の社員・従業員: 34人<br>地域保健や産業保健関係職員: 18人<br>介護支援専門員等: 1人<br>行政職員: 6人<br>その他: 2人<br>○全国健康保険協会神奈川支部・保健委員研修におけるメンタルヘルス対策の講演を実施した。(10月10日)<br>○全国労働衛生週間川崎地区大会でのメンタルヘルス普及のワンポイント講話を実施した。(9月5日)<br>○「かわさき労働情報」へのメンタルヘルス関連の記事の掲載を行った。(5月、9月、11月) |   |                           |                                 |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)           |                                 |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 職場の安全・安心セミナーへの参加者数                                      | セミナーへの参加者数                |                                 |          | 80人     | 61人      |
| 2  | 各関連団体での普及啓発   | 全国健康保険協会等の関連団体における普及啓発の機会 |                                 |          | 2回      | 2回       |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                           |                                 |          |         |          |
| 参加者は一般企業の社員・従業員が多いため、社会情勢に合わせた働き方やメンタルヘルスの課題について、わかりやすく、また職場で実践しやすい内容で企画していく工夫が必要。   |   |                           |                                 |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                           |                                 |          |         |          |
| 川崎商工会議所とともに働き方や職場環境を巡る社会情勢を整理しつつ、参加者の関心に即したセミナーを企画していく。また、健康福祉局保健所健康増進課とともに各関連団体に対する普及啓発についても継続していく。   |   |                           |                                 |          |         |          |
| 所管課  |   |                           |                                 |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |   |                           |                                 |          |         |          |



| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目              | 職種、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |                |                |          |
|---|---|-----------------|---------------------------------|----------------|----------------|----------|
| 取組番号  | 33  | 取組名称            | がん患者やその家族への支援の取組                |                |                |          |
| 取組目的  | 支援情報や交流の場を提供することにより、がん患者やその家族が抱えている不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し充実させる。 |                 |                                 |                |                |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額             | うち補助金等                          | 決算額            | 外部委託の有無        | 事業変更の可能性 |
| 1   | 川崎病院の運営   | 10,098,991千円    | 9,359,371千円                     | 9,849,245千円    | なし             | なし       |
| 2   | 井田病院の運営   | 4,729,336千円     | 4,280,144千円                     | 4,865,053千円    | なし             | なし       |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |                 |                                 |                |                |          |
| 上記、構成事務事業の一部として、下記の内容に取り組んでいる。  |   |                 |                                 |                |                |          |
| <p>●がんサロンの開催<br/>                     &lt;川崎病院&gt;<br/>                     がん患者とその家族を対象に毎月1回、がん患者サロンを開催している。診断前・治療中・治療後にかかわらず病気の症状や副作用、日常生活の困りごとなどについて、参加者同士が語り合える場になっている。なお、令和2年3月分は新型コロナウイルス感染予防のため中止となり、年11回の開催となった。(参加者数:96名)</p> <p>&lt;井田病院&gt;<br/>                     がん患者とその家族が、診察室以外の場所で日常の悩みや不安、相談など自由に語れる場所として、がんサロンを月2回開催している。なお、2019年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、がんサロンは2月27日(木)、3月12日(木)、3月26日(木)の3回が中止となり、年20回の開催実績となった。(参加者数:患者51名、家族11名、合計62名)</p> <p>●がん相談の実施<br/>                     &lt;川崎病院&gt;<br/>                     がん相談支援センターとして、がん相談員ががんの治療・症状に関する疑問や、社会生活・医療費に対する質問や不安などの相談に対応している。また相談内容が、借金や財産、職場や労働、学校教育、家庭や人間関係などの場合は、「川崎いのちの電話」や「自殺予防いのちの電話」などの相談機関を案内できるように情報を整えている。(がん相談件数:電話124件、面接432件 合計556件)</p> <p>&lt;井田病院&gt;<br/>                     がん相談支援センターとして、がん相談員(認定がん専門相談員、がん看護専門看護師、医療ソーシャルワーカー)が、がんに関する情報提供、緩和ケアの相談、治療に関する疑問、生活や経済面に対する不安等の相談に対応している。(がん相談件数:電話2,890件、面接265件、その他7件 合計3,162件)</p> |   |                 |                                 |                |                |          |
|   |   | 指標の説明(概要及びポイント) |                                 | 目標             | 実績             |          |
| 1   | がんサロンの開催回数  | がんサロンを定期的に開催する。 |                                 | 川崎病院<br>年12回   | 川崎病院<br>年11回   |          |
|   |   |                 |                                 | 井田病院<br>年20回   | 井田病院<br>年20回   |          |
| 2   | がん相談件数  | がん相談件数の増加を図る。   |                                 | 川崎病院<br>300件   | 川崎病院<br>632件   |          |
|   |   |                 |                                 | 井田病院<br>2,846件 | 井田病院<br>3,162件 |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                 |                                 |                |                |          |
| <川崎病院及び井田病院><br>がん患者やその家族への支援の取組が多くの方に広がっていくように、がん相談支援センターとがんサロンの院内、院外への広報を工夫し、より積極的に行っていく必要がある。  |   |                 |                                 |                |                |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                 |                                 |                |                |          |
| <川崎病院及び井田病院><br>がん患者や家族の不安の軽減、安心につなげられるよう、今後も定期的にごがんサロンを開催するとともに、がん相談支援センターにおいて、積極的にがん相談、緩和ケア相談の機会を提供していく。  |   |                 |                                 |                |                |          |
| 所管課   |   |                 |                                 |                |                |          |
| 病院局 経営企画室   |   |                 |                                 |                |                |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目              | 職種、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |          |         |          |
|--|---|-----------------|---------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 34  | 取組名称            | うつ病家族セミナー                       |          |         |          |
| 取組目的   | うつ病患者の家族を対象に、講義や話し合い等を行い、うつ病の理解や家族の対応などについて学ぶセミナーを定期的に実施する。認知療法をテーマとした家族向け講演会を開催する。 |                 |                                 |          |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額             | うち補助金等                          | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業  | 17,762千円        | 11,643千円                        | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2  |   |                 |                                 |          |         |          |
| 3  |   |                 |                                 |          |         |          |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |                 |                                 |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |   |                 |                                 |          |         |          |
| 根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |   |                 |                                 |          |         |          |
| <p>●事業概要<br/>                     うつ病患者の家族を対象とし、うつ病の基礎知識や療養中の対応方法について学ぶセミナー(1コース全2回)を夜間に開催。<br/>                     1回目:うつ病を知ろう ～様々なうつ病の診断と治療～<br/>                     2回目:認知行動療法を知ろう</p> <p>●参加者数 延べ67人</p> |   |                 |                                 |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント) |                                 |          | 目標      | 実績       |
| 1  | うつ病家族セミナーへの参加者数   | セミナーへの参加者延べ数    |                                 |          | 50人     | 67人      |
| 2  |   |                 |                                 |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                 |                                 |          |         |          |
| 情報プラザの活用に加えて市内全医療機関へ周知用チラシを配布し広報を拡大したが、家族の参加者は半数程度にとどまる。情報源としては、市政だよりを見て申し込んだ方が7割程度であった。   |   |                 |                                 |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                 |                                 |          |         |          |
| 参加者の満足度は高いが、家族向け講座としての事業目的が果たせているか見直しが必要である。   |   |                 |                                 |          |         |          |
| 所管課  |   |                 |                                 |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |   |                 |                                 |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |  | 項目                             | 職種、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |           |         |              |
|---|--|--------------------------------|---------------------------------|-----------|---------|--------------|
| 取組番号  | 35   | 取組名称                           | スクールソーシャルワーカーの配置                |           |         |              |
| 取組目的  | 情報提供や地域のサポート資源を紹介することで、困難を抱えた家庭の保護者や子どもの不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備する。 |                                |                                 |           |         |              |
| 構成事務事業  |  | 予算額                            | うち補助金等                          | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性     |
| 1   | 児童生徒支援・相談事業  | 424,026千円                      | 40,320千円                        | 414,492千円 | なし      | なし           |
| 2   |  |                                |                                 |           |         |              |
| 3   |  |                                |                                 |           |         |              |
| 取組実績  |  |                                |                                 |           |         |              |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |  |                                |                                 |           |         |              |
| 上記構成事務事業の一部で、スクールソーシャルワーカー配置事業として、下記の取り組みを実施している。   |  |                                |                                 |           |         |              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールソーシャルワーカー活動状況<br/>区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、課題解決や環境改善のため教育分野に関する知恵に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒の支援をしている。</li> <li>●配置状況<br/>川崎区が2名、その他の区は1名ずつの合計8名</li> <li>●スクールソーシャルワーカーの対応数等<br/>対応学校：107校(177校中)<br/>支援対象になった児童生徒：234名<br/>訪問等支援回数：2,569回</li> </ul> |  |                                |                                 |           |         |              |
| 取組の中で重視している主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)                |                                 |           | 目標      | 実績           |
| 1   | スクールソーシャルワーカー派遣回数  | スクールソーシャルワーカー派遣回数(カッコ内は年間相談人数) |                                 |           | -       | 2,569回(234人) |
| 2   |  |                                |                                 |           |         |              |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |                                |                                 |           |         |              |
| スクールソーシャルワーカーの要請をしている学校数が小・中・高・特別支援学校併せて6割強である。各学校から要請されるために、スクールソーシャルワーカーについての周知やスクールソーシャルワーカーに対するより一層の信頼度を高めるための工夫が必要である。こども未来局や健康福祉局、スクールカウンセラーとの情報交換会や研修会等により一層の連携の充実を図る。   |  |                                |                                 |           |         |              |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |                                |                                 |           |         |              |
| 学校管理職への説明だけでなく、児童支援コーディネーターや生徒指導担当等にスクールソーシャルワーカーの活用の効果等を周知していく。各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」をはじめとする、子ども未来局や健康福祉局との情報交換会を定期的に設けたり、スクールカウンセラーとの情報交換会の回数を増やしたりして、連携の強化を図る。   |  |                                |                                 |           |         |              |
| 所管課   |  |                                |                                 |           |         |              |
| 教育委員会事務局 教育政策室・指導課  |  |                                |                                 |           |         |              |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |  | 項目   | 職種、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |           |         |              |
|---|--|--|---------------------------------|-----------|---------|--------------|
| 取組番号  | 36   | 取組名称                                       | スクールカウンセラーの配置                   |           |         |              |
| 取組目的  | 不登校やいじめの問題における相談活動を実施することで、保護者や子どもの不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。 |  |                                 |           |         |              |
| 構成事務事業  |  | 予算額  | うち補助金等                          | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性     |
| 1   | 児童生徒支援・相談事業  | 424,026千円                                  | 40,320千円                        | 414,492千円 | なし      | なし           |
| 2   |  |  |                                 |           |         |              |
| 3   |  |  |                                 |           |         |              |
| 取組実績  |  |  |                                 |           |         |              |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |  |  |                                 |           |         |              |
| 上記構成事務事業の一部で、スクールカウンセラー配置事業として、下記の取り組みを実施している。  |  |  |                                 |           |         |              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールカウンセラー等の業務内容<br/>○市立中学校にはスクールカウンセラーの各1校1名配置の継続。<br/>市立小学校、特別支援学校は、要請に応じて、高等学校へは週1回程度の学校巡回カウンセラーを派遣した。<br/>○児童生徒、保護者、教職員に対する相談<br/>○児童生徒に関するアセスメント(情報収集・見立て)<br/>○教職員に対するコンサルテーション(専門的な指導・助言を含めた検討)<br/>○心理に関する校内研修等の実施等</li> <li>●相談件数<br/>児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数：21,446人<br/>※内訳(中学校19,429人、小学生・特別支援学校921人、高等学校1,096人)</li> </ul> |  |  |                                 |           |         |              |
| 取組の中で重視している主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)                            |                                 |           | 目標      | 実績           |
| 1   | 学校巡回カウンセラー派遣回数   | 小学校、特別支援学校、高等学校への派遣回数(カッコ内は年間相談人数、緊急対応も含む) |                                 |           | -       | 661回(2,033人) |
| 2   |  |  |                                 |           |         |              |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |  |                                 |           |         |              |
| スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要がある。スクールカウンセラーの活動内容を、各学校に認知していく必要がある。スクールカウンセラーの資質向上に向けて研修を充実させる。   |  |  |                                 |           |         |              |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |  |                                 |           |         |              |
| スクールカウンセラーは、各学校の管理職や教職員と連絡をこまめにとり、一人でも多くの児童生徒が、充実した学校生活を送れるよう支援する。教職員の相談にも積極的に対応できるようにする。   |  |  |                                 |           |         |              |
| 所管課   |  |  |                                 |           |         |              |
| 教育委員会事務局 総合教育センター   |  |  |                                 |           |         |              |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目   | 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |         |         |          |
|---|---|--|---------------------------------|---------|---------|----------|
| 取組番号  | 37  | 取組名称   | 各区精神保健相談                        |         |         |          |
| 取組目的  | 各区役所地域みまもり支援センターにおいて、社会福祉職・保健師・心理職による各種精神保健福祉に関する相談や精神科嘱託医によるクリニックを実施し、市民の心の健康の保持及び増進を図る。 |  |                                 |         |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額  | うち補助金等                          | 決算額     | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 精神保健事業  | 10,565千円   | 3,681千円                         | 8,773千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |  |                                 |         |         |          |
| 3   |   |  |                                 |         |         |          |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |   |  |                                 |         |         |          |
| 根拠法令等：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・障害者総合支援法・保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領   |   |  |                                 |         |         |          |
| ●事業概要<br>一般精神保健対策事業として、各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師・心理職の専門職による精神保健福祉に関する幅広い相談を窓口及び電話、訪問等で受け付けるとともに、必要に応じて利用可能な制度や社会資源の案内を行った。利用可能な制度や社会資源の案内を円滑に行うため、広報物の作成について外部委託を行った。その他、関連事業として、精神保健福祉に関する知識等の普及啓発を目的に各種講演会等を実施した。<br>なお、継続的に相談支援が必要な方については、地域リハビリテーションセンターや障害者相談支援事業所等と連携し、日常生活に関する支援を行った。<br>また、一般及び高齢者精神保健相談事業として、月1～3回、一般及び高齢者の精神保健福祉相談について、精神科嘱託医によるクリニックを開催し、相談・指導等を行った。精神科嘱託医からは、本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点から助言を受けた。 |   |  |                                 |         |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)                                  |                                 |         | 目標      | 実績       |
| 1   | 各種精神保健相談の実施   | 各区役所地域みまもり支援センターにおいて、社会福祉職・保健師・心理職による相談・指導等の利用人数 |                                 |         | 3,000人  | 3,271人   |
| 2   | 精神科医による一般及び高齢者精神保健福祉相談の実施   | 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、精神科医による相談・指導等の利用人数    |                                 |         | 250人    | 254人     |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |  |                                 |         |         |          |
| 窓口や電話での相談支援は引き続き、専門職を中心に対応していくとともに、精神保健の観点からこころの健康の維持増進や予防を見据えた普及啓発も進めていく必要がある。   |   |  |                                 |         |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |  |                                 |         |         |          |
| 精神保健福祉に関する相談について、相談者の状況に応じて、地域リハビリテーションセンターや障害者相談支援事業等の関係機関と連携し、日常生活支援を継続的に展開できる体制の構築を目指す。また、普及啓発については、各種普及啓発物での相談窓口の周知を進めるとともに、地域の関係機関等と連携しながら、社会の状況に応じたテーマを設定した講演会や心の健康に関連した広報物の作成を行う。  |   |  |                                 |         |         |          |
| 所管課   |   |  |                                 |         |         |          |
| 健康福祉局 精神保健課   |   |  |                                 |         |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目                 | 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |          |         |          |
|--|--|--------------------|---------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 38   | 取組名称               | こころの電話相談                        |          |         |          |
| 取組目的   | こころの健康や病気の悩みについて、一人で抱えず相談できる体制を整え、自殺予防を図る。 |                    |                                 |          |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額                | うち補助金等                          | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業                         | 17,762千円           | 11,643千円                        | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 2  |  |                    |                                 |          |         |          |
| 3  |  |                    |                                 |          |         |          |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。                        |  |                    |                                 |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |  |                    |                                 |          |         |          |
| ●事業概要<br>匿名で利用できる電話相談として、こころの健康や病気の悩みに関した相談に応じる。緊急性が判断される場合には、各区役所や関係機関等の紹介や継続的な支援に向けた連絡調整を行う。相談件数は昨年度と同程度であり、自殺関連の相談は162件あった。 |  |                    |                                 |          |         |          |
| ●開設時間及び相談数<br>開設時間：土日、祝日、年末年始を除く月～金曜日 9:00～21:00<br>相談件数：延べ5,021件  |  |                    |                                 |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)    |                                 |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 相談件数                                       | こころの電話相談における相談件数実績 |                                 |          | —       | 5,021件   |
| 2  |  |                    |                                 |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                    |                                 |          |         |          |
| 頻回に利用する特定の相談者が増加し、新規相談者の割合が少ない現状にある。   |  |                    |                                 |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                    |                                 |          |         |          |
| 頻回な利用者への対応として、継続的な支援先となりうる関係部署と調整をしながら支援の方向性を検討していく。   |  |                    |                                 |          |         |          |
| 所管課  |  |                    |                                 |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |  |                    |                                 |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目   | 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |          |         |          |
|--|---|--|---------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 39  | 取組名称                                       | 社会的ひきこもり相談                      |          |         |          |
| 取組目的   | 社会的ひきこもり(明らかな精神障害のないひきこもり)状態の背景にある当事者、その家族あるいは世帯全体の課題を支援することにより、当事者や家族の社会的孤立の予防あるいは解消を図る。 |  |                                 |          |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額  | うち補助金等                          | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 社会的ひきこもり対策事業  | 14,325千円                                   | 11,640千円                        | 13,941千円 | なし      | あり       |
| 2  |   |  |                                 |          |         |          |
| 3  |   |  |                                 |          |         |          |
| 取組実績   |   |  |                                 |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |  |                                 |          |         |          |
| <p>●事業概要</p> <p>①社会的ひきこもり相談(当事者、家族への電話・面接・メールによる相談、家庭訪問・同行支援等のアウトリーチ支援、当事者グループ活動、家族グループ活動等)</p> <p>②関係機関等へのコンサルテーション等による機関支援</p> <p>③市民講演会開催等による普及啓発</p> <p>④従事者研修会開催等による支援者育成</p> <p>⑤ひきこもりに関する調査研究</p> <p>●結果および実績</p> <p>件数 実数301件、延数1,428件</p> <p>当事者グループ活動 65回実施、参加実人数10人、参加延人数166人</p> <p>市民講演会 1回開催 参加人数100人</p> <p>研修会 8回開催 延参加人数232人</p> <p>「川崎市における広義のひきこもり支援ニーズ調査」実施 計678機関への調査</p> |   |  |                                 |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)                            |                                 |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 市民講演会の参加人数  | ひきこもりに対する理解の普及啓発を目的に実施                     |                                 |          | 80人     | 100人     |
| 2  | 研修会の参加人数  | ひきこもり支援に携わるあるいは家族からの相談を初期に受ける職員の人材育成を目的に実施 |                                 |          | 50人     | 232人     |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |  |                                 |          |         |          |
| ひきこもりは状態像であり、その背景にある課題への支援が求められるため、ひきこもり支援の専門機関だけでなく、様々な支援機関が対応することになる。そのため支援機関職員のひきこもり相談に関する一層の人材育成が求められる。  |   |  |                                 |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |  |                                 |          |         |          |
| 支援者研修会等について、周知方法を含めた実施内容を精査し、改善点を発見改善して開催していく。適切な機関連携による支援の継続が行うように、川崎市における広義のひきこもり支援ネットワークの構築を検討していく。相談事業部分の民間委託を行い、一層の弾力性と柔軟性のある相談体制を構築していく。   |   |  |                                 |          |         |          |
| 所管課  |   |  |                                 |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |   |  |                                 |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目                             | 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 |       |         |          |
|--|--|--------------------------------|---------------------------------|-------|---------|----------|
| 取組番号   | 40   | 取組名称                           | 心神喪失者等医療観察法への対策                 |       |         |          |
| 取組目的   | 重大な他害行為を起こした精神障害者を対象に退院し、退院後における生活環境の調整を行う心神喪失者等地域移行支援事業を実施する。 |                                |                                 |       |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額                            | うち補助金等                          | 決算額   | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 心神喪失者等医療観察制度への対応事業   | 457千円                          | 0千円                             | 308千円 | なし      | なし       |
| 2  |  |                                |                                 |       |         |          |
| 3  |  |                                |                                 |       |         |          |
| 取組実績   |  |                                |                                 |       |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |  |                                |                                 |       |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |  |                                |                                 |       |         |          |
| <p>根拠法令等・心神喪失者等医療観察法、地域社会における処遇のガイドライン(平成17年法務省・厚生労働省共同通知)、神奈川県における医療観察法に基づく地域処遇運営要領</p> <p>●事業概要</p> <p>心神喪失者等医療観察法による処遇対象者に対して、退院後の必要な医療を確保し、地域における支援を構築して、関係機関の密な連携のもと、他害行為等の再発防止と対象者の地域生活支援を進めることを目的に、精神保健福祉センター及び地域リハビリテーションセンターが、裁判所による入院・通院の決定により、法の下、保護観察所や保健福祉センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的に面接や訪問、ケア会議等を実施した。</p> <p>●支援の内容</p> <p>事業対象者に関してのケア会議と訪問支援を実施することで、入院処遇中から退院後の必要な医療並びに地域生活上必要な支援を確保するとともに、医療機関をはじめ、地域関係機関等と緊密に連携することで、他害行為等の再発防止と安定した社会復帰に向けた重層的な支援を実施した。</p> |  |                                |                                 |       |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)                |                                 |       | 目標      | 実績       |
| 1  | ケア会議の開催  | 処遇対象者に対する支援について、関係機関と検討を行う場の開催 |                                 |       | —       | 54回      |
| 2  | 訪問支援回数   | 処遇対象者の入院医療機関、居住地及び関係機関等へ定期的な訪問 |                                 |       | —       | 140回     |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                                |                                 |       |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                                |                                 |       |         |          |
| 医療機関をはじめ、地域関係機関等と緊密に連携し、今後も処遇対象者に対して支援を行う。   |  |                                |                                 |       |         |          |
| 所管課  |  |                                |                                 |       |         |          |
| 健康福祉局 精神保健課  |  |                                |                                 |       |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目   | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |          |         |          |
|--|--|--|--------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 41   | 取組名称   | ホームドア等の設置支援                          |          |         |          |
| 取組目的   | 物理的・心理的障壁を設けることが自殺予防につながることから、ホームドア等の設置支援を行うための体制を整備し、充実させる。 |  |                                      |          |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額  | うち補助金等                               | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 鉄道駅ホームドア等整備事業  | 57,500千円   | 57,500千円                             | 30,697千円 | なし      | なし       |
| 2  |  |  |                                      |          |         |          |
| 3  |  |  |                                      |          |         |          |
| 取組実績   |  |  |                                      |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |  |  |                                      |          |         |          |
| <p>●設置補助制度の概要<br/>                     鉄道駅舎におけるホームドア等の整備に対して、その整備を促進させることにより、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保を目的とし、原則として一日あたりの駅乗降者数が10万人以上の駅舎において、補助事業等に要する経費の12分の1を上限として予算の範囲内で鉄道事業者に対して補助金を交付する。</p> <p>●補助件数<br/>                     1件(京急本線京急川崎駅)<br/>                     ※鉄道事業者にて、令和元年9月に神奈川新町駅付近で発生した踏切事故の復旧及び検証等を行うため、夜間等の作業時間が制限されたことにより、工事に遅れが生じ、令和元年度中の整備完了に至りませんでした。今後、令和2年6月頃の整備完了を目指し、工事を進めます。</p> |  |  |                                      |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)  |                                      |          | 目標      | 実績       |
| 1  | ホームドア設置駅   | 一日あたりの駅乗降者数が10万人以上の駅のホームドア設置数<br>※目標値は最終目標。実績は現在までに完了した合計。 |                                      |          | 9駅      | 2駅       |
| 2  |  |  |                                      |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |  |                                      |          |         |          |
| 障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保に向けた早期整備が課題。   |  |  |                                      |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |  |                                      |          |         |          |
| 鉄道駅舎におけるホームドア等の整備を補助金を活用し促進する。   |  |  |                                      |          |         |          |
| 所管課  |  |  |                                      |          |         |          |
| まちづくり局 交通政策室   |  |  |                                      |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |  | 項目                              | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |           |         |          |
|---|--|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 42   | 取組名称                            | 障害を理由とする差別解消の推進                      |           |         |          |
| 取組目的  | お互いを尊重しながら共に支えあう自立と共生の地域社会を目指し、障害者施策を推進し、また、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」を推進する。 |                                 |                                      |           |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額                             | うち補助金等                               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 障害者支援制度実施事業  | 119,710千円                       | 5,144千円                              | 122,165千円 | あり      | なし       |
| 2   | ノーマライゼーションプラン推進事業  |                                 |                                      |           | なし      | なし       |
| 3   |  |                                 |                                      |           |         |          |
| 取組実績  |  |                                 |                                      |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |  |                                 |                                      |           |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、普及啓発・周知や、障害者差別解消支援地域協議会の設置等、下記の取り組みを行っている。  |  |                                 |                                      |           |         |          |
| <p>根拠法令：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</p> <p>●普及啓発・周知<br/>                     市職員や相談支援従事者への研修の実施<br/>                     対応要領や「障害のある方へのサポートブック」等の庁内職員への周知・配布<br/>                     障害者差別解消法に関する啓発品・チラシの配布</p> <p>●相談等の体制整備<br/>                     市職員・事業者ごとの相談体制の整備</p> <p>●情報の収集、整理等<br/>                     相談票等により、相談事例の集約と蓄積</p> <p>●障害者差別解消支援地域協議会の設置<br/>                     地域における関係機関等のネットワークを構築し、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を協議</p> |  |                                 |                                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)                 |                                      |           | 目標      | 実績       |
| 1   | 障害者差別解消支援地域協議会の設置  | 年2回の開催を基本とし、差別の解消に資する協議を継続していく。 |                                      |           | 2回      | 2回       |
| 2   |  |                                 |                                      |           |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |                                 |                                      |           |         |          |
| 障害者差別解消法に関する普及啓発・周知等の取組について、障害者差別解消支援地域協議会等で、評価方法を検討すること。また、それに関連し、他都市の先行事例などについて、情報を収集すること。ソフト面での観点からの「合理的配慮」への対応に関し、バリアフリー対応の知識を向上させる取り組みとして、市職員向けに「障害のある方へのサポートブック」を発行しているが、更なる周知が必要である。   |  |                                 |                                      |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |                                 |                                      |           |         |          |
| 市内の民間事業者や一般市民に対する障害者差別解消法の理解促進に向けた取組を強化する。  |  |                                 |                                      |           |         |          |
| 所管課   |  |                                 |                                      |           |         |          |
| 健康福祉局 障害計画課   |  |                                 |                                      |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目                     | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |           |         |          |
|---|---|------------------------|--------------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 43  | 取組名称                   | 川崎市妊娠・出産包括支援事業                       |           |         |          |
| 取組目的  | 妊産婦やその家族、予期しない妊娠によって悩む方からの電話相談に応じることや、産後早期に母体の体力の回復や育児支援を行うことにより、自殺予防を図ることを目的とする。 |                        |                                      |           |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                    | うち補助金等                               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 母子保健指導・相談事業   | 198,399千円              | 86,617千円                             | 176,097千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |                        |                                      |           |         |          |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記の構成事務事業の一部として、下記の取組を実施している。  |   |                        |                                      |           |         |          |
| <p>●家族から十分な家事・育児等の援助が受けられず、育児支援等を必要とする妊産婦を対象に、ニーズに応じた支援につなぐため、電話相談に応じた(母子保健相談支援事業)。</p> <p>●妊婦とパートナーを対象に両親学級を開催し育児知識の普及、情報提供を行った。(妊娠期サポート事業)</p> <p>●予期していない妊娠等で、誰にも相談できずに悩んでいる人の電話による個別相談に応じ、妊娠、出産に関する正しい情報を提供するとともに、地域の相談窓口を案内した。(妊娠・出産SOS事業)</p> <p>●市内の助産所に利用者が宿泊、来所、又は助産師が利用者の自宅に訪問し、産婦の体力の回復の支援や育児支援を行った。また、平成30年度から宿泊型、訪問型に加えて、新たに日帰り型を開始し、以降、利用者数が増加している。(産後ケア事業)</p> <p>●実績<br/>○母子保健相談件数<br/>1,314件<br/>○妊娠期サポート事業(両親学級)<br/>開催回数:7回 参加者数:350人<br/>○妊娠・出産SOS相談件数<br/>44件<br/>○産後ケア<br/>宿泊型 延818人(実177人)<br/>訪問型 延452人(実335人)<br/>日帰り型 延131人(実99人)</p> |   |                        |                                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)        |                                      |           | 目標      | 実績       |
| 1   | 産後ケア事業の利用人数   | 宿泊型、訪問型、日帰り型の産後ケアの利用人数 |                                      |           | 1,000人  | 1,401人   |
| 2   |   |                        |                                      |           |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                        |                                      |           |         |          |
| 産後ケアは、産後のケアや育児支援だけでなく、産婦の休息を目的とした利用についても対象とし、希望する方が広く利用できるようにしていることから、今後も産後ケアを必要とする方が利用につながるように、妊娠期から制度の周知をするとともに、産科医療機関との連携を推進する必要がある。<br>また、産後、母親の精神的な体調が悪化した場合には、自傷・自殺につながるリスクがあり、周囲の人が気づいて早期の対応をする必要がある。  |   |                        |                                      |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                        |                                      |           |         |          |
| 予期しない妊娠に関する悩みを抱える方が、適切な相談につながり、また必要な情報が得られるように、相談窓口の充実やポスターの掲示ができる場所の開拓など、関係団体と連携した取組を推進する。また、産婦人科との顔の見える関係づくりを継続するとともに、精神科医との顔の見える関係づくりを推進する。<br>早期対応については、妊娠届出や両親学級、訪問事業などを活用し、妊婦に加えて家族等に対しても、産後の不調やそれに伴うケアの重要性について周知する。  |   |                        |                                      |           |         |          |
| 所管課   |   |                        |                                      |           |         |          |
| こども未来局 こども保健福祉課   |   |                        |                                      |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目  | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |           |         |          |
|--|---|---|--------------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号   | 44  | 取組名称  | 子ども・子育て支援                            |           |         |          |
| 取組目的   | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、保護者や子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施し、対応するための体制を整備し、充実させる。 |   |                                      |           |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額   | うち補助金等                               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 児童虐待防止対策事業  | 120,905千円   | 36,472千円                             | 114,363千円 | なし      | なし       |
| 2  | 児童相談所運営事業   | 343,895千円   | 78,463千円                             | 337,987千円 | なし      | なし       |
| 3  |   |   |                                      |           |         |          |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |   |                                      |           |         |          |
| ●取組内容<br>各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。<br>また、各区役所保健福祉センター(現:各区役所地域みまもり支援センター)、各地区健康福祉ステーションにおいて、保健師、助産師、社会福祉職、心理職、こども教育相談員等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。<br>相談内容により、関係機関等と密に連携を図りながら対応している。 |   |   |                                      |           |         |          |
| ●相談回数<br>平成31(令和元)年度の児童相談所における相談件数は5,711件だった。また、心理職による心理療法・カウンセリング等の実施回数は9,283件であった。<br>平成31(令和元)年度区役所、支所における相談件数は2,398件であった。  |   |   |                                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)   |                                      |           | 目標      | 実績       |
| 1  | 児童相談所における相談件数   | 児童相談所において養護相談、障害相談、非行相談、育成相談等を実施した件数。なお、数値は目標ではなく実績管理のもの。                                       |                                      |           | 4,012件  | 5,711件   |
| 2  | 区役所における相談件数   | 各区役所保健福祉センター(現:各区役所地域みまもり支援センター)、各地区健康福祉ステーションにおいて、養護相談、障害相談、非行相談、育成相談等を実施した件数。なお、数値目標は設定していない。 |                                      |           | —       | 2,398件   |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |   |                                      |           |         |          |
| 児童相談所、区役所、支所において、児童虐待等を含む困難を抱える子どもや保護者の相談が複雑・多様化しており、児童家庭相談支援の充実・強化が求められている。   |   |   |                                      |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |   |                                      |           |         |          |
| 上記内容と兼ねる。  |   |   |                                      |           |         |          |
| 所管課  |   |   |                                      |           |         |          |
| こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室  |   |   |                                      |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目                     | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |           |         |          |
|--|---|------------------------|--------------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号   | 45  | 取組名称                   | 子ども専用・24時間子供SOS電話相談                  |           |         |          |
| 取組目的   | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。 |                        |                                      |           |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額                    | うち補助金等                               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 児童生徒支援・相談事業   | 424,026千円              | 40,320千円                             | 414,492千円 | なし      | なし       |
| 2  |   |                        |                                      |           |         |          |
| 3  |   |                        |                                      |           |         |          |
| 取組実績   |   |                        |                                      |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の一部で、24時間電話相談対応事業として、下記の取り組みを実施している。  |   |                        |                                      |           |         |          |
| <p>●電話相談の実施内容<br/>相談者は匿名でも相談できる。市立小・中学校の全児童生徒に相談カードを配布し、心配なこと、困っていることへの相談活動を行った。</p> <p>○電話相談(教育一般)<br/>○子ども専用電話相談<br/>○24時間子供SOS電話相談</p> <p>●電話相談数<br/>電話相談(教育一般)・子ども専用電話相談:589件<br/>24時間子供SOS電話相談:248件</p> |   |                        |                                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)        |                                      |           | 目標      | 実績       |
| 1  | 電話相談件数  | 電話相談(教育一般)・子ども専用電話相談件数 |                                      |           | -       | 589件     |
| 2  | 電話相談件数  | 24時間子供SOS電話相談件数        |                                      |           | -       | 248件     |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                        |                                      |           |         |          |
| 心配なこと、困っていることへの相談内容に対して、適切に応えることができるようにすることが必要である。   |   |                        |                                      |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                        |                                      |           |         |          |
| 緊急性がある場合、早急に関係機関に情報を伝えるように、常に体制を整えていく。   |   |                        |                                      |           |         |          |
| 所管課  |   |                        |                                      |           |         |          |
| 教育委員会事務局 総合教育センター  |   |                        |                                      |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |  | 項目              | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |           |         |          |
|---|--|-----------------|--------------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 46   | 取組名称            | 川崎市立学校インターネット問題相談                    |           |         |          |
| 取組目的  | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、ネット、携帯端末等を使ったインターネット問題に関する子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備する。 |                 |                                      |           |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額             | うち補助金等                               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 児童生徒支援・相談事業  | 424,026千円       | 40,320千円                             | 414,492千円 | なし      | なし       |
| 2   |  |                 |                                      |           |         |          |
| 3   |  |                 |                                      |           |         |          |
| 取組実績  |  |                 |                                      |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の一部で、下記の取り組みを実施している。   |  |                 |                                      |           |         |          |
| <p>●電話・メール相談の実施状況<br/>○市立学校に通う児童生徒に関わるインターネットトラブルの相談を受けている。<br/>○相談内容に応じて再相談や他の適切な相談窓口を紹介するなど、慎重かつ丁寧な対応を心掛けている。<br/>○相談者については、児童生徒本人もあるが相談件数の割合は少なく、学校や保護者からの相談が多い。<br/>○電話及びメールによるインターネットトラブルに関する相談は年間46件。</p> <p>●トラブル防止のための取組状況<br/>○学校裏サイト、掲示板等をネットバトロールとして監視している。トラブルにつながる恐れのある事案に対しては、相談者や学校に情報共有するとともに、情報を共有して連携することの必要性を理解してもらうよう相談にあたっている。<br/>○Twitter等SNSでのトラブルが多く発生してきており、そのような背景から、小学校1年生から高等学校3年生までの保護者向けに、未然防止、家庭での意識づけ等を目的とする、リーフレット(「川崎市版保護者のためのインターネットガイド」)を作成し、毎年配付している。</p> |  |                 |                                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント) |                                      |           | 目標      | 実績       |
| 1   |  |                 |                                      |           |         |          |
| 3   |  |                 |                                      |           |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |                 |                                      |           |         |          |
| SNS等関係するコミュニケーションツールの多様化や携帯端末の所持率の増加に伴い、相談内容の変容が見られ、対応する機関等も多様化している。  |  |                 |                                      |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |                 |                                      |           |         |          |
| 相談機関の紹介やリーフレットの作成の際に最新の情報を提供できるように、情報収集を続ける。<br>児童生徒のネットトラブルに関わる関係団体や学校、教育委員会事務局が連携し、情報共有を積極的に行う。   |  |                 |                                      |           |         |          |
| 所管課   |  |                 |                                      |           |         |          |
| 教育委員会事務局 総合教育センター   |  |                 |                                      |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目   | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |           |         |          |
|--|---|--|--------------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号   | 47  | 取組名称   | 児童・青少年電話相談                           |           |         |          |
| 取組目的   | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、青少年の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。 |  |                                      |           |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額  | うち補助金等                               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 児童相談所運営事業   | 343,895千円  | 78,463千円                             | 337,987千円 | あり      | なし       |
| 2  |   |  |                                      |           |         |          |
| 3  |   |  |                                      |           |         |          |
| 取組実績   |   |  |                                      |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |  |                                      |           |         |          |
| 上記の構成事務事業の一部として、下記の内容を実施している。  |   |  |                                      |           |         |          |
| <p>●取組内容<br/>おおむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩み事や困り事の電話相談を実施している。<br/>開設時間は平日9時～20時</p> <p>●電話相談数<br/>平成31(令和元)年度の相談件数は、271件であった。</p> |   |  |                                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)                                  |                                      |           | 目標      | 実績       |
| 1  | 電話相談件数  | 0～24歳の児童と青少年の悩み事や困り事に対する電話相談の件数。なお、数値目標は設定していない。 |                                      |           | —       | 271件     |
| 2  |   |  |                                      |           |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |  |                                      |           |         |          |
| 児童や青少年の発達課題に関連して生じる悩みに適切に対応していくため、さらなる相談体制の充実が求められる。   |   |  |                                      |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |  |                                      |           |         |          |
| 上記内容と兼ねる。  |   |  |                                      |           |         |          |
| 所管課  |   |  |                                      |           |         |          |
| こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室  |   |  |                                      |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目                           | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |          |         |          |
|--|--|------------------------------|--------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 48   | 取組名称                         | コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)        |          |         |          |
| 取組目的   | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難を解消するよう、社会参加や職業的自立を目指す若者を支援する体制を整備し、充実させる。 |                              |                                      |          |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額                          | うち補助金等                               | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 雇用労働対策・就業支援事業  | 61,677千円                     | 58千円                                 | 59,522千円 | あり      | なし       |
| 2  |  |                              |                                      |          |         |          |
| 3  |  |                              |                                      |          |         |          |
| 取組実績   |  |                              |                                      |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |  |                              |                                      |          |         |          |
| 上記構成事業の中で、コネクションズかわさきを運営している。  |  |                              |                                      |          |         |          |
| <p>●制度の仕組<br/>「コネクションズかわさき」は、若年無業者等の職業的自立に向けて、国事業の「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んでいる。</p> <p>●支援メニューごとの参加実績(平成31(令和元)年度)<br/>登録者:258人<br/>心理カウンセリング:96回 職業人セミナー:25回 職場体験:48回<br/>社会参加継続支援セミナー:2回 保護者向けセミナー:2回</p> <p>●就労実績<br/>進路決定者数:152人(内訳:就職140人、進学等12人)</p> |  |                              |                                      |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)              |                                      |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 職場体験の実施数   | 「コネクションズかわさき」が行う職場体験事業の年間実施数 |                                      |          | 70回     | 48回      |
| 2  |  |                              |                                      |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                              |                                      |          |         |          |
| コネクションズかわさきを利用する各個人が抱える悩み、困難は多種多様であり、様々な支援機関による連携した支援が必要である。また、就職決定については、雇用情勢の変化等の外的要因に大きな影響を受ける。  |  |                              |                                      |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                              |                                      |          |         |          |
| 継続して事業を実施するとともに、若年無業者に対する職業的自立に向けた支援を実施していく。   |  |                              |                                      |          |         |          |
| 所管課  |  |                              |                                      |          |         |          |
| 経済労働局 労働雇用部  |  |                              |                                      |          |         |          |



| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目              | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |          |         |          |
|--|--|-----------------|--------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 49   | 取組名称            | 市民相談の実施                              |          |         |          |
| 取組目的   | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市民の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。 |                 |                                      |          |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額             | うち補助金等                               | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 区相談事業  | 18,511千円        | 0千円                                  | 18,072千円 | あり      | なし       |
| 2  |  |                 |                                      |          |         |          |
| 3  |  |                 |                                      |          |         |          |
| 取組実績   |  |                 |                                      |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |  |                 |                                      |          |         |          |
| <p>●相談内容</p> <p>○市民生活・市政等相談：市職員及び市民相談員が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、相談の総合案内を行ったり日常生活での困り事などの相談に応じる。</p> <p>○特別相談：弁護士、司法書士、専門相談員等が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、専門知識が必要な相談に応じる。</p> <p>(平成31年度特別相談：弁護士相談、司法書士相談、認定司法書士相談、行政書士の相続・遺言・成年後見相談、交通事故相談(専門相談員/弁護士)、労働相談、税務相談(税理士/税務相談員)、宅地建物相談、まちづくり相談、住宅相談、ろうあ者相談・難聴者相談、人権相談、行政相談)</p> <p>●市民相談の件数</p> <p>市民生活・市政等相談件数：11,335件(平成31(令和元)年度 全区合計件数)</p> <p>特別相談件数：8,363件(平成31(令和元)年度 全区合計件数)</p> |  |                 |                                      |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント) |                                      |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 相談件数   | 各区で受け付けた相談件数    |                                      |          | —       | 19,698件  |
| 2  |  |                 |                                      |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                 |                                      |          |         |          |
| 時代状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、相談窓口の体制を整備する。   |  |                 |                                      |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                 |                                      |          |         |          |
| 相談の利用率等を把握し、相談窓口の体制整備につなげていく。  |  |                 |                                      |          |         |          |
| 所管課  |  |                 |                                      |          |         |          |
| 市民文化局 市民活動推進課  |  |                 |                                      |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目              | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実       |          |         |          |
|---|---|-----------------|--|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 50  | 取組名称            | 子どもの権利侵害・男女平等に関わる人権に関する人権オンブズパーソンによる相談等の実施 |          |         |          |
| 取組目的  | 子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談及び救済の申立てへの適切な対応<br>人権オンブズパーソン制度や相談窓口を、幅広く周知するための広報・啓発 |                 |  |          |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額             | うち補助金等                                     | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 人権オンブズパーソン運営事業  | 39,890千円        | 2,626千円                                    | 37,414千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |                 |  |          |         |          |
| 3   |   |                 |  |          |         |          |
| 取組実績  |   |                 |  |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |                 |  |          |         |          |
| <p>●取組内容</p> <p>子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済の申立てに関する調査・調整等を適切に行った。</p> <p>●相談及び救済の申立てへの適切な対応</p> <p>新規の相談件数は212件で、そのうち、子どもの権利侵害にかかわる相談が118件、男女平等にかかわる人権侵害の相談が18件、その他の相談が76件だった。救済の申立ては全て子どもに関するもので7件あり、相談及び救済の申立てについて、それぞれ適切な対応を行った。</p> <p>●制度や相談窓口の広報・啓発</p> <p>「人権オンブズパーソン子ども教室」を、小学校8校、中学校4校及び児童養護施設等2施設で実施したほか、市内の小・中・高等学校等を通じて、全児童・生徒に相談カードを配布した。また、男女共同参画センター(すくらむ21)と協働で、高校生を対象に人権学習を実施するなど、広報・啓発に努めた。</p> |   |                 |  |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント) |  |          | 目標      | 実績       |
| 1   |   |                 |  |          |         |          |
| 2   |   |                 |  |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                 |  |          |         |          |
| 依然として、いじめ等の子どもの権利の侵害やDV等の男女平等に関わる人権の侵害については深刻な状況が続いており、適切な相談・救済活動が求められている。  |   |                 |  |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                 |  |          |         |          |
| 人権オンブズパーソン制度の適切な運営に向け、専門調査員のより一層のスキルアップを図るとともに、効率的・効果的な広報・啓発活動に取り組んでいく。   |   |                 |  |          |         |          |
| 所管課   |   |                 |  |          |         |          |
| 市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当  |   |                 |  |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |                                   | 項目   | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |           |         |          |
|--|-----------------------------------|--|--------------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号   | 51                                | 取組名称   | 男女共同参画センターにおける総合相談                   |           |         |          |
| 取組目的   | 各個人が抱える悩みや困難を解決し、自殺予防を図ることを目的とする。 |  |                                      |           |         |          |
| 構成事務事業   |                                   | 予算額  | うち補助金等                               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 男女共同参画センター管理運営事業                  | 121,281千円  | 0千円                                  | 122,970千円 | あり      | なし       |
| 2  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 3  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| <b>取組実績</b>  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 上記構成事務事業の一部で、取組を行っている。   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| ●制度の概要   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 【女性のための総合相談】   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| ・ハローウィメンズ110番(電話相談)こころ、からだ、性差別、家族、夫婦、子育て、女性に対する暴力、生き方、人間関係などの悩みの相談   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| ・面接相談: 夫婦、子育て、家族、生き方などの悩みの相談   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| ・法律相談: 女性弁護士による法律相談  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 相談員・・・11名(社会福祉士、産業カウンセラー、精神保健福祉士、心理士、その他経験者)   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 【男性のための電話相談】(平成28年4月27日から常設)   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 男性相談員による、男性が抱える生き方、働き方、人間関係(家族、夫婦、親子、職場)などの悩みの相談   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 相談員・・・5名(社会福祉士、産業カウンセラー、精神保健福祉士、心理士、キャリアコンサルタント、その他経験者)  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| ●相談体制  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 【女性のための総合相談】   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| ・ハローウィメンズ110番(電話相談)  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 日曜(12:00～17:00)、月～木曜(10:00～15:00)、金曜(15:00～20:00)  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| ・面接相談 ※要予約   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 第1・3木曜(10:00～12:00)、第4金曜(16:00～20:00)、   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| ・法律相談 ※要予約   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 第1・3木曜(13:00～16:00)  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 【男性のための電話相談】   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 水曜(18:00～21:00)  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| ※ 相談事業は祝日及び年末年始は休み   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| ●相談のカテゴリごとの件数  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 【女性のための総合相談】   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| ハローウィメンズ110番(電話相談)・・・4, 769件   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 面接相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41件   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 法律相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54件   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 【男性のための電話相談】・・・・・・・・・・・・187件   |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |                                   | 指標の説明(概要及びポイント)  |                                      |           | 目標      | 実績       |
| 1  | 相談件数                              | 男女共同参画センターで相談事業として行われている各種相談窓口へ寄せられた相談件数の総数。なお、数値目標は設定していない。 |                                      |           | —       | 5,051    |
| <b>目的・目標の達成に向けた課題</b>  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 相談内容から潜在的課題を掘り起こし、自殺予防につなげるため、日常的な相談の更なる質の向上が必要である。<br>又、男性電話相談については、男性の相談員に匿名で相談できることなどから、前年度比で54件増加しているように、同事業の需要があると考えられ、更なる周知活動が必要である。 |                                   |  |                                      |           |         |          |
| <b>今後の取組の改善の方向性</b>  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 相談の質の向上に向けて、カンファレンスの実施のほか、市内・県内での会議等への出席による情報共有や相談関係者対象の研修会への参加を通じて相談スキルの更なる向上を図る。<br>男性電話相談については、周知活動の強化のため、相談カードやチラシの配布先の新規開拓を進めていく。     |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 所管課  |                                   |  |                                      |           |         |          |
| 市民文化局 人権・男女共同参画室   |                                   |  |                                      |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目                          | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |          |         |          |
|--|---|-----------------------------|--------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 52  | 取組名称                        | 多重債務を含む消費生活相談                        |          |         |          |
| 取組目的   | 各個人が抱える悩みや困難を解決するためことが自殺予防につながることから、多重債務等の様々な消費者トラブルの解決に向けて、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。 |                             |                                      |          |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額                         | うち補助金等                               | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 消費生活相談情報提供事業  | 62,723千円                    | 8,867千円                              | 62,124千円 | あり      | なし       |
| 2  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 3  |   |                             |                                      |          |         |          |
| <b>取組実績</b>  |   |                             |                                      |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |                             |                                      |          |         |          |
| ●取組内容  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であっせん等の処理に当たっている。相談には、違法な過量販売等の消費者被害や脆弱な自己管理等の理由により生活が困窮してしまったというような内容のものも含まれている。  |   |                             |                                      |          |         |          |
| ●多重債務に関する消費生活相談件数: 91件   |   |                             |                                      |          |         |          |
| 助言(自主交渉)50件・その他の情報提供40件・あっせん解決1件・あっせん不調0件  |   |                             |                                      |          |         |          |
| ●多重債務者特別相談会(多重債務者相談強化キャンペーン2019期間中): 2件  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員・市職員が本人からのヒアリングをもとに現状を分析し、問題の解決方法を助言するとともに法テラスの案内及び予約を行った。   |   |                             |                                      |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)             |                                      |          | 目標      | 実績       |
| 1  | あっせん解決件数  | 受け付けた相談のあっせん解決が行われるように対応する。 |                                      |          | 5件      | 1件       |
| 2  |   |                             |                                      |          |         |          |
| <b>目的・目標の達成に向けた課題</b>  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 多重債務等のトラブルの解決が生活再建の一助となり自殺の予防につながることから、様々なツール・媒体を通じて、センターの所在地や連絡先、相談の受付時間などの詳細を広報し、未だ相談をせずに悩みを抱えている市民(新規相談者)の掘起しを工夫する必要がある。毎年実施している「特別相談会」については、川崎区・麻生区区民課の「区民課番号表示システム」やJR川崎駅東西自由通路に設置されている「河川情報表示板」などを活用して「特別相談会」の詳細を広報しているが、今後も引き続き、効果的かつ効果的な広報を行うために、その手段を検討しなければならない。 |   |                             |                                      |          |         |          |
| <b>今後の取組の改善の方向性</b>  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 未だ相談をせずに悩みを抱えている市民(新規相談者)の掘起しを行うために、「区民課番号表示システム」や「河川情報表示板」等、庁内各局・区などで所管しているツールの活用を図る。また、各区の相談情報担当課との連携を密にしながら、多重債務相談に対する体制の強化に取り組んでいく。  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 所管課  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 経済労働局 消費者行政センター  |   |                             |                                      |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |  | 項目              | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |          |         |          |
|---|--|-----------------|--------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 53   | 取組名称            | 労働相談の実施                              |          |         |          |
| 取組目的  | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺防止につながることから、労働問題を抱えた労働者を守る立場に立って相談に応じるとともに、問題解決に役立つよう支援する。 |                 |                                      |          |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額             | うち補助金等                               | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 雇用労働対策・就業支援事業  | 61,677千円        | 58千円                                 | 59,522千円 | なし      | なし       |
| 2   |  |                 |                                      |          |         |          |
| 3   |  |                 |                                      |          |         |          |
| 取組実績  |  |                 |                                      |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。  |  |                 |                                      |          |         |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所及び区役所(中原)に労働に関する相談窓口を設置し、労働相談を実施。<br/>【平成31(令和元)年度実績】<br/>相談件数 857件<br/>相談人数 482人</li> <li>●神奈川県との共催により、月1回の弁護士労働相談と年7回の街頭労働相談会を開催。<br/>【弁護士労働相談:平成31(令和元)年度実績】<br/>相談件数 100件<br/>相談人数 68人<br/>※新型コロナウイルス感染症の影響により、3月の相談会は中止<br/>【街頭労働相談:平成31(令和元)年度実績】<br/>相談件数 513件<br/>相談人数 413人<br/>※新型コロナウイルス感染症の影響により、3月の相談会は中止</li> </ul> |  |                 |                                      |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント) |                                      |          | 目標      | 実績       |
| 1   |  |                 |                                      |          |         |          |
| 2   |  |                 |                                      |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |                 |                                      |          |         |          |
|   |  |                 |                                      |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |                 |                                      |          |         |          |
| 継続して事業を実施、労働問題を抱えた労働者の相談に応じる。   |  |                 |                                      |          |         |          |
| 所管課   |  |                 |                                      |          |         |          |
| 経済労働局 労働雇用部   |  |                 |                                      |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |  | 項目                       | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |          |         |          |
|--|--|--------------------------|--------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 54   | 取組名称                     | キャリアサポートかわさき                         |          |         |          |
| 取組目的   | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。 |                          |                                      |          |         |          |
| 構成事務事業   |  | 予算額                      | うち補助金等                               | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 雇用労働対策・就業支援事業  | 61,677千円                 | 58千円                                 | 59,522千円 | あり      | なし       |
| 2  |  |                          |                                      |          |         |          |
| 3  |  |                          |                                      |          |         |          |
| 取組実績   |  |                          |                                      |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事業の中で、キャリアサポートかわさきを運営している。  |  |                          |                                      |          |         |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●制度の仕組<br/>川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施している。</li> <li>●平成31(令和元)年度実績<br/>相談件数:延べ3,475件<br/>心理カウンセリング:延べ72件<br/>就職決定者数:502人</li> </ul> |  |                          |                                      |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |  | 指標の説明(概要及びポイント)          |                                      |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数   | 「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数 |                                      |          | 487人    | 502人     |
| 2  |  |                          |                                      |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |  |                          |                                      |          |         |          |
| キャリアサポートかわさきを利用する各個人が抱える悩み、困難は多種多様であり、様々な支援機関による連携した支援が必要である。また、就職決定については、雇用情勢の変化等の外的要因に大きな影響を受ける。   |  |                          |                                      |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |  |                          |                                      |          |         |          |
| 継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施していく。   |  |                          |                                      |          |         |          |
| 所管課  |  |                          |                                      |          |         |          |
| 経済労働局 労働雇用部  |  |                          |                                      |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目                               | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |              |         |          |
|---|---|----------------------------------|--------------------------------------|--------------|---------|----------|
| 取組番号  | 55  | 取組名称                             | 中小企業の融資相談                            |              |         |          |
| 取組目的  | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、経営に関する悩みや困難が解消されるよう、相談や申請を受け付けるための体制を整備し、充実させる。 |                                  |                                      |              |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                              | うち補助金等                               | 決算額          | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 中小企業融資制度事業  | 20,637,924千円                     | 20,208,000千円                         | 20,697,278千円 | なし      | なし       |
| 2   | 金融相談・指導事業   | 10,855千円                         | 1,412千円                              | 9,925千円      | なし      | なし       |
| 3   |   |                                  |                                      |              |         |          |
| 取組実績  |   |                                  |                                      |              |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |                                  |                                      |              |         |          |
| 上記構成事務事業の一部として、下記の取り組みを実施している。  |   |                                  |                                      |              |         |          |
| <p>●取組内容<br/>経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、中小企業信用保険法「セーフティネット保証制度」の申請を受け付けし認定を行った。<br/>また、中小企業の経営や融資等に関する相談に対し、市融資制度をはじめ関連する情報を提供し、事業者の課題解決に向けた支援を行った。</p> <p>●認定件数<br/>493件</p> <p>●相談件数<br/>1,454件</p> |   |                                  |                                      |              |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)                  |                                      |              | 目標      | 実績       |
| 1   | 「セーフティネット保証制度」の認定件数   | 中小企業信用保険法に基づく「セーフティネット保証制度」の認定件数 |                                      |              | 100件    | 49件      |
| 2   |   |                                  |                                      |              |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                                  |                                      |              |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                                  |                                      |              |         |          |
| 所管課   |   |                                  |                                      |              |         |          |
| 経済労働局 金融課   |   |                                  |                                      |              |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目                      | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |             |         |          |
|---|---|-------------------------|--------------------------------------|-------------|---------|----------|
| 取組番号  | 56  | 取組名称                    | 介護者への支援                              |             |         |          |
| 取組目的  | 家族の介護による負担を軽減し、困難を家族のみで抱える孤立を防ぎ、介護疲れ等による自殺予防を目的とする。 |                         |                                      |             |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                     | うち補助金等                               | 決算額         | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 認知症高齢者対策事業  | 46,359千円                | 28,300千円                             | 37,136千円    | あり      | なし       |
| 2   | 地域包括支援センターの運営                                       | 1,694,183千円             | 1,368,124千円                          | 1,482,982千円 | あり      | なし       |
| 3   |   |                         |                                      |             |         |          |
| 取組実績  |   |                         |                                      |             |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |                         |                                      |             |         |          |
| <p>①認知症高齢者介護教室</p> <p>●事業概要<br/>介護者が認知症高齢者を正しく理解し、日常生活で高齢者の残された機能を生かしながら働きかけ、生活の質を高めるような援助ができるようにすること、また、認知症高齢者をめぐる諸問題を、介護者・ボランティア等と共有し、介護者の孤立化を予防するとともに、地域での支え合いの重要性を啓発していく。</p> <p>●事業内容<br/>各区役所保健福祉センターにおいて、認知症等により要介護となった人の家族を対象に介護教室を開催し、認知症や介護方法、支援制度等の理解を深めるとともに、家族相互の情報交換、ボランティア等との交流の機会としている。</p> <p>②認知症コールセンター</p> <p>●事業概要<br/>認知症介護の経験者によるピアカウンセリングや、認知症専門医による医療・介護に関する指導・傾聴など認知症の人や家族に寄り添った相談支援を行っている。</p> <p>●事業内容<br/>電話・訪問・来所による相談<br/>認知症専門医による介護指導・傾聴<br/>「川崎市認知症ネットワーク」(家族会)との連携・認知症高齢者家族のコーディネート</p> <p>③地域包括支援センター</p> <p>●事業概要<br/>市内49か所の地域包括支援センターを設置</p> <p>●事業内容<br/>相談支援業務の一環として、介護者家族からの相談に対応し、状況に応じて、各センターにおいて介護教室などを開催している。また、区役所や他の地域包括支援センターと協力しながら、地域住民に対して認知症の理解の啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催している。</p> |   |                         |                                      |             |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)         |                                      |             | 目標      | 実績       |
| 1   | コールセンターによる相談の実施                                     | 認知症の方と家族の地域生活を支援するための相談 |                                      |             | -       | 393件     |
| 2   |   |                         |                                      |             |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                         |                                      |             |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                         |                                      |             |         |          |
| 今後も継続し支援を行う。  |   |                         |                                      |             |         |          |
| 所管課   |   |                         |                                      |             |         |          |
| 健康福祉局 地域包括ケア推進室   |   |                         |                                      |             |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |  | 項目  | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |             |                   |          |
|---|--|---|--------------------------------------|-------------|-------------------|----------|
| 取組番号  | 57   | 取組名称  | 介護予防・生活支援サービス事業                      |             |                   |          |
| 取組目的  | 介護予防・健康づくりにより、地域住民の不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、実施内容の充実を図る。 |   |                                      |             |                   |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額   | うち補助金等                               | 決算額         | 外部委託の有無           | 事業変更の可能性 |
| 1   | 介護予防事業   | 2,552,450千円                                   | 1,472,052千円                          | 2,235,197千円 | あり                | なし       |
| 2   |  |   |                                      |             |                   |          |
| 3   |  |   |                                      |             |                   |          |
| <b>取組実績</b>   |  |   |                                      |             |                   |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |  |   |                                      |             |                   |          |
| 上記構成事務事業の一部で、いこい元気広場事業として、下記の事業に取り組んでいる。  |  |   |                                      |             |                   |          |
| <p>●取組の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広く介護予防を普及啓発し、高齢者が要介護・要支援状態等となることを防ぐことを目的とする。</li> <li>・事業参加者が、外出や運動等の習慣を身につけるとともに、仲間づくりや地域で行われている様々な活動にも継続して取り組めることを目指し、そのきっかけ作りとするための通いの場として、事業を実施した。</li> </ul> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住65歳以上(要介護認定者は除く)</li> </ul> <p>●市内48か所の老人いこいの家での開催回数、延べ参加者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数・・・2,097回</li> <li>・延べ参加者数・・・21,821人</li> </ul> |  |   |                                      |             |                   |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)                               |                                      |             | 目標                | 実績       |
| 1   | 延べ参加人数   | 介護予防の意識醸成と介護予防活動のきっかけの場とするため、参加者数の増加を目標としている。 |                                      |             | 増加<br>(14,661人以上) | 21,821人  |
| 2   |  |   |                                      |             |                   |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |   |                                      |             |                   |          |
| 健康づくりに関心がない、または低い高齢者への働きかけ<br>男性の参加に向けた働きかけ(参加者の男女間格差(男性約15%:女性約85%))   |  |   |                                      |             |                   |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |   |                                      |             |                   |          |
| 広報の強化<br>アンケート結果の分析による事業内容等の検討  |  |   |                                      |             |                   |          |
| 所管課   |  |   |                                      |             |                   |          |
| 健康福祉局 健康増進課   |  |   |                                      |             |                   |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目                           | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |              |            |            |
|--|---|------------------------------|--------------------------------------|--------------|------------|------------|
| 取組番号   | 58  | 取組名称                         | 地域生活支援の充実                            |              |            |            |
| 取組目的   | 障害者総合支援法に基づく各種サービスの提供や多様なニーズに対応した支援体制の充実等の取組により、障害のある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようにすることを目的とする。 |                              |                                      |              |            |            |
| 構成事務事業   |   | 予算額                          | うち補助金等                               | 決算額          | 外部委託の有無    | 事業変更の可能性   |
| 1  | 障害者相談支援事業   | 784,150千円                    | 234,389千円                            | 764,330千円    | あり         | なし         |
| 2  | 障害者日常生活支援事業   | 8,346,294千円                  | 5,253,092千円                          | 8,549,301千円  | あり         | なし         |
| 3  | 障害児施設事業   | 5,104,221千円                  | 1,165,059千円                          | 5,580,949千円  | あり         | なし         |
| 4  | ノーマライゼーションプラン推進事業   | 2,700千円                      | 1,578千円                              | 24,670千円     | なし         | なし         |
| 5  | 障害者支援制度実施事業   | 119,710千円                    | 5,144千円                              | 122,165千円    | なし         | なし         |
| 6  | 施設障害福祉サービス事業  | 14,945,578千円                 | 8,714,615千円                          | 14,923,680千円 | あり         | なし         |
| <b>取組実績</b>  |   |                              |                                      |              |            |            |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |                              |                                      |              |            |            |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。   |   |                              |                                      |              |            |            |
| <p>根拠法令:障害者総合支援法</p> <p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある方の在宅生活や日中活動の場を充実させるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々なサービスを提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行った。</li> </ul> <p>●介護・訓練等サービスの提供(令和2年3月1日時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所:21か所 132床、生活介護:73か所、自立訓練:11か所、就労移行支援:29か所、就労継続支援67か所</li> </ul> |   |                              |                                      |              |            |            |
| 取組の中で重視している主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)              |                                      |              | 目標         | 実績         |
| 1  | 短期入所利用者数の増加   | 短期入所の増床を図り、利用者数を増加させる。       |                                      |              | 573(人/月)   | 565(人/月)   |
| 2  | 生活介護利用者数の増加   | 生活介護事業所数の増加を図り、利用者数を増加させる。   |                                      |              | 2,828(人/月) | 2,694(人/月) |
| 3  | 地域生活支援拠点の整備   | 障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点の施設数 |                                      |              | 2施設(既存)    | 2施設(既存)    |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                              |                                      |              |            |            |
| 障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活をしていくためには、身近な地域において多様なニーズに対応した保健・福祉・医療などの総合的な支援を効果的かつ効率的に受けることができる仕組みが必要になっている。<br>短期入所や生活介護事業所の数が不足しており、今後も増加に向けた取組を進める必要がある。  |   |                              |                                      |              |            |            |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                              |                                      |              |            |            |
| 障害者総合支援法に基づく各種サービス等を引き続き提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行う。<br>障害者の地域生活を支援する「地域生活支援拠点」や介護・訓練等サービスの提供施設について、福祉的なニーズを把握しながら充実に向けた取組を実施する。   |   |                              |                                      |              |            |            |
| 所管課  |   |                              |                                      |              |            |            |
| 健康福祉局 障害計画課  |   |                              |                                      |              |            |            |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目                      | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |             |         |          |
|---|---|-------------------------|--------------------------------------|-------------|---------|----------|
| 取組番号  | 59  | 取組名称                    | 地域移行・地域定着支援事業                        |             |         |          |
| 取組目的  | 川崎市内への地域移行を希望する市内外精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院が可能な者を、支援者が入院中の病院に出向き、地域活動支援センター、相談支援センター、保健福祉センター、入所施設等多くの期間の協力を得ながら、退院意欲の喚起及び社会的自立を促し、社会的入院の解消を図る。 |                         |                                      |             |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                     | うち補助金等                               | 決算額         | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 障害者日常生活支援事業   | 8,346,294千円             | 5,253,092千円                          | 8,549,301千円 | あり      | なし       |
| 2   |   |                         |                                      |             |         |          |
| 3   |   |                         |                                      |             |         |          |
| 取組実績  |   |                         |                                      |             |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の一部で、地域移行・地域定着支援事業として、下記の取り組みを行っている。   |   |                         |                                      |             |         |          |
| 「支援のすそ野を広げる」ことを目的として、川崎市では、市地域自立支援協議会に精神障害者地域移行・地域定着支援部会を設け、部会の中に課題に対してのワーキンググループを作り、取り組みを進めている。  |   |                         |                                      |             |         |          |
| 1 連携チーム<br>・地域移行・地域定着体制の拡充 (実施内容)精神科医療機関と地域支援機関、ピアサポーターとの意見交換会  |   |                         |                                      |             |         |          |
| 2 人材育成チーム<br>・研修、バックアップ体制等 (実施内容)初めて支援に取り組む相談支援センターによる支援実施と事例検討の開始・報告会  |   |                         |                                      |             |         |          |
| 3 社会資源チーム<br>・居住支援の充実、普及啓発等 (実施内容)社会資源ツアー(ハッピーツアー)の実施、不動産事業者・家主向け「住宅確保要配慮者」居住支援ガイドブック 精神障害者の受け入れポイント事例集の作成  |   |                         |                                      |             |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)         |                                      |             | 目標      | 実績       |
| 1   | 地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会開催数  | 地域移行に係る関係者による課題別メニューの実行 |                                      |             | 6回      | 6回       |
| 2   | 地域移行支援のモニタリング   | 市内全相談支援事業所にアンケート調査を実施   |                                      |             | 1回      | 1回       |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                         |                                      |             |         |          |
| 地域移行支援・地域定着支援を行う相談支援事業所の拡大と、「地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会」における医療・福祉関係機関との支援方法の共有化、ピアサポーターとの共同による地域移行推進、地域移行支援のモニタリング体制の確立、地域移行支援の課題の見える化への取組を目標としている。        |   |                         |                                      |             |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                         |                                      |             |         |          |
| これまで精神障害者の地域移行・地域定着支援を実施してこなかった相談支援センターによる個別支援を、密着アドバイザー(コーディネーター)とともに実施する。<br>また、精神科病院と地域関係機関の顔の見える関係づくりをめざし、「地域移行(退院)に向けた院内外プログラム」について、共同した取組の検討を開始し実施する。 |   |                         |                                      |             |         |          |
| 所管課   |   |                         |                                      |             |         |          |
| 健康福祉局 精神保健課   |   |                         |                                      |             |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目  | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |           |         |          |
|---|---|---|--------------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 60  | 取組名称  | 障害者に対する相談支援事業                        |           |         |          |
| 取組目的  | 障害者等からの相談に応じ、情報の提供、サービス事業者との調整を行うなど、相談支援体制の充実を図る。 |   |                                      |           |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額   | うち補助金等                               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 障害者相談支援事業   | 784,150千円   | 234,389千円                            | 764,330千円 | あり      | あり       |
| 2   |   |   |                                      |           |         |          |
| 3   |   |   |                                      |           |         |          |
| 取組実績  |   |   |                                      |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。  |   |   |                                      |           |         |          |
| 1 障害者相談支援センターの運営については、28か所(4か所×7区)を委託により実施した。<br>根拠法令等: 障害者総合支援法第77条第1項(市町村の地域生活支援事業)、障害者総合支援法第77条の2(基幹相談支援センター)、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」(相談支援事業)、川崎市障害者相談支援センター事業(障害者相談支援事業)実施要綱 |   |   |                                      |           |         |          |
| 2 障害者相談支援センターが総合相談を適切に実施できるよう、職員の質の向上を目指し研修や制度説明等を行う連絡会を開催した。   |   |   |                                      |           |         |          |
| 3 地域自立支援協議会の開催については、全体会議を1回開催(全体会議は新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回中止、連絡会は今後役割や位置付けを、教育と福祉の連携に関する課題についての協議等を行った。<br>根拠法令: 障害者総合支援法第89条の3  |   |   |                                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)   |                                      |           | 目標      | 実績       |
| 1   | 障害者相談支援センター等合同連絡会の開催                              | 障害者相談支援センターが総合相談を適切に実施できるよう、職員の質の向上を目指し研修や制度説明等を行う連絡会を開催した。 |                                      |           | 6回      | 7回       |
| 2   | 川崎市地域自立支援協議会の開催回数                                 | 障害者の地域生活における課題の抽出、解決のための全体会議開催、各区の活動報告を中心とした地域自立支援協議会連絡会の開催 |                                      |           | 4回      | 1回       |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |   |                                      |           |         |          |
| 本市における障害児・者数及び障害者相談支援センターの相談対応件数、計画相談支援利用者数等は年々増加しており、今後も相談支援事業体制を充実させていく必要がある。   |   |   |                                      |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |   |                                      |           |         |          |
| 計画相談支援のあり方や各相談機関の役割等の見直しについて検討し、今後の相談支援体制強化に向けて取り組んでいく。   |   |   |                                      |           |         |          |
| 所管課   |   |   |                                      |           |         |          |
| 健康福祉局 地域包括ケア推進室   |   |   |                                      |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目                          | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |           |         |          |
|---|---|-----------------------------|--------------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 61  | 取組名称                        | 障害特性を踏まえた就労マッチング事業                   |           |         |          |
| 取組目的  | 情報共有や事例検討等を通じた就労支援スキルを強化する場を設置するなど就労支援ネットワークを構築する。就労継続に向けた支援の仕組みの構築や自らの特性を理解するための「セルフケア」を重視した支援手法やツールの開発などを実施し、職場定着機能を強化する。 |                             |                                      |           |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                         | うち補助金等                               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 障害者就労支援事業   | 218,063千円                   | 24,276千円                             | 208,593千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |                             |                                      |           |         |          |
| 3   |   |                             |                                      |           |         |          |
| 取組実績  |   |                             |                                      |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |                             |                                      |           |         |          |
| 上記事務事業の一部で、下記のような取り組みを行っている。  |   |                             |                                      |           |         |          |
| <p>●事業概要</p> <p>地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援等を実施する。</p> <p>また、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎南部・中部・北部の地区別に就労支援ネットワーク会議を開催し、「福祉施設から一般就労への移行」に向けた取組を実施。</p> <p>市内の就労移行支援事業所とともに、「セルフケア」を促すための支援ツールである「川崎就労定着プログラム(K-STEP)」を共同開発し、市内外の就労支援機関等において実施。</p> <p>●就労支援ネットワーク会議の開催数</p> <p>南部地区：7回(うち勉強会3回)、中部地区：8回(うち勉強会2回)、北部地区：6回(うち勉強会2回)</p> |   |                             |                                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)             |                                      |           | 目標      | 実績       |
| 1   | 就労支援ネットワーク会議の参加人数   | 3地区でのネットワーク会議参加者の合計人数(延べ人数) |                                      |           | —       | 569人     |
| 2   |   |                             |                                      |           |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                             |                                      |           |         |          |
| 就労移行支援事業所においては、職員の異動等が多いことや新設の就労移行支援事業所もあることから、本市の取組や就労支援ネットワーク会議について、周知をしていく必要があります。   |   |                             |                                      |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                             |                                      |           |         |          |
| 新設の事業所等に対して、就労支援ネットワーク会議の開催情報を周知するとともに、ネットワーク会議や勉強会を通じて、本市の取組を共有する。   |   |                             |                                      |           |         |          |
| 所管課   |   |                             |                                      |           |         |          |
| 健康福祉局 障害者雇用・就労推進課   |   |                             |                                      |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目  | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |           |         |          |
|---|---|---|--------------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 62  | 取組名称  | 児童支援活動の推進                            |           |         |          |
| 取組目的  | 小学校において、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、ニーズに応じた支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施するために児童支援活動を充実・推進する。 |   |                                      |           |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額   | うち補助金等                               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 児童生徒支援・相談事業   | 424,026千円   | 40,320千円                             | 414,492千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |   |                                      |           |         |          |
| 3   |   |   |                                      |           |         |          |
| 取組実績  |   |   |                                      |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |   |                                      |           |         |          |
| 上記構成事務事業の一部で、下記の取り組みを実施している。  |   |   |                                      |           |         |          |
| <p>全小学校への児童支援コーディネーター配置を継続するとともに、スキルアップに向けた研修の実施については、市立全小学校に専任化した児童支援コーディネーターの研修を新任を対象に12回、全員を対象に1回実施し、特別支援教育コーディネーター連絡会議を4回、児童生徒指導連絡会議を7回実施した。</p> <p>●児童支援コーディネーターの機能</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>相談窓口<br/>いつでも相談できる体制。発達障害等への保護者や子どもの不安を軽減し、早期対応につなげる。</li> <li>課題の早期発見<br/>校内巡回、教室訪問等を行い、気になる子どもや行動の発見に努める。小さな変化を見逃さず、早期改善につなげる。</li> <li>支援の継続<br/>担任が変わっても、保護者との関係を保ちながら、一貫した対応で、継続して課題の改善を図る校内のキーパーソンとなる。</li> </ol> |   |   |                                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)   |                                      |           | 目標      | 実績       |
| 1   | 支援の必要な児童の課題改善率  | 各小学校において把握している、支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある(12月時点)児童の割合 |                                      |           | 95.0%以上 | 89.0%    |
| 2   | 支援の必要な児童に対する支援の未実施率   | 各小学校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった(12月時点)児童の割合           |                                      |           | 0%      | 0.20%    |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |   |                                      |           |         |          |
| 児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に生かせるよう内容の充実が必要である。  |   |   |                                      |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |   |                                      |           |         |          |
| 児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に生かせるよう内容の充実を図りながら継続する。  |   |   |                                      |           |         |          |
| 所管課   |   |   |                                      |           |         |          |
| 教育委員会事務局 指導課  |   |   |                                      |           |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる  |   | 項目                          | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |          |         |          |
|--|---|-----------------------------|--------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 63  | 取組名称                        | 自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置           |          |         |          |
| 取組目的   | 各機関での相談・取組が有機的に連携することを目的とした、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を設置し、対策を総合的に推進するための体制を整備する。 |                             |                                      |          |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額                         | うち補助金等                               | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業  | 17,762千円                    | 11,643千円                             | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 3  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 取組実績   |   |                             |                                      |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を開催している。   |   |                             |                                      |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |   |                             |                                      |          |         |          |
| ●会議設置目的<br>川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため。   |   |                             |                                      |          |         |          |
| ●参加機関及び団体<br>精神保健福祉関係(学識経験者)、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、川崎市医師会、川崎商工会議所、日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合、川崎南地域産業保健センター、川崎市社会福祉協議会、川崎市私立中学高等学校長協会、川崎市立中学校長会、川崎いのちの電話、全国自死遺族総合支援センター、神奈川県警察本部、川崎市健康福祉局障害保健福祉部、川崎市教育委員会事務局学校教育部、川崎市市区役所地域ままもり支援センター |   |                             |                                      |          |         |          |
| ●内容<br>○第1回(令和元年9月6日開催)<br>1 SNS・ICTを活用した自殺予防<br>2 川崎市の自殺の状況について<br>3 ゲートキーパー研修について<br>4 川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業の経過報告について<br>5 今年度の自殺対策関係事業について<br>6 その他   |   |                             |                                      |          |         |          |
| ○第2回(令和2年2月25日開催)<br>1 各種事業の開催報告について<br>2 川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業の中間報告について<br>3 ゲートキーパー研修の検討経過について<br>4 第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向けて<br>5 その他  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)             |                                      |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 会議の開催回数   | 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議の年間開催回数 |                                      |          | 2回      | 2回       |
| 2  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                             |                                      |          |         |          |
| 自殺対策を推進するために、学校、職場、地域など多様な関係者と連携し、情報共有と意見交換を継続していく必要がある。   |   |                             |                                      |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                             |                                      |          |         |          |
| 今後も川崎市の自殺の実態を地域の関係機関と共有し、必要な対策を連携関係の中で実施しているけるよう、協力体制を維持するため、会議を継続的に開催し、出された意見等を事業や計画へ反映させていく。   |   |                             |                                      |          |         |          |
| 所管課  |   |                             |                                      |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |   |                             |                                      |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |  | 項目   | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |           |         |          |
|---|--|--|--------------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 64   | 取組名称   | 生活困窮者への支援                            |           |         |          |
| 取組目的  | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、早期に本人の状態に応じた包括的な相談支援を実施することにより、その者の日常的社会的経済的な自立に資する。 |  |                                      |           |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額  | うち補助金等                               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 生活困窮者自立支援事業  | 184,292千円  | 136,605千円                            | 194,818千円 | あり      | あり       |
| 2   |  |  |                                      |           |         |          |
| 3   |  |  |                                      |           |         |          |
| 取組実績  |  |  |                                      |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |  |  |                                      |           |         |          |
| 上記事務事業の一部で、生活自立・仕事相談センター事業として下記の取り組みを実施している。  |  |  |                                      |           |         |          |
| ●取組の内容<br>中高年事業団やまで企業組合への委託により、川崎駅前にある川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター、以下「センター」という。)において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前10時から午後6時まで相談窓口を開設し、失業を中心に、住まい、債務、メンタルについてなど生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう就労支援員、精神保健支援員、居住・家計支援員などの相談支援員を配置し、個々の状況に合わせた就労支援などを行った。<br>また、センターでは神奈川県弁護士会等と連携し、専門相談も実施した。<br>なお、高津・宮前・多摩・麻生区役所において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前9時から午後5時まで出張相談を実施した。<br>平成31(令和元)年度からは、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を開始し、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高める支援を行った。 |  |  |                                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)                                  |                                      |           | 目標      | 実績       |
| 1   | 新規相談申込者数   | 川崎市生活自立・仕事相談センターへの新規相談申込者数                       |                                      |           | 1,500人  | 1,419人   |
| 2   | 就職率  | 川崎市生活自立・仕事相談センターにおいて、就労支援の対象となった人のうち、就職が決定した人の割合 |                                      |           | 75.0%   | 66.2%    |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |  |                                      |           |         |          |
| 何らかの支援を必要としているものの、センターでの相談につながっていない生活困窮者へ、どのようにしてアプローチしていくのが課題となっている。   |  |  |                                      |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |  |                                      |           |         |          |
| チラシ、ポスター及びホームページでの案内等広報活動の充実により、市民へのセンターの認知度を高めていく。<br>また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊心の低下等により、自ら相談窓口相談をすることが困難な者も少なくないと考えられることから、福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、センターの利用を勧奨してもらい、センターの相談窓口確実ににつなげていくことができるよう、関係機関との連携を強化していく。   |  |  |                                      |           |         |          |
| 所管課   |  |  |                                      |           |         |          |
| 健康福祉局 生活保護・自立支援室  |  |  |                                      |           |         |          |



| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |             | 項目  | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |              |           |          |
|---|-------------|---|--------------------------------------|--------------|-----------|----------|
| 取組番号  | 65          | 取組名称  | 生活保護制度による支援                          |              |           |          |
| 取組目的  |             | 各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活保護対象者の悩みや困難が解消されるよう、支援を行うための体制を整備し、充実させる。 |                                      |              |           |          |
| 構成事務事業  |             | 予算額   | うち補助金等                               | 決算額          | 外部委託の有無   | 事業変更の可能性 |
| 1   | 生活保護業務      | 59,617,457千円  | 44,823,237千円                         | 56,998,696千円 | なし        | なし       |
| 2   |             |   |                                      |              |           |          |
| 3   |             |   |                                      |              |           |          |
| <b>取組実績</b><br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |             |   |                                      |              |           |          |
| <p>●相談体制の整備状況<br/>市内9箇所の福祉事務所にて、生活保護専門の面接相談員を配置。生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々人の相談内容に応じた適切な助言を行っており、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言している。</p> <p>●生活保護相談件数<br/>全市年間延べ 8,930件</p> <p>●訪問回数<br/>全市年間延べ 73,934件</p> |             |   |                                      |              |           |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |             | 指標の説明(概要及びポイント)   |                                      | 目標           | 実績        |          |
| 1   | 居住安定化支援実績   | 転居により住居が安定し、社会的なつながりを回復することで、社会生活自立をした人数                                      |                                      | 180人         | 268人      |          |
| 2   | 年金専門員事業実績   | 年金専門員による年金受給にむけた自立支援を行うことで減少した生活保護費   |                                      | 300,000千円    | 255,958千円 |          |
| 3   | 後発医薬品使用促進割合 | 国の目標値である後発医薬品使用率促進の達成を目的とする。  |                                      | 80.0%        | 91.2%     |          |
| <b>目的・目標の達成に向けた課題</b>   |             |   |                                      |              |           |          |
| 保護率は、大きな変動はありませんが、高齢単身世帯については、増加傾向です。   |             |   |                                      |              |           |          |
| <b>今後の取組の改善の方向性</b>   |             |   |                                      |              |           |          |
| 国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。   |             |   |                                      |              |           |          |
| 所管課   |             |   |                                      |              |           |          |
| 健康福祉局 生活保護・自立支援室  |             |   |                                      |              |           |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |               | 項目  | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |         |         |          |
|---|---------------|---|--------------------------------------|---------|---------|----------|
| 取組番号  | 66            | 取組名称  | 地域見守りネットワーク事業                        |         |         |          |
| 取組目的  |               | 地域住民と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、日ごろから周囲を気にかけるとともに、要援護者を早期に見出し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守りのための体制を築く。 |                                      |         |         |          |
| 構成事務事業  |               | 予算額   | うち補助金等                               | 決算額     | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 地域見守りネットワーク事業 | 2,874千円   | 344千円                                | 2,676千円 | なし      | なし       |
| 2   |               |   |                                      |         |         |          |
| 3   |               |   |                                      |         |         |          |
| <b>取組実績</b><br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |               |   |                                      |         |         |          |
| <p>●支援体制の整備<br/>協力事業者と行政機関、関係機関等は、見守りネットワークの構築に取り組み相互連携を図っている。協力事業者は、事業活動の中で、異変に気づいたり何らかの支援を必要としている方を発見した場合は、行政機関に連絡を行い、連絡を受けた行政機関は、住民に対して適切な支援や対応を行っている。</p> <p>●民間事業者等協定数<br/>ホームページ、チラシ等による周知を行い、民間事業者等へ認知度の向上を図るとともに、協定締結に向け4団体と調整を行ったが、協力事業者数は62団体のままとなった。</p> <p>●通報件数<br/>37件(平成31年1月～令和元年12月)</p> |               |   |                                      |         |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |               | 指標の説明(概要及びポイント)   |                                      | 目標      | 実績      |          |
| 1   | 協力事業者数        | ネットワーク構築に向けた協力事業者   |                                      | 59社     | 62社     |          |
| 2   |               |   |                                      |         |         |          |
| <b>目的・目標の達成に向けた課題</b>   |               |   |                                      |         |         |          |
| 事業者と協力してもらえるよう、本事業の意義、事業者の役割等を理解してもらうための啓発を継続して行う必要がある。   |               |   |                                      |         |         |          |
| <b>今後の取組の改善の方向性</b>   |               |   |                                      |         |         |          |
| 市ホームページ、リーフレット等様々な機会をとらえ啓発を行っていく。   |               |   |                                      |         |         |          |
| 所管課   |               |   |                                      |         |         |          |
| 健康福祉局 高齢者在宅サービス課・地域包括ケア推進室  |               |   |                                      |         |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |   | 項目                    | 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 |          |         |          |
|---|---|-----------------------|--------------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 67  | 取組名称                  | 川崎いのちの電話への支援                         |          |         |          |
| 取組目的  | 精神的危機にある方を対象に、ボランティアによる電話相談事業を行っている社会福祉法人川崎いのちの電話に対し、運営費を補助する。また、講演やフリーダイヤル事業等の広報協力を行う。 |                       |                                      |          |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                   | うち補助金等                               | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 障害者団体育成等事業  | 18,662千円              | 67千円                                 | 17,480千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |                       |                                      |          |         |          |
| 3   |   |                       |                                      |          |         |          |
| 取組実績  |   |                       |                                      |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の一部で、社会福祉法人川崎いのちの電話へ運営費補助事業を行っている。   |   |                       |                                      |          |         |          |
| <p>●事業内容</p> <p>精神的危機に直面し、助け、慰め、励ましを求めている人々に、電話による対話の場を提供し、悩みの軽減、または開放を図り、社会生活を営めるよう支援することを目的として電話相談事業を行っている社会福祉法人川崎いのちの電話に対して、その活動及び、相談員ボランティアの募集及び資質の向上を図るために補助を行い、社会福祉の増進に努めた。</p> <p>また、社会福祉法人川崎いのちの電話の活動の周知のため、定期刊行物や相談員募集講座、チャリティイベントについて、市政だより等を通じた広報協力も行った。</p> <p>川崎市との共催事業として、「こころの健康セミナー(市民向け講演会)」を行うとともに、川崎市主催事業の中でも社会福祉法人川崎いのちの電話の活動紹介を行った。</p> <p>●社会福祉法人川崎いのちの電話への相談件数<br/>13,492件</p> |   |                       |                                      |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)       |                                      |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 相談件数  | 川崎いのちの電話への電話相談件数。     |                                      |          | -       | 13,656件  |
| 2   | 新規相談員ボランティアの確保  | 新規で電話相談員ボランティアとなった人数。 |                                      |          | 10人     | 5人       |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                       |                                      |          |         |          |
| 自殺予防において、社会福祉法人川崎いのちの電話が担っている役割は非常に大きく、今後も連携した取り組みを行っていくとともに、同法人の事業維持のため、運営費の補助だけでなく、相談員募集等の広報協力の機会を確保していくことが必要。  |   |                       |                                      |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                       |                                      |          |         |          |
| 社会福祉法人川崎いのちの電話との協力体制を維持しながら、特に広報面での支援を強化する。   |   |                       |                                      |          |         |          |
| 所管課   |   |                       |                                      |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健課   |   |                       |                                      |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |  | 項目               | 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援 |          |         |          |
|---|--|------------------|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 68   | 取組名称             | 市民向け講演会の共催                |          |         |          |
| 取組目的  | 自殺やこころの健康、病気についての知識を広く普及、理解をはかり、身近な人の不調への気づきやゲートキーパーの役割について関心を深める。 |                  |                           |          |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額              | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業   | 17,762千円         | 11,643千円                  | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 2   |  |                  |                           |          |         |          |
| 3   |  |                  |                           |          |         |          |
| 取組実績  |  |                  |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |  |                  |                           |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例   |  |                  |                           |          |         |          |
| <p>●事業概要</p> <p>幅広く市民対象に、こころの健康や精神疾患、自殺予防について市民向け講演会を行った。</p> <p>川崎いのちの電話との共催による「こころの健康セミナー」</p> <p>【日時】<br/>令和元年9月28日(土)午後</p> <p>【場所】<br/>高津市民館</p> <p>【内容】<br/>講演1「睡眠のメカニズムとアルコールの影響について」<br/>講演2「アルコールの心身への影響」</p> <p>【参加人数】<br/>177人</p> <p>【広報】<br/>市政だよりへの掲載、セミナーチラシを各区役所、市民館、図書館等に配布したほか、ポスターを市内524カ所の広報掲示板及び南武線・鶴見線の車内に掲示した。</p> |  |                  |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)  |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 参加者数   | こころの健康セミナーへの参加者数 |                           |          | 200人    | 177人     |
| 2   |  |                  |                           |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |                  |                           |          |         |          |
| テーマや講師により参加者の年齢層の変化がある。睡眠というテーマに感心のある市民は多いため、より幅広い広報活動が必要である。   |  |                  |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |                  |                           |          |         |          |
| 様々な立場や年齢層の市民や関係者に参加いただけるよう主催開催とし、社会福祉法人川崎いのちの電話と共催事業として継続していく。市民向け講演会は一般市民の方に向けたゲートキーパー養成を行う良い機会であるため、ゲートキーパーについての内容も盛り込みたい。  |  |                  |                           |          |         |          |
| 所管課   |  |                  |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |  |                  |                           |          |         |          |

| 方針2<br>自殺防止のためにつながる   |  | 項目                                      | 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援 |          |         |          |
|---|--|---|---------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 69   | 取組名称                                    | かながわ自殺対策会議の設置             |          |         |          |
| 取組目的  | 自殺対策の総合的な推進を図るため、「かながわ自殺対策会議」を神奈川県、横浜市、相模原市と共同で開催する。 |   |                           |          |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額                                     | うち補助金等                    | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業                                   | 17,762千円                                | 11,643千円                  | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2   |  |   |                           |          |         |          |
| 3   |  |   |                           |          |         |          |
| 取組実績  |  |   |                           |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |  |   |                           |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例   |  |   |                           |          |         |          |
| <p>●事業概要</p> <p>自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等多くの社会的要因があることにかんがみ、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、学識関係者や司法、報道、医療、労働、経済、福祉、教育などの様々な関係機関や民間団体、行政機関により構成される「かながわ自殺対策会議」を平成19年度から設置している。会議は神奈川県、横浜市、相模原市とともに四県市で連携し、開催した。</p> <p>かながわ自殺対策会議は自殺対策に係る情報の共有に関すること、自殺対策に係る協議及び連携に関すること等を目的としており、その趣旨に基づき、自殺の実態(統計)、ゲートキーパー養成、自殺街頭キャンペーンなど地域ごとの取組について共有を図った。</p> <p>4県市協同開催の他に、神奈川県計画「かながわ自殺対策計画」の策定に向けた協議のため、県独自開催をさらに1回実施された。</p> <p>●開催回数</p> <p>4県市共同開催：1回(令和元年7月7日)</p> <p>神奈川県独自開催：1回(令和元年10月24日)</p> |  |   |                           |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)                         |                           |          | 目標      | 実績       |
| 1   | かながわ自殺対策会議への参加                                       | 川崎市の取り組みを他県市と共有する機会として参加する。             |                           |          | 3回      | 2回       |
| 2   | かながわ自殺対策会議後援名義事業の開催                                  | 神奈川県及び横浜市、相模原市と協調し、自殺対策に関する普及啓発事業を開催する。 |                           |          | 1回      | 1回       |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |   |                           |          |         |          |
| 神奈川県全体の取組について各委員からの意見を伺ったり、情報共有や意見交換ができる場として活用していく。   |  |   |                           |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |   |                           |          |         |          |
| 今後も神奈川県及び横浜市、相模原市と共同で、県内の自殺の実態を共有し、共同での取り組みを進めていく。  |  |   |                           |          |         |          |
| 所管課   |  |   |                           |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |  |   |                           |          |         |          |

| 方針3<br>自殺防止のために支える  |  | 項目   | 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備 |           |         |          |
|---|--|--|---------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 70   | 取組名称   | 精神科医療体制の整備                      |           |         |          |
| 取組目的  | 自殺企図の可能性のある患者に、早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備を目的とする。 |  |                                 |           |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額  | うち補助金等                          | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 精神科救急医療対策事業                                  | 261,957千円  | 94,855千円                        | 256,187千円 | あり      | なし       |
| 2   |  |  |                                 |           |         |          |
| 3   |  |  |                                 |           |         |          |
| 取組実績  |  |  |                                 |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |  |  |                                 |           |         |          |
| <p>●外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害の恐れのある場合の警察官通報を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て、24時間体制で実施した。川崎市では、平成31年1月から初期救急実施について、平日夜間帯の輪番制から受療ニーズの高い日曜、祝日夜間帯に実施時間をシフトし、診療拠点を定点化することで市民の医療アクセスの向上を図った。</p> <p>【令和元年度実績】</p> <p>初期救急・二次救急相談件数：810件(初期救急紹介：16件、二次救急紹介：23件)</p> <p>三次救急通報件数：365件(うち診察実施件数：239件)</p> <p>●通報等の対象となった市民が適切な支援を継続的かつ包括的に受けられることを目的として、措置入院者の退院後支援の取組を開始した。</p> <p>【平成31(令和元)年度実績】</p> <p>計画作成申込数：13</p> <p>計画作成数：9</p> |  |  |                                 |           |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)  |                                 |           | 目標      | 実績       |
| 1   | 精神科救急体制を神奈川県及び横浜市、相模原市とともに適正に実施する            | 精神科救急である初期救急、二次救急、警察官通報を神奈川県、横浜市、相模原市との協調のもと24時間体制で適正に実施する |                                 |           | 実施する    | 実施した     |
| 2   | 退院後支援の実施                                     | 川崎市における措置入院患者等の退院後支援を円滑に実施する                               |                                 |           | 実施する    | 実施した     |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |  |                                 |           |         |          |
| 市民の適切な医療の提供のためには、精神保健指定医数が十分とは言えない状況である。退院後支援を効果的に実施するために、地域障害者センター、区等の間で。  |  |  |                                 |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |  |                                 |           |         |          |
| 精神保健指定医の確保に向けて、各関係機関に協力を求めたうえで調整を図っていく。またより一層安定的な精神科救急体制の確保のため、4県市協調で、後方移送受入病院に対し丁寧な連絡調整を行うほか、多様な精神疾患に対し専門治療が可能な病院へ後方移送できる仕組みづくりを検討していく。  |  |  |                                 |           |         |          |
| 実効性のある退院後支援が提供できるように、支援の検証を行い、実態に即した内容に手引きの修正を適宜行う。   |  |  |                                 |           |         |          |
| 所管課   |  |  |                                 |           |         |          |
| 健康福祉局 精神保健課   |  |  |                                 |           |         |          |

| 方針3<br>自殺防止のために支える  |   | 項目              | 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備 |           |         |          |
|---|---|-----------------|---------------------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 71  | 取組名称            | DPAT体制整備事業                      |           |         |          |
| 取組目的  | DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team:災害派遣精神医療チーム)は、自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地域に入り、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下した場合に、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握し、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う。 |                 |                                 |           |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額             | うち補助金等                          | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 精神科救急医療対策事業   | 261,957千円       | 94,855千円                        | 256,187千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |                 |                                 |           |         |          |
| 3   |   |                 |                                 |           |         |          |
| 取組実績  |   |                 |                                 |           |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |                 |                                 |           |         |          |
| 上記構成事務事業の一部で、DPAT体制整備事業を行っている。  |   |                 |                                 |           |         |          |
| <平成30年度の取組><br>支援活動に必要な専門知識の研修・訓練を、神奈川県、横浜市、相模原市と共催で2回実施。<br>また、他都道府県への派遣の際に、必要機材の購入など体制整備をすすめている。今後も神奈川県内、市内における災害発生についても、市で実施した保健医療調整本部の設置訓練で得られた課題等も重点を置き、体制整備を進めて行く。      |   |                 |                                 |           |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント) |                                 |           | 目標      | 実績       |
| 1   | かながわDPAT研修・訓練の開催  | 4区市圏域での研修・訓練の開催 |                                 |           | 2回      | 2回       |
| 2   |   |                 |                                 |           |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                 |                                 |           |         |          |
| DPATが国の防災基本計画に位置付けられたことを踏まえて、災害発生時を想定した保健医療調整本部の設置訓練を実施しており、DMATとともに関東地域における大規模災害発生時に迅速に活動できるよう、専門的な研修と訓練を受けたDPATチームの編成と体制整備は、喫緊の課題といえる。市内・県内の研修や訓練開催に際して、精神科医療機関の参加を働きかけていく。 |   |                 |                                 |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                 |                                 |           |         |          |
| 神奈川県と協力し、研修・訓練開催の際に精神科医療機関に対して、参加の周知を行う。また、多数の医療チームとの連携や役割分担等を訓練等を通じ確認していく。   |   |                 |                                 |           |         |          |
| 所管課   |   |                 |                                 |           |         |          |
| 健康福祉局 精神保健課   |   |                 |                                 |           |         |          |

| 方針3<br>自殺防止のために支える  |                                  | 項目              | 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備 |          |         |          |
|---|----------------------------------|-----------------|---------------------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 72                               | 取組名称            | 自殺未遂者の救急搬送                      |          |         |          |
| 取組目的  | 自殺未遂者を迅速かつ適切に救急医療搬送するための体制を整備する。 |                 |                                 |          |         |          |
| 構成事務事業  |                                  | 予算額             | うち補助金等                          | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 救急活動事業                           | 49,174千円        | 3,442千円                         | 48,311千円 | なし      | なし       |
| 2   | 救急隊整備事業                          | 0千円             | 0千円                             | 0千円      | なし      | なし       |
| 3   |                                  |                 |                                 |          |         |          |
| 取組実績  |                                  |                 |                                 |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)               |                                  |                 |                                 |          |         |          |
| ●救急搬送体制の整備状況<br>市内全救急事案に対して、28隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制を整備している。                       |                                  |                 |                                 |          |         |          |
| ●搬送件数<br>令和元年中の出動件数は、75,513件であり、うち自損行為の出動は627件(0.83%)、そのうち搬送人員は471件(0.72%)であった。 |                                  |                 |                                 |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |                                  | 指標の説明(概要及びポイント) |                                 |          | 目標      | 実績       |
| 1   |                                  |                 |                                 |          |         |          |
| 2   |                                  |                 |                                 |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |                                  |                 |                                 |          |         |          |
|   |                                  |                 |                                 |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |                                  |                 |                                 |          |         |          |
|   |                                  |                 |                                 |          |         |          |
| 所管課   |                                  |                 |                                 |          |         |          |
| 消防局 救急課   |                                  |                 |                                 |          |         |          |

| 方針3<br>自殺防止のために支える  |   | 項目                                | 自殺未遂者に対する支援          |          |         |          |
|---|---|-----------------------------------|----------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 73  | 取組名称                              | 自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布 |          |         |          |
| 取組目的  | 自殺未遂者・家族等へ支援窓口や体制を伝えるためのリーフレットを作成し、必要に応じて当事者(本人や家族)へ配布する。 |                                   |                      |          |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額                               | うち補助金等               | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業  | 17,762千円                          | 11,643千円             | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 2   |   |                                   |                      |          |         |          |
| 3   |   |                                   |                      |          |         |          |
| 取組実績  |   |                                   |                      |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |   |                                   |                      |          |         |          |
| 根拠法令等: 自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |   |                                   |                      |          |         |          |
| <p>自損事故による救急搬送において本人または家族に渡す相談案内のリーフレットは既に作成しているが、救急搬送の現場ではお渡しすることのできない状況も多く、活用が図られていない。</p> <p>川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・連携会議を隔月で開催し、その中で、救急搬送を受け入れた医療機関で活用できるリーフレットについても必要性について検討した。</p> <p>未遂者支援に特化したものではないが、毎年更新作成している4県市(神奈川県・横浜市・相模原市)協調の自殺予防リーフレット「あなたに知ってほしい」(相談先一覧)を令和元年度も作成・配布した。</p> <p>配布実績: 各区役所、公共機関への配架等 約2,000部</p> |   |                                   |                      |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)                   |                      |          | 目標      | 実績       |
| 1   | リーフレットの作成   | 自殺未遂者・家族等へ支援窓口や体制を伝えるためのリーフレットの作成 |                      |          | 作成する    | 作成した     |
| 2   |   |                                   |                      |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                                   |                      |          |         |          |
| 相談先を必要としている人が手に取ることができるよう、関係機関への周知や配架を進めて行く。  |   |                                   |                      |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                                   |                      |          |         |          |
| 市内関係機関、関係部署への配架依頼を実施していく。図書館職員から自殺予防対策に関する情報提供の依頼があったため、図書館への情報提供を積極的に行う。   |   |                                   |                      |          |         |          |
| 所管課   |   |                                   |                      |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |   |                                   |                      |          |         |          |

| 方針3<br>自殺防止のために支える  |  | 項目                             | 自殺未遂者に対する支援     |          |         |          |
|---|--|--------------------------------|-----------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 74   | 取組名称                           | 自殺未遂者及びその家族への支援 |          |         |          |
| 取組目的  | 自殺未遂者やその家族等に対する支援について、関係機関による連携体制を構築し、支援を行う。 |                                |                 |          |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額                            | うち補助金等          | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業                           | 17,762千円                       | 11,643千円        | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 2   |  |                                |                 |          |         |          |
| 3   |  |                                |                 |          |         |          |
| 取組実績  |  |                                |                 |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |  |                                |                 |          |         |          |
| 根拠法令等: 自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |  |                                |                 |          |         |          |
| <p>●川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業の実施</p> <p>&lt;目的&gt;<br/>川崎市中部の三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を継続的に支援し、地域の資源につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行うために実施した。</p> <p>&lt;背景&gt;<br/>川崎市における自殺未遂者の実態ならびに支援の現状を把握することで、自殺未遂者ならびにその家族をより効果的に支援するための基礎資料とすることを目的とし、平成29年に川崎市自損事故救急事例研究会が行った「川崎市における自損事故による救急搬送事例調査」において、自損の原因・動機には、「家庭問題」、「経済・生活問題」、「健康問題」、「勤務問題」などがあり、自損行為後もつらい気持ちや生きづらい状況が続いている者も少なくないことが明らかになった。その一方、自損行為をした多くの人々にとって、主要な相談相手・支援者は医療者(精神科/心療内科)と家族であり、相談機関の利用も少ないものでした。この調査の結果を踏まえ、自殺未遂患者等について、地域におけるフォローアップを行いつつ、必要な支援につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る地域の支援体制の構築が必要と考えられた。</p> |  |                                |                 |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント)                |                 |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 自殺未遂者支援での連携を目的とした会議の開催数                      | 川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・連携会議の開催数 |                 |          | 6回      | 5回       |
| 2   |  |                                |                 |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |                                |                 |          |         |          |
| 現在、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を取り組んでいるが、自殺未遂者の方の中には、複数の課題を抱える方や支援を拒否される方もいらっしゃるため、地域の多様な支援機関と連携した支援が求められる。  |  |                                |                 |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |                                |                 |          |         |          |
| 自殺未遂者支援については、これまで各区役所での精神保健福祉相談を中心に、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業により、地域の医療機関との連携や社会資源の活用をおとして、再企図防止の取り組みを実施していく。  |  |                                |                 |          |         |          |
| 所管課   |  |                                |                 |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |  |                                |                 |          |         |          |

| 方針3<br>自殺防止のために支える  |   | 項目  | 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援 |           |         |          |
|---|---|---|----------------------|-----------|---------|----------|
| 取組番号  | 75  | 取組名称  | 遺児支援における連携           |           |         |          |
| 取組目的  | 遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、関係機関が連携して遺児支援を実施する。 |   |                      |           |         |          |
| 構成事務事業  |   | 予算額   | うち補助金等               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 児童相談所運営事業                                     | 343,895千円   | 78,463千円             | 337,987千円 | なし      | なし       |
| 2   |   |   |                      |           |         |          |
| 3   |   |   |                      |           |         |          |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |   |                      |           |         |          |
| <p>●相談状況<br/>各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。その中で遺児に関する相談も受けている。平成31(令和元)年度の遺児に関する相談は、21件であった。</p> <p>●連携の状況<br/>遺児については、児童養護施設等に入所したり、里親に委託されることが多いため、施設職員や里親との連携が必須となる。施設入所や里親委託となった児童については、施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行っている。</p> |   |   |                      |           |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)   |                      |           | 目標      | 実績       |
| 1   | 遺児関連の相談件数                                     | 各児童相談所において、保護者や子どもの相談支援を行うなかで、遺児に関する相談への対応件数。なお、数値目標は設定していない。 |                      |           | -       | 21件      |
| 2   |   |   |                      |           |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |   |                      |           |         |          |
| 施設職員や里親と連携して遺児の心理的ケアを行っており、引き続き、各関係機関の専門性を活かしつつ、多職種で連携しながら支援をしていく。  |   |   |                      |           |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |   |                      |           |         |          |
| 上記内容と兼ねる。   |   |   |                      |           |         |          |
| 所管課   |   |   |                      |           |         |          |
| こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室   |   |   |                      |           |         |          |

| 方針3<br>自殺防止のために支える  |   | 項目                                   | 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援 |           |         |                  |
|---|---|--------------------------------------|----------------------|-----------|---------|------------------|
| 取組番号  | 75  | 取組名称                                 | 遺児支援における連携           |           |         |                  |
| 取組目的  | 遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、関係機関が連携して遺児支援を実施する。 |                                      |                      |           |         |                  |
| 構成事務事業  |   | 予算額                                  | うち補助金等               | 決算額       | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性         |
| 1   | 児童生徒支援・相談事業                                   | 424,026千円                            | 40,320千円             | 414,492千円 | なし      | なし               |
| 2   |   |                                      |                      |           |         |                  |
| 3   |   |                                      |                      |           |         |                  |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)   |   |                                      |                      |           |         |                  |
| <p>上記構成事務事業の一部で、下記の取り組みを実施している。</p> <p>遺児支援に当たっては、スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを派遣し、遺児やその親族等の心のケアにあたり、教職員と情報共有しながら支援をすすめる、必要に応じて区・教育担当、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携して支援を実施する体制を整えた。</p> |   |                                      |                      |           |         |                  |
| 取組の中で重視している主要指標   |   | 指標の説明(概要及びポイント)                      |                      |           | 目標      | 実績               |
| 1   | 学校巡回カウンセラー派遣回数                                | 小学校、特別支援学校、高等学校への派遣回数(カッコ内は年間相談延べ人数) |                      |           | -       | 661回<br>(2,033人) |
| 2   | スクールソーシャルワーカー派遣回数                             | スクールソーシャルワーカー派遣回数(カッコ内は年間相談人数)       |                      |           | -       | 2,569回<br>(234人) |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |   |                                      |                      |           |         |                  |
| スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要がある。スクールソーシャルワーカーの配置・派遣について、今後も各区1名以上の体制を維持し、効果的な支援体制を維持する必要がある。  |   |                                      |                      |           |         |                  |
| 今後の取組の改善の方向性  |   |                                      |                      |           |         |                  |
| スクールソーシャルワーカーについて、事例研修・専門研修の継続・充実を通して専門性の向上や一定の統一感を持った対応等を図っていく。スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図っていく。   |   |                                      |                      |           |         |                  |
| 所管課   |   |                                      |                      |           |         |                  |
| 教育委員会事務局 教育政策室  |   |                                      |                      |           |         |                  |

| 方針3<br>自殺防止のために支える   |   | 項目              | 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援 |     |         |          |
|--|---|-----------------|----------------------|-----|---------|----------|
| 取組番号   | 76  | 取組名称            | 自死遺族支援リーフレット等の配布     |     |         |          |
| 取組目的   | 自死遺族の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、自死遺族に遺族支援のリーフレットやチラシ等を配布する。 |                 |                      |     |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額             | うち補助金等               | 決算額 | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | ※当課でのリーフレット等の作成はないため、構成事務事業はなし                          |                 |                      |     |         |          |
| 2  |   |                 |                      |     |         |          |
| 3  |   |                 |                      |     |         |          |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |                 |                      |     |         |          |
| <p>●取組内容<br/>ポスター掲示<br/>チラシを職員健康相談室のカウンターに配架<br/>職員が自死した際に職場等を通じ、遺族に配布<br/>同僚向け、管理監督者向けリーフレットの配布</p> <p>●配布数<br/>遺族向けリーフレット 2部<br/>管理監督者向けリーフレット 4部<br/>同僚向けリーフレット 39部</p> |   |                 |                      |     |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント) |                      |     | 目標      | 実績       |
| 1  |   |                 |                      |     |         |          |
| 2  |   |                 |                      |     |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                 |                      |     |         |          |
| 遺族向けリーフレットの具体的な配布は職員並びにご家族との接点はない中での配布は難しく、職員が所属していた職場への依頼となる。   |   |                 |                      |     |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                 |                      |     |         |          |
| 自死した職員の管理監督者に早い時期でのリーフレットの配布、同僚職員への面談を適正な時期に実施し、リーフレットを配布していく。   |   |                 |                      |     |         |          |
| 所管課  |   |                 |                      |     |         |          |
| 総務企画局 職員厚生課  |   |                 |                      |     |         |          |

| 方針3<br>自殺防止のために支える   |   | 項目                 | 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援 |          |         |          |
|--|---|--------------------|----------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号   | 77  | 取組名称               | 自死遺族の集いの開催           |          |         |          |
| 取組目的   | 自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止を図る。 |                    |                      |          |         |          |
| 構成事務事業   |   | 予算額                | うち補助金等               | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1  | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業  | 17,762千円           | 11,643千円             | 15,377千円 | なし      | なし       |
| 2  |   |                    |                      |          |         |          |
| 3  |   |                    |                      |          |         |          |
| 取組実績<br>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)  |   |                    |                      |          |         |          |
| 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |   |                    |                      |          |         |          |
| 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例  |   |                    |                      |          |         |          |
| <p>●事業概要<br/>大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語れる場を提供する。自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等を行う。</p> <p>○開催回数及び参加者数<br/>開催回数：5回(奇数月) ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、1回未実施<br/>参加者数：延べ8人</p> <p>●自死遺族支援事業担当課連絡会議<br/>自死遺族の集いを定期的に開催している神奈川県内および近隣自治体を加えた10自治体及びかわさき自死遺族の会、全国自死遺族総合支援センター、大和・生と死を考える会が出席。それぞれの活動状況や課題について意見交換を行った。</p> <p>○開催市及び実施日<br/>川崎市精神保健福祉センターにて、令和元年12月13日に実施</p> |   |                    |                      |          |         |          |
| 取組の中で重視している<br>主要指標  |   | 指標の説明(概要及びポイント)    |                      |          | 目標      | 実績       |
| 1  | 自死遺族の集いの開催数   | 自死遺族の集いの平成30年度の開催数 |                      |          | 6回      | 5回       |
| 2  |   |                    |                      |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題   |   |                    |                      |          |         |          |
| 運営については、特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センターの協力を得ながら実施。センターの担当者共通の認識を持ちながら、参加者が安心して語れる場の確保を継続していく必要がある。   |   |                    |                      |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性   |   |                    |                      |          |         |          |
| 実施前にはセンター担当者や参加者の情報を共有し、当日の運営方法について検討。わかちあいとクールダウンの時間配分を状況に合わせて調整し、参加者が話しやすい場づくりを心掛ける。また体調が悪化する参加者へは、必要に応じて個別対応をしている。  |   |                    |                      |          |         |          |
| 担当課連絡会議については、地域の独自性を保ちつつ共通した質を担保するために継続実施の予定。  |   |                    |                      |          |         |          |
| 所管課  |   |                    |                      |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター   |   |                    |                      |          |         |          |

| 方針3<br>自殺防止のために支える  |  | 項目              | 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援 |          |         |          |
|---|--|-----------------|----------------------|----------|---------|----------|
| 取組番号  | 78   | 取組名称            | 自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施  |          |         |          |
| 取組目的  | 自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止をはかる。 |                 |                      |          |         |          |
| 構成事務事業  |  | 予算額             | うち補助金等               | 決算額      | 外部委託の有無 | 事業変更の可能性 |
| 1   | 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業   | 17,762千円        | 11,643千円             | 15,377千円 | あり      | なし       |
| 2   |  |                 |                      |          |         |          |
| 3   |  |                 |                      |          |         |          |
| 取組実績  |  |                 |                      |          |         |          |
| (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)<br>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。   |  |                 |                      |          |         |          |
| <p>根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例</p> <p>●事業概要<br/>自殺に対する社会的偏見が残る中、誰にも話せずに悲しみや無力感を抱えることによりうつ病等の重篤な状態に陥る場合もあるため、支援が必要である。<br/>また、来所による相談には多くの時間を要するため支援が行き届かない場合も想定されることから、電話による相談事業を展開することで必要な情報を提供し、併せて遺族の孤立を防止することが必要であり、自殺により遺された人々が安心して話せる電話相談支援を行い、必要な情報提供も併せて実施した。</p> <p>●開設回数及び相談件数<br/>月2回(第2・第4木曜日) 12:00～16:00<br/>相談実績：15件</p> |  |                 |                      |          |         |          |
| 取組の中で重視している主要指標   |  | 指標の説明(概要及びポイント) |                      |          | 目標      | 実績       |
| 1   | 相談件数   | 自死遺族電話相談への相談件数  |                      |          | —       | 15件      |
| 2   |  |                 |                      |          |         |          |
| 目的・目標の達成に向けた課題  |  |                 |                      |          |         |          |
|   |  |                 |                      |          |         |          |
| 今後の取組の改善の方向性  |  |                 |                      |          |         |          |
| 相談件数は多くないものの、相談を必要としている人はいる。専用回線の設置をすることで、相談者自身の安心感につながると思われ、また、その周知を行うことで自死遺族支援の必要性について啓発につながるため、今後も継続していく。  |  |                 |                      |          |         |          |
| 所管課   |  |                 |                      |          |         |          |
| 健康福祉局 精神保健福祉センター  |  |                 |                      |          |         |          |



## 2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見

本報告書は、条例第11条第1項に基づき、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価及び市の自殺の概要についてとりまとめ、議会に提出するとともに、公表することを目的に作成した。

本報告書を作成するにあたり、令和2年9月28日に開催した川崎市自殺対策評価委員会より、条例第11条第2項に基づいて、以下の意見が出された。

- (1) 川崎市の定量的な目標の設定について、他の政令指定都市と比べ、設定の仕方に特徴があるため、その特徴についての記載があると良い。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容の変更等があったものもあるかと思われるが、その変更や事業推移について、今後の報告書での記載を検討すべき。

「川崎市自殺対策の推進に関する条例」抜粋

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講じるものとする。

～中略～

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策の関する定量的な目標を定めるものとする。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。



# 資 料

## 川崎市自殺対策の推進に関する条例

平成 25 年 12 月 24 日条例第 75 号

改正 平成 27 年 3 月 23 日条例第 17 号

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- (2) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- (3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- (4) 市及び関係機関等(国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者をいう。以下同じ。)相互の密接な連携の下に行われるものとすること。

### (市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の規定による関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。
- 3 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

### (事業主の責務)

第 4 条 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (保健医療サービス等を提供する者の責務)

第 5 条 保健医療サービス、福祉サービス等(以下「保健医療サービス等」という。)を提供する者は、自殺対策に直接関係すること又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

### (学校等の責務)

第 6 条 学校その他これに類する教育機関(以下「学校等」という。)は、自殺対策において重要な役

割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、前項の問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という。)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
  - (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
  - (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
  - (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
  - (5) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
  - (6) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
  - (7) 自殺未遂者に対する支援
  - (8) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
  - (9) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- 2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

(留意事項)

第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 各区又は地域の実情に配慮すること。
- (2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。
  - ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割
  - イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割
- (3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

(自殺対策評価委員会)

第12条 前条第2項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
(連携のための仕組みの整備)

第13条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱

(趣旨)

第1条 川崎市自殺対策の推進に関する条例(平成25年条例第75号)に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る総合推進計画に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に関する連絡調整に関すること。
- (4) 自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 第1条の趣旨に則り、神奈川県下における4県市による「かながわ自殺対策会議」及び行政による「川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議」との連携を図る。

2 会議は、原則として、別表に掲げる学識経験者、機関及び団体において選出した者(以下「委員」という。)で構成するものとする。

(会議)

第4条 会議は、精神保健課長が招集する。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議は必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議(部会に関する事項にあっては、部会)で定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 区分       | 機関・団体名                         |
|----------|--------------------------------|
| 学識経験者    | 精神保健福祉関係                       |
| 司法関係     | 神奈川県弁護士会                       |
|          | 神奈川県司法書士会                      |
| 医療関係     | 川崎市医師会                         |
| 経済・労働関係  | 川崎商工会議所                        |
|          | 日本労働組合総連合会神奈川県連合会              |
|          | 地域産業保健センター                     |
| 福祉・教育等関係 | 川崎市社会福祉協議会                     |
|          | 川崎市私立中学高等学校長協会                 |
|          | 川崎市立中学校長会                      |
| 民間団体     | 川崎いのちの電話                       |
|          | 全国自死遺族総合支援センター                 |
| 警察関係     | 神奈川県警察本部                       |
| 行政       | 川崎市健康福祉局障害保健福祉部                |
|          | 川崎市教育委員会事務局学校教育部               |
|          | 川崎市役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） |



## 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議(以下「庁内連携会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内連携会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- (3) 庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- (4) 庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- (5) その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

(組織及び構成)

第3条 庁内連携会議は議長及び委員をもって構成する。

2 議長は、健康福祉局を所管する副市長とする。

3 委員の構成は、別表1のとおりとする。

4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め議長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連携会議は、議長が招集する。

2 委員は、代理人を出席させることができる。

3 庁内連携会議には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 庁内連携会議の所管事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。

3 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長とする。

4 幹事の構成は別表2のとおりとする。なお、各区役所においては幹事2名のうち、単年度ごとに1名を代表幹事とすることができる。

5 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。

6 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「座長」、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第6条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、議長が指名した者をもって充てる。

4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。

5 専門部会の会議については、第4条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 庁内連携会議、幹事会及び専門部会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱(平成19年10月31日施行)は、廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (庁内連携会議)

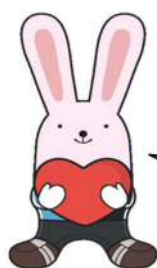
|    |             |              |
|----|-------------|--------------|
| 1  | 総務企画局       | 総務企画局長       |
| 2  | 財政局         | 財政局長         |
| 3  | 市民文化局       | 市民文化局長       |
| 4  | 経済労働局       | 経済労働局長       |
| 5  | 環境局         | 環境局長         |
| 6  | こども未来局      | こども未来局長      |
| 7  | まちづくり局      | まちづくり局長      |
| 8  | 建設緑政局       | 建設緑政局長       |
| 9  | 港湾局         | 港湾局長         |
| 10 | 臨海部国際戦略室    | 臨海部国際戦略室本部長  |
| 11 | 会計室         | 会計管理者        |
| 12 | 川崎区役所       | 川崎区長         |
| 13 | 幸区役所        | 幸区長          |
| 14 | 中原区役所       | 中原区長         |
| 15 | 高津区役所       | 高津区長         |
| 16 | 宮前区役所       | 宮前区長         |
| 17 | 多摩区役所       | 多摩区長         |
| 18 | 麻生区役所       | 麻生区長         |
| 19 | 上下水道局       | 上下水道事業管理者    |
| 20 | 交通局         | 交通局長         |
| 21 | 病院局         | 病院局長         |
| 22 | 消防局         | 消防局長         |
| 23 | 市民オンブズマン事務局 | 市民オンブズマン事務局長 |
| 24 | 教育委員会事務局    | 教育次長         |
| 25 | 選挙管理委員会事務局  | 選挙管理委員会事務局長  |
| 26 | 監査事務局       | 監査事務局長       |
| 27 | 人事委員会事務局    | 人事委員会事務局長    |
| 28 | 議会局         | 議会局長         |
| 29 | 健康福祉局       | 健康福祉局長       |

別表 2 (幹事会)

|    |             |                                  |
|----|-------------|----------------------------------|
| 1  | 総務企画局       | 行政改革マネジメント推進室担当課長                |
| 2  | 総務企画局       | 都市政策部企画調整課長                      |
| 3  | 財政局         | 財政部財政課長                          |
| 4  | 市民文化局       | 市民生活部企画課長                        |
| 5  | 経済労働局       | 産業政策部庶務課長                        |
| 6  | 環境局         | 総務部庶務課長                          |
| 7  | こども未来局      | 総務部企画課長                          |
| 8  | まちづくり局      | 総務部庶務課長                          |
| 9  | 建設緑政局       | 総務部企画課長                          |
| 10 | 港湾局         | 港湾振興部庶務課長                        |
| 11 | 臨海部国際戦略室    | 臨海部事業推進部担当課長                     |
| 12 | 会計室         | 審査課長                             |
| 13 | 川崎区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長 |
| 14 | 川崎区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長  |
| 15 | 幸区役所        | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長 |
| 16 | 幸区役所        | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長  |
| 17 | 中原区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長 |
| 18 | 中原区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長  |
| 19 | 高津区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長 |
| 20 | 高津区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長  |
| 21 | 宮前区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長 |
| 22 | 宮前区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長  |
| 23 | 多摩区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長 |
| 24 | 多摩区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長  |
| 25 | 麻生区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長 |
| 26 | 麻生区役所       | 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長  |
| 27 | 上下水道局       | 総務部庶務課長                          |
| 28 | 交通局         | 企画管理部庶務課長                        |
| 29 | 病院局         | 経営企画室経営企画担当課長                    |
| 30 | 消防局         | 警防部救急課長                          |
| 31 | 市民オンブズマン事務局 | 市民オンブズマン事務局担当課長                  |
| 32 | 教育委員会事務局    | 教育政策室担当課長                        |
| 33 | 選挙管理委員会事務局  | 選挙部選挙課長                          |
| 34 | 監査事務局       | 監査事務局行政監査課長                      |
| 35 | 人事委員会事務局    | 人事委員会事務局調査課長                     |
| 36 | 議会局         | 総務部庶務課長                          |
| 37 | 健康福祉局       | 総務部企画課長                          |

川崎市自殺対策評価委員会 委員名簿

| 分野    | 機関・団体名    | 職名             | 氏名    |
|-------|-----------|----------------|-------|
| 学識経験者 | 新潟大学      | 法学部<br>教授      | 南島 和久 |
|       | 日本社会事業大学  | 社会福祉学部<br>准教授  | 贄川 信幸 |
|       | 東京慈恵会医科大学 | 環境保健医学講座<br>講師 | 山内 貴史 |
| 医師    | 自治医科大学    | 精神医学講座<br>助教   | 加藤 梨佳 |
| 市職員   | 川崎市健康福祉局  | 医務監            | 坂元 昇  |



川崎市自殺対策推進キャラクター  
「うさっぴー」です

---

## 川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(平成31(令和元)年度版)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話：044-200-2430  
FAX：044-200-3932  
E-mail：40seisin@city.kawasaki.jp